

14.5-562  
\*1200600231713\*

14.5

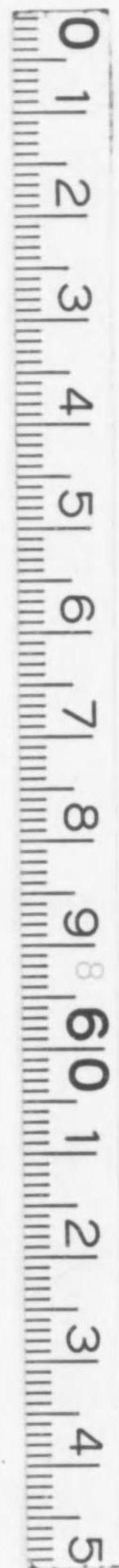
562

聯研究資料第二十七號 (昭和十二年四月)

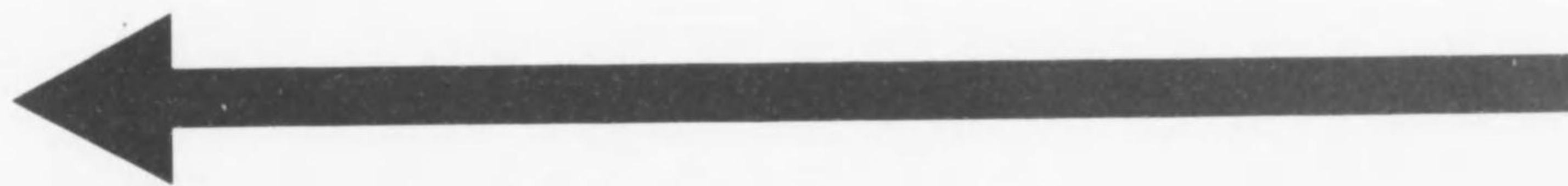
秘

ソ聯新憲法關係資料

滿鐵產業部



始





14.5  
562

例言

發行所寄贈本

一、凡そ憲法は法の母にしていつれの國においても法制中最も重要視せられ、一國の政治機構の基礎をなし、その社會經濟體制との國內諸勢力の相互關係を最もよく反映するものである。この意味において、昨年十二月行はれたソヴェート聯邦の憲法改正が、同國の政治機構並に一般政治・經濟・社會情勢を見る上に極めて注目すべき事件であることは更にもいふまでもない。

二、周知の通り、一九一七年十月の革命によつてレーニンを首領とするボリシェヴィキ黨はロシアの政權を掌握した。その時直ちに現在の如きソヴェート聯邦が形成されたわけではなく、レーニンの提唱する民族自決政策によつてウクライナ、白ロシア、ザカフカズ、中央アジア等の舊ロシア帝國版圖内における少數民族地方においてはロシア本國に續き相前後して獨立のソヴェート社會主義共和國が組織され、ロシア共和國と並存したのである。この時ボリシェヴィキの勢力が及ばなかつた少數民族地方——ポーランド、フィンランド、バルチック沿岸三小國の如きは、ロシアから完全に分離獨立した。内亂の漸く終熄した一九二二年末、これら社會主義共和國の代表がモスクワに會合して茲に始めて「ソヴェート社會主義共和國聯邦」を結成し、今日に及んでゐる。ソヴェート聯邦の憲法はこの時始めて問題にされたのであつて、翌年七月のソ聯邦中央執行委員會第一期第二次會議において制定され、更に一九二

例言

一



四年一月の第二回聯邦ソヴェート大會において確認されたのが、即ち、このたび改正されたソヴェート聯邦の舊憲法である。

これより先、一九一八年一月、レーニンによつて起草された「被搾取労働人民の権利の宣言」(第三回全露ソヴェート大會確認)は、ソヴェート國家の根本原則を始めて規定したものと見做され、通常最初のソヴェート憲法と看做されるが、名實共に最初のソヴェート憲法は右の「宣言」に基いて編纂され、同一九一八年七月の第五回全露ソヴェート大會において確認されたロシア共和國憲法である。ロシア以外の獨立社會主義共和國もすべてこれに倣つて自國憲法を制定したのである。これらの共和國憲法は一九二四年の聯邦憲法制定に伴つて改正されたが共和國憲法の基準となるべきロシア共和國憲法の改正は一九二五年五月に行はれた。

これらの歴史的事情によつて、舊聯邦憲法は各社會主義共和國の條約の形式において制定され、また、本書收録の一論文にも指摘されてゐる通り、人民の權利義務の如き重要事項は聯邦憲法には記載されず各共和國憲法において規定されたのである。

三、一九二四年一月に制定されたソヴェート聯邦の憲法は、其後數度の修正を加へられたが、すべて部分的修正にすぎなかつた。即ち、タジク共和國の成立、管區の廢止、産業關係人民委員部の分化、聯邦検事局及び内務人民委員部の新設、合同國家政治局の解消等がそれである。他方において、社會主義財産防護法、數度にわたる選舉權剝奪者の復權、アルテリ標準定款の制定等、憲法成典の外に發布され、しかも憲法制度に關係ある重要法令は尠くなく

つた。

一九三五年二月に至り、人民委員會議長(首相)モロトフは全聯邦共產黨中央委員會總會の決議に基いて折柄開かれてゐた第七回聯邦ソヴェート大會において憲法の根本的改正の必要を提唱し同大會の可決するところとなつた。よつてソ聯當局はスターリンを議長とする三十一名の委員會を組織して、新憲法を起草せしめた。翌年六月、かくして脱稿された新憲法草案は共產黨中央委員會及びソ聯邦中央執行委員會幹部會によつて可決され、これが審議確認のために臨時ソヴェート大會の召集を決定するに共に、右草案は全人民をして審議せしめるために公表に附された。新憲法草案が公表されるや、ソ聯當局は獨特の大宣傳運動をまき起し、新聞・雜誌・パンフレット・ラヂオ等一切の言論機關を總動員するほか工場、農場等に憲法審議會を開催し、各所に宣傳隊を派遣するなご、あらゆる工作を通じて新憲法の趣旨徹底に努力した。ソ聯邦中央執行委員會幹部會組織部の報告によれば、草案公表以來十月末までの五ヶ月間に新憲法審議會出席者数は累計二千五百萬人に上り、ソ聯邦の殆んすべての成年男女が新憲法審議會に参加したといはれ、その間に提出された補足修正案は九五四件の多きに達してゐる。

かくの如く「輿論醸成」の準備を十分に調へた後、新憲法審議會のための第八回臨時聯邦ソヴェート大會は昨年十一月二十五日から十二月五日にわたつてモスクワ、クレムリン宮殿において開かれ、新憲法草案に若干の修正を加へた上でこれを可決した。即ちソヴェート聯邦の新憲法は十二月五日の同大會決議によつて確認され、即日效力を發生したのである。こゝで注目すべきは、資格審査委員會の報告にある通り、第八回大會に出席した有資格代議員總數

二、〇一六名のうち共産黨員が七割二歩を占めてゐた事實である。

四、本書は、この新憲法に關する主要資料を翻譯・編輯して取敢へずソ聯研究者の參考に供せんことを以てするものである。

第一部はソ聯邦及び加盟共和國の代表たるロシア共和國の新憲法正文であるから敢て説明を要しないが、其他の資料についてはこゝで若干の説明を加へて置きたい。

第二部にはソ聯邦當局側の新憲法解説が収録されてゐる。スターリンの二つの報告は、新憲法起草委員會及び第八回大會における新憲法最終案編纂委員會の議長の資格においてなされた最も責任のある基本的な解説である。モロトフの演説はソ聯邦の首相として政府當局の見解（こゝいつでも共産黨のそれと異なる筈はないが）を代表するものであるから、その意味で注目されなければならぬ。其他の論文は新憲法の個々の問題を解説したものである。これらソ聯側の資料は、すべて彼等の獨善的な立場からなされ、多分に宣傳の意味を含んでゐるが、ソ聯邦における三權分立を否定して立法權の優位と人民主權の存在を主張したトライニンの論文、私有財産と個人財産を區別してソ聯邦においては私有財産は否定されるが、個人財産及びその相續權は法律によつて保護されることなすオヴシヤニコフの論文等、新憲法の重要問題並にその運用に關してソ聯側の代表的見解を知るには便利である。

「ロシア共和國の憲法」は加盟共和國憲法の代表としてのロシア新憲法の主要特徴を明らかにしたもので、聯邦新憲法との關係を知る上には好個の資料である。

第三部には局外者からの新憲法批判が収録されてゐる。トロツキスト機關誌の批判は無署名ではあるが、トロツ

キイ自身が執筆したと信ぜられる節があり（ある個所の註にエル・テの署名がある）、又草案發表前（昨年五月）に出された論文ではあるが、新憲法の基本的問題に十分メスを加へ、且つ現在ソ聯を騒がしてゐる反スターリン派の見解を窺ふ資料ともなり得るので、こゝに採收することにした。トロツキストの批判はソ聯における官僚主義の甚しき弊害が憲法改正の重要な動機の一つであることとしてゐるが、第二部に收めたアンチポフの論文「スターリン憲法とソヴエート機關」はそれを實證するものとして考へられる。

「ボスレドニイ・ノーヴオスチ」紙は亡命白系ロシア人の比較的穩健な部分、「ヴズロジデーニエ」紙は強硬派を代表する機關紙でこゝに採録した兩紙の批判は餘り全面的なものではないが、彼等の見解を知るためには無益でないと思ふ。殊に「ボ・ノ」紙の論文は、黨機構と政府機構との分離結合の歴史的過程を説明し、「ヴズ」紙の論文は舊ソヴエート法制と比較してソ聯邦における「國民の自由」が舊態依然なるべきを明らかにしてゐるから、その意味で共に重要な事實的資料を提供するものである。

米誌「ネーション」に掲載されたルイス・ファイッシャーの二論文は、ファイッシャーその人が元來有名な親ソ的ジャーナリストであるから大部引用をして讀む必要はあるが、歐米民主國のソ聯新憲法觀の一端を窺ふ客觀的資料として十分の價值を有すると思ふ。

最後の論文はドイツ東歐研究所發行の雜誌「オスト・オイローパ」に掲載されたものであるが、同研究所は從來も屢々ソ聯に關して眞面目な研究を發表して居り、本論文も手堅い學究的見地からなされたもので、それだけ學ぶ

べき點も尠くないと信ずる。

五、本書の編譯には主として高橋宣彦が當り、尙武田稔、山内正樹もこれを援助した。又、ドイツ東歐雜誌所載の論文の翻譯には資料班武藤潔氏の手を煩はし、「ロシア共和國の憲法」は當班發行ソ聯重要記事速報第一五號より轉載した。

昭和十二年四月

産業部資料室北方班

# ソ聯新憲法關係資料

## 目次

### 例言

#### 第一部

ソヴェート社會主義共和國聯邦憲法(基礎法)……………一  
ロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國憲法(基礎法)……………三一

#### 第二部

憲法草案について……………スターリン……………六七  
憲法草案の最後の修正について……………スターリン……………一〇六  
新憲法について……………モローロトフ……………一一〇  
「三權分立」……………トライニン……………一三九

ソヴェート國家におけるボリシエヴィキ黨……………レオンチエフ…一四五

スターリン憲法とソヴェート機關……………アナンチボフ…一四九

個人財産と相續權……………オヴシヤンニコフ…一五五

加盟共和國の主權……………トライニン…一五八

デモクラシーと裁判所……………ヴイシンスキイ…一六一

ロシア共和國の憲法……………イズヴェスチャ紙…一六三

### 第三部

ソ聯邦の新憲法……………トロツキスト機關誌…一六五

ソ聯邦は何故憲法を改正したか？……………「ボスレードニイ・ノーヴォスチ」紙…一七五

新憲法における「國民の自由」……………「ヴオズロジデーニエ」紙…一八四


ソヴェート新憲法……………「ネーシヨシ」誌…一八九

ソヴェート聯邦の憲法改正に就て……………「オスト・オイローパ」誌…二〇五

……………「ラインハルト・マウラツハ」誌…二〇五

## ソ聯新憲法關係資料

### 第一部



### ソヴェート社會主義共和國聯邦憲法(基礎法)

#### 第一章 社會機構

- 第一條** ソヴェート社會主義共和國聯邦(譯註—以下ソ聯邦ミ略稱する)は勞働者及び農民の社會主義國家である。
- 第二條** ソ聯邦の政治的基礎は地主及び資本家の權力の顛覆並にプロレタリアート獨裁の樹立の結果、發達鞏化したる勤勞民代表ソヴェートによる構成される。
- 第三條** ソ聯邦の全權力は勤勞民代表ソヴェートを通じて都市及び農村の勤勞民に歸屬する。
- 第四條** ソ聯邦の經濟的基礎は資本主義的經濟體制の廢棄、生産要具及び手段に對する私有の撤廢、人による人の搾取の根絶の結果、確立されたる社會主義的經濟體制ミ生産要具及び手段に對する社會主義的所有さから成る。
- 第五條** ソ聯邦における社會主義的所有は國有(全人民の財産)の形態若しくは協同組合・コルホーズの所有(個々の

ソ聯新憲法關係資料

コルホーズの財産、協同組合合同の財産)の形態をこころ。

**第六條** 土地、その埋藏物、水域、森林、工場、鑛山、鐵道、水上及び航空運輸、銀行、通信手段、國營大農業企業(ソフホーズ、機械トラクター配給所、其他)、並に都市工業地帯における公共企業及び基本的住宅施設は國有、即ち全人民の財産である。

**第七條** コルホーズ及び協同組合組織における共同企業(その家畜及び要具を含む)、コルホーズ及び協同組合組織によつて生産されたる生産物、並にその共同建造物はコルホーズ及び協同組合組織の社會主義的社會財産である。農業アルテリの定款に従つて、各コルホーズ農家は、コルホーズ共同經營より受くる基本的収入を所有するほか小住宅附屬地を個人の使用に供し、住宅附屬地における副業經營、住宅、用畜、家禽及び小農具を個人的に所有する。

**第八條** コルホーズの占むる土地は、その無償且つ無期限、即ち永久的使用を保證される。

**第九條** ソ聯邦における支配的經濟形態たる社會主義的經濟體制を並んで、個人的勞働に基き、他人の勞働の搾取を排除する個人經營農及び手工業者の小規模個人經營は法律によつて許可される。

**第一〇條** 勞働收入及び貯蓄、住宅及び自家用副業經營、世帯用具、個人の日常用品並に娛樂品に對する人民の個人財産權並に個人財産相續權は法律によつて保護される。

**第一一條** ソ聯邦の經濟生活は、社會の富の増加、勤勞民の物質的文化的水準の堅實なる向上、ソ聯邦の獨立の鞏化

及びその國防能力の強化のために國家の國民經濟計畫によつて規制され、指導される。

**第一二條** ソ聯邦においては勞働は「働かざるものは食ふべからず」といふ原則に基き勞働能力を有するすべての人民の義務にして名譽の仕事である。

ソ聯邦においては「各人はその能力に應じて働き、その勞働に應じて受取る」といふ原則が實現される。

## 第二章 國家 機構

**第一三條** ソヴェート社會主義共和國聯邦は、平等の權利を有する左の諸ソヴェート社會主義共和國の自發的結合に基いて形成されたる聯邦國家である。

ロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國

ウクライナ・ソヴェート社會主義共和國

白ロシア・ソヴェート社會主義共和國

アゼルバイジャン・ソヴェート社會主義共和國

グルジャ・ソヴェート社會主義共和國

アルメニヤ・ソヴェート社會主義共和國

ソ聯新憲法關係資料

ト。ルクメン・ソヴェート社會主義共和國  
ウズベク・ソヴェート社會主義共和國  
タジク・ソヴェート社會主義共和國  
カザフ・ソヴェート社會主義共和國  
キルギズ・ソヴェート社會主義共和國

第一四條

ソヴェート社會主義共和國聯邦は、その最高權力諸機關及び國家行政諸機關を通じて左の権限を有する。

- (イ) 國際關係において聯邦を代表し、外國との間に條約を締結、批准する。
- (ロ) 戦争及び平和の諸問題。
- (ハ) 新共和國のソ聯邦加入承諾。
- (ニ) ソ聯邦憲法の執行を統制し、聯邦加盟諸共和國の憲法をソ聯邦憲法に合致せしめる。
- (ホ) 聯邦加盟諸共和國間の境界變更の確認。
- (ヘ) 聯邦加盟共和國の構成内における地方及び州、並に自治共和國の新設の確認。
- (ト) ソ聯邦の國防の組織及びソ聯邦の全武装勢力の指導。
- (チ) 國家獨占に基く外國貿易。
- (リ) 國家治安の維持。

(ヌ) ソ聯邦國民經濟計畫の樹立。

(ル) ソ聯邦單一國家豫算の確認、並に聯邦豫算、共和國豫算及び地方豫算に編入される各種租税及び收入の確  
認。

(チ) 全聯邦的意義を有する諸銀行、工農關係諸機關及び諸企業、並に商業關係諸企業の管理。

(ワ) 運輸及び通信事業の管理。

(カ) 貨幣及び信用體制の指導。

(ヨ) 國家保險の組織。

(タ) 借款の締結及び提供。

(レ) 土地利用、並に埋藏物・森林・水域の利用に関する根本原則の確立。

(ソ) 教育及び保健に関する根本原則の確立。

(ツ) 統一的國民經濟計算制度の組織。

(ネ) 労働立法の原則の確立。

(ナ) 裁判所構成及び裁判手續に関する立法。刑法及び民法。

(ラ) 聯邦國籍法。外國人の權利に関する法律。

(ム) 全聯邦的大赦令の發布。

ソ聯新憲法關係資料



**第一五條** 聯邦加盟共和國の主權はソ聯邦憲法第一四條に列擧されたる權限についてのみ制限される。右の權限以外においては聯邦加盟共和國は各自獨立に國家權力を行使する。ソ聯邦は聯邦加盟共和國の主權に屬する諸權利を保護する。

**第一六條** 聯邦加盟各共和國は、當該共和國の特色を考慮し、且つソ聯邦憲法との完全なる合致において制定される獨自の憲法を有する。

**第一七條** 聯邦加盟各共和國は、ソ聯邦から自由に脱退する權利を留保する。

**第一八條** 聯邦加盟各共和國の領域は、當該共和國の承認なくしてこれを變更し得ない。

**第一九條** ソ聯邦の諸法律は、全聯邦加盟共和國の領域を通じて同一の效力を有する。

**第二〇條** 聯邦加盟共和國の法律が全聯邦の法律と一致せざる場合は、全聯邦的法律をもつて有効とする。

**第二一條** ソ聯邦の人民に對し單一的聯邦國籍を設定する。聯邦加盟共和國の各人民はソ聯邦の人民である。

**第二二條** ロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國は、アゾフ・黒海地方、極東地方、西部シベリア地方、クラスノヤルスク地方、北部カフカズ地方、ヴォロネージュ州、東部シベリア州、ゴリキイ州、西部州、イワノヴヅ州、カリニン州、キーロフ州、クイブイシエフ州、クルスク州、レニングラード州、モスクワ州、オムスク州、オレンブルグ州、サラトフ州、スヴェルドロフスク州、北部州、スタリニングラード州、チュリヤビンスク州、ヤロスラーヴリ州、タタール自治共和國、バシキル自治共和國、ダゲスタン自治共和國、ブリヤート蒙古自治共和國、カバルチ

ノ・バルカリヤ自治共和國、カルムイク自治共和國、カレリア自治共和國、クリミア自治共和國、マリイ自治共和國、モルドワ自治共和國、ボヴォルジエ・ドイツ人自治共和國、北部オセチヤ自治共和國、ウドムルト自治共和國、チチェノ・イングーシ自治共和國、チュワシ自治共和國、ヤクート自治共和國、アディゲイ自治州、ユダヤ人自治州、カラチャイエフ自治州、オイロート自治州、ハカス自治州、チルクス自治州より構成される。

**第二三條** ウクライナ・ソヴェート社會主義共和國はヴィニツカヤ州、ドネプロペトローフスク州、ドネーツ州、キエフ州、オデッサ州、ハリコフ州、チュルニゴフ州、モルダヴィア自治ソヴェート社會主義共和國より構成される。

**第二四條** アゼルバイジャン・ソヴェート社會主義共和國は、ナヒチワン自治ソヴェート社會主義共和國及びナゴルノ・カラバフ自治州を含む。

**第二五條** グルジャ・ソヴェート社會主義共和國は、アプハズ自治共和國、アドジャリヤ自治共和國及び南部オセチヤ自治州を含む。

**第二六條** ウズベク・ソヴェート社會主義共和國は、カラ・カルバク自治共和國を含む。

**第二七條** タジク・ソヴェート社會主義共和國は、ゴルノ・バダフシャン自治州を含む。

**第二八條** カザフ・ソヴェート社會主義共和國は、アクチベンスク、アルマ・アタ、東部カザフスタン、西部カザフスタン、カラガンダ、クスタナイ、北部カザフスタン、南部カザフスタンの諸州より構成される。

**第二九條** アルメニヤ・ソヴェート社會主義共和國、白ロシア・ソヴェート社會主義共和國、ト。ルクメン・ソヴェート社

會主義共和國及びキルギズ・ソヴェート社會主義共和國は、その構成中に自治共和國、地方、州を含まない。

### 第三章 ソヴェート社會主義共和國聯邦國家

#### 權力の最高機關

第三〇條 ソ聯邦國家權力の最高機關は、ソ聯邦最高ソヴェートである。

第三一條 ソ聯邦最高ソヴェートは、憲法第一四條によつてソヴェート社會主義共和國聯邦に賦與されたる一切の權利を行使する。但し、ソ聯邦最高ソヴェートに對し報告の義務を有するソ聯邦の諸機關——ソ聯邦最高ソヴェート幹部會、ソ聯邦人民委員會及びソ聯邦の各人民委員部の權限として憲法に規定されたる諸權利を除く。

第三二條 ソ聯邦の立法權は専らソ聯邦最高ソヴェートのみによつて行使される。

第三三條 ソ聯邦最高ソヴェートは、聯邦ソヴェート民族ソヴェートの兩議院より成る。

第三四條 聯邦ソヴェートは、人口三十萬人に付き代表一名の割合をもつて選舉區別にソ聯邦人民によつて選舉される

第三五條 民族ソヴェートは、聯邦加盟各共和國から代表二十五名宛、各自治共和國から代表十一名宛、各自治州から代表五名宛、各民族管區から代表一名宛の割合をもつて聯邦加盟共和國、自治共和國、自治州、民族管區別にソ聯邦人民によつて選舉される。

第三六條 ソ聯邦最高ソヴェートは四ヶ年の任期をもつて選舉される。

第三七條 ソ聯邦最高ソヴェートの兩議院、即ち聯邦ソヴェート及び民族ソヴェートは平等の權利を有する。

第三八條 立法發案權は平等に聯邦ソヴェート民族ソヴェートに屬する。

第三九條 法律は、ソ聯邦最高ソヴェートの兩議院により各々過半数をもつて可決されたる場合に、確認されたるものと認められる。

第四〇條 ソ聯邦最高ソヴェートによつて可決されたる法律は、ソ聯邦最高ソヴェート幹部會議長及び書記の署名の下に聯邦加盟各共和國の國語をもつて公布される。

第四一條 聯邦ソヴェート及び民族ソヴェートの會議は、同時に開會並に閉會される。

第四二條 聯邦ソヴェートは聯邦ソヴェート議長及び副議長二名を選舉する。

第四三條 民族ソヴェートは民族ソヴェート議長及び副議長二名を選舉する。

第四四條 聯邦ソヴェート及び民族ソヴェートの議長は、夫々當該ソヴェートの議事を指導し、その内部秩序を管理する。

第四五條 ソ聯邦最高ソヴェート兩議院合同會議は、聯邦ソヴェート議長及び民族ソヴェート議長がこれを交互に指導する。

第四六條 ソ聯邦最高ソヴェートの會議は、年二回ソ聯邦最高ソヴェート幹部會によつて召集される。

臨時會議は、ソ聯邦最高ソヴェート幹部會の裁量に基き、若しくは聯邦加盟各共和國中の一國の要求に従ひ、ソ聯邦最高ソヴェート幹部會によつて召集される。

**第四七條** 聯邦ソヴェート民族ソヴェートの間に意見が一致せざる場合は、問題の解決は、平等の原則に基いて構成される調停委員会に委任される。調停委員会が一致せる決定に到達せざる場合、若しくはその決定が兩議院の一方を満足せしめざる場合は、問題は再び兩議院において審議される。しかもなほ兩議院の意見が一致せざる場合はソ聯最高ソヴェート幹部會はソ聯最高ソヴェートを解散し、新たに選舉を命ずる。

**第四八條** ソ聯最高ソヴェートは、左の構成をもつて、ソ聯最高ソヴェート幹部會を選舉する。ソ聯最高ソヴェート議長（一名）、副議長十一名、幹部會書記（一名）及び幹部會員二十四名。

ソ聯最高ソヴェート幹部會は、そのすべての活動についてソ聯最高ソヴェートに對し報告の義務を有する。

**第四九條** ソ聯最高ソヴェート幹部會に屬する權限は左の如くである。

- (イ) ソ聯最高ソヴェートの會議を召集する。
- (ロ) ソ聯の現行法律に解釋を與へ、最高命令を發する。
- (ハ) ソ聯憲法第四七條に基いてソ聯最高ソヴェートを解散し、新たに選舉を命ずる。
- (ニ) 自己の發案、若しくは聯邦加盟共和國中の一國の要求に基いて全人民投票（レフレンダム）を施行する。
- (ホ) ソ聯人民委員會及び聯邦加盟共和國人民委員會の決定及び命令が法律に抵觸する場合は、これを取消す。
- (ヘ) ソ聯最高ソヴェートの閉會期間において、ソ聯人民委員會議長の提言に基き、個々のソ聯人民委員を任免し、事後ソ聯最高ソヴェートの確認を求めらる。

(ト) ソ聯の勳章及び名譽稱號を授與する。

(チ) 赦免權を行使する。

(リ) ソ聯軍隊の最高統帥部を任免、更迭する。

(ヌ) ソ聯最高ソヴェートの閉會期間においてソ聯が武力的攻撃を受けたる場合、若しくは侵略に對する相互防衛に關する國際條約の義務を履行する必要が生じたる場合は宣戰を布告する。

(ル) 總動員又は部分的動員を布告する。

(ヲ) 國際條約を批准する。

(ヰ) 外國駐劄ソ聯全權代表を任命、召還する。

(カ) 外國の外交使節の信任狀及び召還狀を受理する。

**第五〇條** 聯邦ソヴェート及び民族ソヴェートは資格審査委員會を選舉する。該委員會は各院議員の資格を審査する。兩議院は資格審査委員會の申告に基いて個々の議員の資格を承認するか、或はその選舉を無効とするかを決定する。

**第五一條** ソ聯最高ソヴェートは、必要と認める場合には、任意の問題に關する査問又は検査委員會を任命する。

一切の機關及び職員は、これら委員會の要求を遂行し、必要な材料及び文書を提供する義務を有する。

**第五二條** ソ聯最高ソヴェート議員が、ソ聯最高ソヴェートの承認なくして、ソ聯最高ソヴェートの閉會中はソ

聯邦最高ソヴェート幹部會の承認なくして、起訴若しくは逮捕されることはない。

**第五三條** ソ聯邦最高ソヴェート幹部會は、ソ聯邦最高ソヴェートの任期満了若しくは任期満了前に解散されたる後も新たに選舉されたるソ聯邦最高ソヴェートによつて新たなるソ聯邦最高ソヴェート幹部會が構成されるに至るまで、その全權を保持する。

**第五四條** ソ聯邦最高ソヴェートの任期満了、若しくは任期満了前に解散されたる場合、ソ聯邦最高ソヴェート幹部會は、ソ聯邦最高ソヴェートの任期満了の日、若しくはその解散の日から二ヶ月以内の期間に新選舉を命ずる。

**第五五條** 新たに選舉されたるソ聯邦最高ソヴェートは、舊構成のソ聯邦最高ソヴェート幹部會によつて選舉後一ヶ月以内に召集される。

**第五六條** ソ聯邦最高ソヴェートは兩議院合同會議においてソ聯邦の政府——ソ聯邦人民委員會を組織する。

#### 第四章 聯邦加盟共和國國家權力の最高機關

**第五七條** 聯邦加盟共和國國家權力の最高機關は聯邦加盟共和國の最高ソヴェートである。

**第五八條** 聯邦加盟共和國最高ソヴェートは當該共和國人民により四ヶ年の任期をもつて選舉される。

その代表選舉比率は、聯邦加盟共和國憲法によつて規定される。

**第五九條** 聯邦加盟共和國最高ソヴェートは當該共和國における唯一の立法機關である。

**第六〇條** 聯邦加盟共和國最高ソヴェートに屬する權限は左の如くである。

(イ) ソ聯邦憲法第一六條に従つて共和國憲法を採決し、且つこれに變更を加へる。

(ロ) その構成中にある自治共和國の憲法を確認し、且つその領域の境界を決定する。

(ハ) 共和國の國民經濟計畫及び豫算を確認する。

(ニ) 聯邦加盟共和國の司法機關によつて刑の判決を受けたる人民の特赦及び赦免權を行使する。

**第六一條** 聯邦加盟共和國最高ソヴェートは左の構成をもつて聯邦加盟共和國最高ソヴェート幹部會を選舉する。聯邦加盟共和國最高ソヴェート幹部會議長(一名)、副議長(複數)、幹部會書記(一名)、聯邦加盟共和國最高ソヴェート幹部會員(複數)。

聯邦加盟共和國最高ソヴェート幹部會の權限は聯邦加盟共和國憲法によつて規定される。

**第六二條** 議事を指導するために聯邦加盟共和國最高ソヴェートは議長及び副議長(複數)を選舉する。

**第六三條** 聯邦加盟共和國最高ソヴェートは聯邦加盟共和國の政府——聯邦加盟共和國人民委員會を組織する。

#### 第五章 ソヴェート社會主義共和國聯邦の國家行政機關

**第六四條** ソヴェート社會主義共和國聯邦國家權力の最高執行管理機關はソ聯邦人民委員會である。

**第六五條** ソ聯邦人民委員會はソ聯邦最高ソヴェートに對し、ソ聯邦最高ソヴェート閉會中はソ聯邦最高ソヴェート幹部會に對して責任を負ひ、報告の義務を有する。

**第六六條** ソ聯邦人民委員會は、現行法律に基き、且つこれを遂行するために決定及び命令を發し、その遂行を檢查する。

**第六七條** ソ聯邦人民委員會の決定及び命令は、ソ聯邦の全領域に對して拘束力を有する。

**第六八條** ソ聯邦人民委員會に屬する權限は左の如くである。

(イ) ソ聯邦の全聯邦的人民委員部及び聯邦共和國的人民委員部、並に其他ソ聯邦人民委員會管下の經濟文化關係諸機關の業務を統轄、指導する。

(ロ) 國民經濟計畫及び國家豫算の實行、並に信用・貨幣體制の鞏化に關する諸方策を講ずる。

(ハ) 社會秩序の維持、國家の利益の擁護、並に人民の權利の保護に關する諸方策を講ずる。

(ニ) 對外關係において一般的指導を行ふ。

(ホ) 毎年現役兵として召集せらるべき人民の人員數を決定し、一般的國軍建設を指導する。

(ヘ) 要すれば、經濟・文化・國防建設の諸事業に關してソ聯邦人民委員會の管下に特別委員會又は總管理局を設ける。

**第六九條** ソ聯邦人民委員會は、ソ聯邦の權限に屬する行政及び經濟の諸部門に關し聯邦加盟諸共和國人民委員會の

決定及び命令を停止し、ソ聯邦諸人民委員部の指令及び規則を取消す權限を有する。

**第七〇條** ソ聯邦人民委員會は、ソ聯邦最高ソヴェートにより左の構成をもつて組織される。

ソ聯邦人民委員會議長(一名)

ソ聯邦人民委員會副議長(複數)

ソ聯邦國家計畫委員會議長(一名)

ソヴェート統制委員會議長(一名)

ソ聯邦人民委員(各人民委員部に付き一名宛)

調達委員會議長(一名)

藝術事業委員會議長(一名)

高等學校事業委員會議長(一名)

**第七一條** ソ聯邦政府若しくはソ聯邦各人民委員は、ソ聯邦最高ソヴェート議員の質問を受けたる場合、當該議院において三日以内に口頭又は文書をもつて回答する義務を有する。

**第七二條** ソ聯邦の各人民委員は、ソ聯邦の權限に屬する國家行政の各部門を指導する。

**第七三條** ソ聯邦各人民委員は、當該人民委員部の權限の範圍内において、現行法律並にソ聯邦人民委員會の決定及び命令に基き、且つこれを遂行するために指令及び規則を發し、その遂行を檢查する。

**第七四條** ソ聯邦人民委員部は、全聯邦的人民委員部又は聯邦共和國的人民委員部の二種に分れる。

**第七五條** 全聯邦的人民委員部は、直接又はその任命せる諸機關を通じてソ聯邦全領域にわたり國家行政の擔任部門を指導する。

**第七六條** 聯邦共和國的人民委員部は、原則として聯邦加盟各共和國の同名の人民委員部を通じて國家行政の擔任部門を指導する。但し、ソ聯邦最高ソヴェート幹部會によつて確認されたる名簿に従ひ、一定數の企業に限りこれを直接に管理する。

**第七七條** 全聯邦的人民委員部は左の如くである。

國防人民委員部

外務人民委員部

外國貿易人民委員部

交通人民委員部

通信人民委員部

水運人民委員部

重工業人民委員部

國防工業人民委員部

**第七八條** 聯邦共和國的人民委員部は左の如くである。

食料品工業人民委員部

輕工業人民委員部

木材工業人民委員部

農務人民委員部

穀物・畜産ソフホーズ人民委員部

財務人民委員部

司法人民委員部

保健人民委員部

## 第六章 聯邦加盟共和國の國家行政機關

**第七九條** 聯邦加盟共和國國家權力の最高執行管理機關は聯邦加盟共和國の人民委員會である。

**第八〇條** 聯邦加盟共和國の人民委員會は、聯邦加盟共和國の最高ソヴェートに對し、聯邦加盟共和國最高ソヴェートの閉會中は聯邦加盟共和國最高ソヴェート幹部會に對して責任を負ひ、報告の義務を有する。

**第八一條** 聯邦加盟共和國人民委員會は、ソ聯邦及び聯邦加盟共和國の現行法律、ソ聯邦人民委員會の決定及び命令

に基き、且つこれを遂行するために決定及び命令を發し、その遂行を檢査する。

**第八二條** 聯邦加盟共和國人民委員會は、自治共和國人民委員會の決定及び命令を停止し、地方、州及び自治州勤勞民代表ソヴェート執行委員會の決議及び命令を取消す權限を有する。

**第八三條** 聯邦加盟共和國人民委員會は、聯邦加盟共和國最高ソヴェートにより左の構成をもつて組織される。

聯邦加盟共和國人民委員會議長（一名）

聯邦加盟共和國人民委員會副議長（複數）

國家計畫委員會議長（一名）

人民委員（各人民委員部に付き一名宛）

食料品工業

輕工業

木材工業

農務

穀物・畜産ソフトウェア

財務

國內商業

內務

司法

保健（以上聯邦及共和國的人民委員部）

教育

地方工業

公共事業

社會保障（以上共和國的人民委員部）

調達委員會代表（一名）

藝術事業管理局長官（一名）

全聯邦的人民委員部代表（複數）

**第八四條** 聯邦加盟共和國の各人民委員は、聯邦加盟共和國の權限に屬する國家行政の各部門を指導する。

**第八五條** 聯邦加盟共和國人民委員部は、當該人民委員部の權限の範圍内において、ソ聯邦及び聯邦加盟共和國の法律、ソ聯邦及び聯邦加盟共和國人民委員會の決定及び命令、ソ聯邦の聯邦及共和國的人民委員部の指令及び規則に基き、且つこれを遂行するために指令及び規則を發する。

**第八六條** 聯邦加盟共和國の人民委員部は、聯邦及共和國的人民委員部若しくは共和國的人民委員部の二種に分れる。

第八七條 聯邦共和國的人民委員部は、聯邦加盟共和國人民委員會並にソ聯邦のこれに對應する聯邦共和國的人民委員部に從屬し、國家行政の擔任部門を指導する。

第八八條 共和國的人民委員部は、聯邦加盟共和國人民委員會に直屬し、國家行政の擔任部門を指導する。

## 第七章 自治ソヴェート社會主義共和國國家

### 權力の最高機關

第八九條 自治共和國國家權力の最高機關は自治共和國最高ソヴェートである。

第九〇條 自治共和國最高ソヴェートは當該共和國人民により四ヶ年の任期をもつて選舉される。その代表選舉比率は各自治共和國憲法によつて規定される。

第九一條 自治共和國最高ソヴェートは自治共和國における唯一の立法機關である。

第九二條 各自治共和國は、當該自治共和國の特色を考慮し、且つ聯邦加盟共和國憲法との完全なる合致において制定されたる獨自の憲法を有する。

第九三條 自治共和國最高ソヴェートは、自國憲法に從つて自治共和國最高ソヴェート幹部會を選舉し、自治共和國人民委員會を組織する。

## 第八章 國家權力の地方機關

第九四條 地方、州、自治州、管區、區、市、村（スタニーツア、デレーヴニヤ、フートル、キシラク、アウル）における國家權力機關は勤勞民代表ソヴェートである。

第九五條 地方、州、自治州、管區、區、市、村（スタニーツア、デレーヴニヤ、フートル、キシラク、アウル）の勤勞民代表ソヴェートは、夫々當該地方、州、自治州、管區、區、市、村の勤勞民によつて選舉され、その任期は二ヶ年とする。

第九六條 勤勞民代表ソヴェートの代表選舉比率は、聯邦加盟共和國憲法によつて規定される。

第九七條 勤勞民代表ソヴェートは、その管下の國家行政諸機關の業務を指導し、治安の維持、法律の遵守及び人民の權利の保護を確保し、地方の經濟文化建設を指導し、地方豫算を決定する。

第九八條 勤勞民代表ソヴェートは、ソ聯邦及び聯邦加盟共和國憲法によつて賦與されたる權利の範圍内において決議を採決し、命令を發する。

第九九條 地方、州、自治州、管區、區、市、村の勤勞民代表ソヴェートの執行管理機關は、上記各ソヴェートによつて選舉される執行委員會にして、その構成は議長（一名）、副議長（複數）、書記（一名）、委員（複數）とする。

第一〇〇條 小村落における勤勞民代表ソヴェートの執行管理機關は、聯邦加盟共和國憲法に從ひ、これによつて選舉される議長（一名）、副議長（複數）、書記（一名）である。

第一〇一條 勤勞民代表ソヴェートの執行機關は、これを選挙したる勤勞民代表ソヴェート、並に上級の勤勞民代表ソ



ヴェートの執行機關に對して直接報告の義務を有する。

## 第九章 裁判所及び検事局

第二〇二條 ソ聯邦の裁判は、ソ聯邦最高裁判所、聯邦加盟共和國最高裁判所、地方及び州裁判所、自治共和國及び自治州裁判所、管區裁判所、ソ聯邦最高ソヴェートの決定により創設されるソ聯邦特別裁判所、人民裁判所によつて執行される。

第二〇三條 すべての裁判所における事件の審理は、特に法律に規定されたる場合を除き、人民陪審員の参加の下に行はれる。

第二〇四條 ソ聯邦最高裁判所は最高司法機關である。ソ聯邦及び聯邦加盟共和國全司法機關の裁判業務に對する監督はソ聯邦最高裁判所に課せられる。

第二〇五條 ソ聯邦最高裁判所及びソ聯邦特別裁判所はソ聯邦最高ソヴェートによつて選舉され、その任期は五ヶ年とする。

第二〇六條 聯邦加盟共和國最高裁判所は聯邦加盟共和國最高ソヴェートによつて選舉され、その任期は五ヶ年とする。

第二〇七條 自治共和國最高裁判所は自治共和國最高ソヴェートによつて選舉され、その任期は五ヶ年とする。

第一〇八條 地方、州、自治州及び管區の裁判所は、夫々地方、州、自治州及び管區の勤勞民代表ソヴェートによつて選舉され、その任期は五ヶ年とする。

第一〇九條 人民裁判所は、普通・直接・平等の選舉權に基き秘密投票の下に區の人民によつて選舉され、その任期は三ヶ年とする。

第一一〇條 裁判手續は聯邦加盟共和國、自治共和國又は自治州の國語をもつて行はれる。但し、該國語を解せざる者に對しては通譯を通じて事件の資料を完全に知悉せしめ、又裁判所において自國語を以て陳述する權利を保障する。

第一一一條 ソ聯邦の一切の裁判所に於ける事件の審理は、法律によつて例外規定されざる限り、これを公開し、且つ被告に對して辯護權を保障する。

第一一二條 判事は獨立にして、たゞ法律にのみ服従する。

第一一三條 ソ聯邦の一切の人民委員部及びその管下の諸機關、個々の職員並に人民による法律の正確なる遂行に對する最高の監督は、ソ聯邦検事に課せられる。

第一一四條 ソ聯邦検事はソ聯邦最高ソヴェートによつて任命され、その任期は七ヶ年とする。

第一一五條 共和國、地方、州、並に自治共和國及び自治州の検事はソ聯邦検事によつて任命され、その任期は五ヶ年とする。

第一一六條 管區、區、市の検事は聯邦加盟共和國検事によつて任命され、その任期は五ヶ年とする。但し、ソ聯邦

検事の確認を要する。

第一一七條 検事局の諸機關は如何なる地方機關にも關係なくその機能を遂行し、たゞソ聯邦検事にのみ服従する。

## 第十章 人民の基本的權利義務

第一一八條 ソ聯邦人民は勞働の權利、即ち勞働の量と質とに應じて勞働報酬の支拂を保障されたる仕事を得る權利を有する。

勞働の權利は、國民經濟の社會主義的組織、ソヴェート社會の生産諸力の擁護と發展、經濟恐慌の可能性の排除と失業の根絶とによつて確保される。

第一一九條 ソ聯邦人民は休息の權利を有する。

休息の權利は、大多數の勞働者の勞働日を七時間に短縮し、勞働者及び勤務員に對して毎年有給休暇を制定し、廣汎なる療養所、休息の家、俱樂部の施設網を勤勞民の利用に提供することによつて確保される。

第一二〇條 ソ聯邦人民は、老齡期において、又は疾病及び勞働能力喪失の場合において物質的保障を受ける權利を有する。

この權利は、國家の負擔による勞働者及び勤務員の社會保險の廣汎なる發達、勤勞民に對する無料醫療、廣汎なる保養地網を勤勞民の利用に提供することによつて確保される。

第一二一條 ソ聯邦人民は教育を受ける權利を有する。

この權利は、善道利等義務教育、高等教育を含む授業料免除、高等程度學生の大多數に對する國家の給費制度、自國語による學校教育、工場・ソフホーズ、機械トラクター配給所・コルホーズにおける生産、技術及び農學上の勤勞者無料教習の組織によつて確保される。

第一二二條 ソ聯邦の女子は經濟的、國家的、文化的及び社會・政治的生活のあらゆる部面において男子と平等の權利を享有する。

女子がこれらの權利を行使する可能性は、女子に對し勞働・勞働報酬・休息・社會保險及び教育に關して男子と平等なる權利を賦與すること、母性及び幼兒の利益の國家的保護、妊娠に對する有給休暇の提供、廣汎なる産院・託兒所・幼稚園網によつて確保される。

第一二三條 ソ聯邦人民が經濟的、國家的、文化的及び社會・政治的生活のあらゆる部面において民族、人種の區別なく平等なる權利を享有することは、不變の法である。

直接たる間接たるを問はず民族及び人種の如何によつて權利を制限し、若しくは反對に特權を設定すること、並に人種の民族的排斥、憎惡及び輕蔑のあらゆる宣傳は、法律によつて處罰される。

第一二四條 人民に對し良心の自由を保障する目的をもつて、ソ聯邦における教會は國家から分離され、學校は教會から分離される。宗教的儀式の舉行の自由及び反宗教宣傳の自由は全人民に對して認められる。

第二二五條 勤勞民の利益に適應し、社會主義體制鞏化の目的をもつて、ソ聯邦人民は法律によつて左の自由を保障される。

(イ) 言論の自由

(ロ) 出版の自由

(ハ) 集會の自由

(ニ) 街頭行進及び示威の自由

人民のこれらの権利は、印刷所、用紙、共同建物、街路、通信手段、其他これらの権利の行使に必要な物質的諸條件を勤勞民及びその團體に提供するこゝによつて保障される。

第二二六條 勤勞民の利益に適應し、人民大衆の組織的自立活動に政治的能動性を發達せしめる目的をもつて、ソ聯邦人民は、社會團體（職業組合、協同組合合同、青年團體、スポーツ及び國防團體、文化、技術及び科學團體）を結成する權利を保障される。しかし、勞働者階級及び其他の勤勞民諸層における最も積極的且つ自覺的なる人民は、社會主義體制の發展鞏化のための闘争における勤勞民の前衛部隊にして、社會的なるこゝ國家的なるこゝを問はず勤勞民のあらゆる團體の指導的核心たる全聯邦共產黨（ボリシヴィキ）に結合する。

第二二七條 ソ聯邦人民は個人の不可侵權を保障される。何人も裁判所の判決若しくは檢事の許可なくして逮捕されるこゝはない。

第二二八條 人民の住居の不可侵權及び信書の秘密は、法律によつて保護される。

第二二九條 ソ聯邦は、勤勞民の利益の擁護、若しくは學術上の活動、若しくは民族解放闘争の故をもつて迫害される外國人に對して避難の權利を賦與する。

第二三〇條 ソ聯邦の各人民は、ソヴェート社會主義共和國聯邦の憲法を遵守し、法律を履行し、勞働規律を守り、社會的義務に對して誠實なる態度を執り、社會主義的共同生活の諸規則を尊重すべき義務を有する。

第二三一條 ソ聯邦の各人民は、ソヴェート體制の神聖にして侵すべからざる基礎として、祖國の富み力の源泉として、全勤勞民の富裕且つ文化的なる生活の源泉として、社會主義的社會財産を擁護且つ鞏化すべき義務を有する。社會主義的社會財産を侵す者は人民の敵である。

第二三二條 國民皆兵の義務は法である。

勞農赤軍における軍事的勤務はソ聯邦人民の名譽の義務である。

第二三三條 祖國の防衛は、ソ聯邦各人民の神聖なる義務である。祖國に對する叛逆、即ち誓約の違反、敵の側への移行、國家の軍事力の毀損、間諜行爲は、最も重き罪惡として法律により嚴罰に處せられる。

## 第十一章 選舉制度

第二三四條 一切の勤勞民代表ソヴェート、即ちソ聯邦最高ソヴェート、聯邦加盟共和國最高ソヴェート、地方及び州

勤勞民代表ソヴェート、自治共和國最高ソヴェート、自治州勤勞民代表ソヴェート、管區、區、市、村（スタンニーツア、デレーヴニヤ、フートル、キシラク、アウル）勤勞民代表ソヴェートへの議員選舉は、普通・平等・直接選舉權に基き秘密投票の下に選舉人によつて行はれる。

**第二三五條** 議員の選舉は普通選舉である。即ち、十八歳に達したるソ聯邦のすべての人民は、人種、民族、信教、教育上の資格、定住の程度、社會的出身、財産状態及び過去の經歷の如何に拘らず、議員の選舉に参加し、又は選舉せられる權利を有する。但し、精神病者並に裁判所により選舉權剝奪の判決を受けたる者を除く。

**第二三六條** 議員の選舉は平等選舉である。即ち、各人民は一票を有し、すべての人民は平等の基礎において選舉に参加する。

**第二三七條** 女子は男子と平等に選舉權及び被選舉權を享有する。

**第二三八條** 赤軍部隊に屬する人民は一般人民と平等に選舉權及び被選舉權を享有する。

**第二三九條** 議員の選舉は直接選舉である。即ち、村及び市勤勞民代表ソヴェートからソ聯邦最高ソヴェートに至るまで、一切の勤勞民代表ソヴェートへの選舉は、直接選舉の方法により直接に人民によつて行はれる。

**第二四〇條** 議員選舉の際における投票は秘密投票とする。

**第二四一條** 議員候補者は選舉區別に推薦される。

候補者推薦の權利は、社會團體及び勤勞者團體、即ち共產黨諸組織、職業組合、協同組合、青年團體、文化團體

に對して保障される。

**第二四二條** 各議員は、自己の活動及び勤勞民代表ソヴェートの活動に關して選舉人に對し報告の義務を有する。しかして、選舉人はその過半数の決議をもつて、法律によつて定められたる手續に従ひ、任意の時期において議員を召還するこゝを得る。

## 第十二章 國章、國旗、首府

**第二四三條** ソヴェート社會主義共和國聯邦の國章は、旭光の上に立ち、麥穗で圍まれたる地球に鎌と槌を配し、且つ聯邦加盟各共和國の國語をもつて「萬國のプロレタリアよ、團結せよ！」と記入したるものとする。國章の上部には五稜の星を掲げる。

**第二四四條** ソヴェート社會主義共和國聯邦の國旗は、赤地にて旗竿寄りの上側隅に金色の鎌と槌を配し、その上部に金色にて縁取れる赤色五稜の星を掲げる。國旗の幅は長さの二分の一である。

**第二四五條** ソヴェート社會主義共和國聯邦の首府はモスクワ市とする。

## 第十三章 憲法改正手續

**第二四六條** ソ聯邦憲法の改正は、ソ聯邦最高ソヴェートの各議院において三分の二以上の多数をもつて採決された

るソ聯邦最高ソヴェートの決議によつてのみ行はれる。

ソヴェート社會主義共和國聯邦第八回臨時ソヴェート大會幹部會

イ・アイタコフ、イ・アクロフ、ア・アンドレーエフ、ユ・アフンリバーエフ、ヴェ・プリユツヘル、エス・プヂョンス  
イ、カ・ヴオロシロフ、エヌ・エジヨフ、ア・ジダーノフ、エル・カガノーヴィチ、エム・カリーニン、ア・キセリヨフ、エ  
ス・コシオル、エム・リトヴィノフ、ベ・リユブチエンコ、ア・ミコヤン、ヴェ・モロートフ、ゲ・ムサベコフ、ゲ・オルジョニキ  
ーゼ、ゲ・ペトロフスキイ、ベ・ポストイシエフ、ア・ラヒムバエフ、ヤ・ルズターク、イ・スターリン、デ・スリーモフ、  
エヌ・フルーシチエフ、ア・チエルヴァコフ、ヴェ・チユーバリ、エヌ・シユヴェルニーク、エル・エイハ

一九三六年十二月五日

モスクワ、クレムリン宮殿にて

ロシア・ソヴェート聯邦社會主義

共和國憲法(基礎法)

第一章 社會機構

第一條 ロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國(譯註——以下、ロシア共和國と略稱する)は労働者及び農民の社會主義國家である。

第二條 ロシア共和國の政治的基礎は地主及び資本家の權力の顛覆並にプロレタリアート獨裁の樹立の結果、發達鞏固したる勤勞民代表ソヴェートによつて構成される。

第三條 ロシア共和國の全權力は勤勞民代表ソヴェートを通じて都市及び農村の勤勞民に歸屬する。

第四條 ロシア共和國の經濟的基礎は資本主義的經濟體制の廢棄、生産要具及び手段に對する私有の撤廢、人による人の搾取の根絶の結果、確立されたる社會主義的經濟體制と生産要具及び手段に對する社會主義的所有とから成る。

第五條 ロシア共和國における社會主義的所有は國有(全人民の財産)の形態若しくは協同組合・コルホーズの所有

(個々のコルホーズの財産、協同組合合同の財産)の形態をこる。

**第六條** 土地、その埋藏物、水域、森林、工場、鑛山、鐵道、水上及び航空運輸、銀行、通信手段、國營大農業企業(ツフホーズ、機械トラクター配給所、其他)、並に都市工業地における公共企業及び基本的住宅施設は國有、即ち全人民の財産である。

**第七條** コルホーズ及び協同組合組織における共同企業(その家畜及び要具を含む)、コルホーズ及び協同組合組織によつて生産されたる生産物、並にその共同建造物はコルホーズ及び協同組合組織の社會主義的社會財産である。

農業アルテリの定款に従つて各コルホーズ農家は、コルホーズ共同經營より受くる基本的収入を所有するほか小住宅附屬地を個人の使用に供し、該住宅附屬地における副業經營、住宅、用畜、家禽及び小農具を個人的に所有する。

**第八條** コルホーズの占むる土地は、その無償且つ無期限、即ち永久的使用を保障される。

**第九條** ロシア共和國における支配的經濟形態たる社會主義經濟體制を並んで、個人的勞働に基き、他人の勞働の搾取を排除する個人經營農及び手工業者の小規模個人經營は法律によつて許可される。

**第一〇條** 勞働収入及び貯蓄、住宅及び自家用副業經營、世帯用具、個人の日常用品並に娛樂品に對する人民の個人財産權並に個人財産相續權は法律によつて保護される。

**第一一條** ロシア共和國の經濟生活は、社會の富の増加、勤勞民の物質的文化的水準の堅實なる向上、社會主義國家の獨立の鞏化及びその國防能力の強化のために國家の國民經濟計畫によつて規制され、指導される。

**第一二條** ロシア共和國においては勞働は「働かざるものは食ふべからず」といふ原則に基き勞働能力を有するすべての人民の義務にして名譽の仕事である。

ロシア共和國においては「各人はその能力に應じて働き、その勞働に應じて受取る」といふ原則が實現される。

## 第二章 國家機構

**第一三條** 經濟、政治並に國防における相互援助を實現するためにロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國は平等の權利を有するソヴェート社會主義共和國(ウクライナ共和國、白ロシア共和國、アゼルバイジャン共和國、グルジア共和國、アルメニア共和國、トルクメン共和國、ウズベク共和國、タジク共和國、カザフ共和國、キルギズ共和國)と共に自發的に聯邦國家——ソヴェート社會主義共和國聯邦を結成した。

ロシア共和國は、この趣旨によりソ聯新憲法第一四條に規定する諸權利をソ聯邦の最高權力諸機關及び國家行政諸機關を通じてソ聯邦に移讓する。

ソ聯新憲法第一四條の範圍外においては、ロシア共和國は完全に自己の主權を留保し、獨立的に國家權力を行使する。

**第一四條** ロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國は、アゾフ・黒海地方、極東地方、西部シベリア地方、クラスノヤルスク地方、北部カフカズ地方、ヴォロネー州、東部シベリア州、ゴリキイ州、西部州、イワノヴ州、カリーニ

ン州、キエフ州、クイブイシユフ州、クルルスク州、レニングラード州、モスクワ州、オムスク州、オレンブルグ州、サラトフ州、スヴェルドロフスク州、北部州、スタリングラード州、チェリヤビンスク州、ヤロスラーヴリ州、タール自治共和國、バシキル自治共和國、ブリヤート蒙古自治共和國、ダゲスタン自治共和國、カバルチノ・バルカリヤ自治共和國、カルムイク自治共和國、カレリア自治共和國、コミ自治共和國、クリミア自治共和國、マリイ自治共和國、モルドワ自治共和國、ボヴォルジエ・ドイツ人自治共和國、北部オセチヤ自治共和國、ウドムルト自治共和國、チニチエフ自治州、オイロート自治州、ハカス自治州、チェルケス自治州より構成される。

**第一五條** ロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國はソ聯邦から自由に脱退する権利を留保する。

**第一六條** ロシア共和國の領域は、ロシア共和國の承認なくしてこれを變更し得ない。

**第一七條** ソ聯邦の諸法律は、ロシア共和國の領域において拘束力を有する。

**第一八條** ロシア共和國の各人民はすべてソ聯邦の人民である。

他のすべての聯邦加盟共和國の人民はロシア共和國の領域においてロシア共和國の人民と同等の権利を享有する。

**第一九條** ロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國は、その最高權力諸機關及び國家行政諸機關を通じて左の権限を有する。

(イ) ロシア共和國憲法の制定とその執行の統制。

(ロ) 自治ソヴェート社會主義共和國憲法の確認。

(ハ) ロシア共和國の内部に地方及び州、並に自治共和國及び自治州を新設し、これが確認をソ聯邦最高ソヴェートに求める。

(ニ) 自治共和國及び自治州の境界並に行政区劃の確認。

(ホ) 地方及び州の境界並に行政区劃の確認。

(ヘ) ロシア共和國の立法。

(ト) 國家秩序及び人民の権利の保護。

(チ) ロシア共和國國民經濟計畫の確認。

(リ) ロシア共和國國家豫算の確認。

(ス) ソ聯邦の立法に従つて國家租税、地方租税及び租税外收入を定める。

(ル) 自治共和國豫算並に地方及び州の地方豫算の實行を指導する。

(ヲ) 保險及び貯蓄事業の指導。

(ワ) 共和國に所屬する銀行、工業・農業・商業關係企業及び組織の管理並に地方工業の指導。

(カ) 聯邦に所屬する諸企業の状態及び管理に對する統制と監視。

(ヨ) 土地、埋藏物、森林及び水域の利用制度の制定。



- (タ) 都市及び其他の住民地における住宅及び公共事業、住宅建設及び福祉施設に對する指導。
- (レ) 道路建設。地方運輸及び通信の指導。
- (ソ) 勞働に關する立法。
- (ツ) 保健事業の指導。
- (ネ) 社會保障事業の指導。
- (ナ) 初等・中等・高等教育事業の指導。
- (ラ) ロシア共和國の文化・教育・科學團體及び施設の指導、並に全共和國的意義を有する文化・教育・科學團體及び施設の管理。
- (ム) 體育・スポーツ事業の指導並に組織。
- (ウ) ロシア共和國司法機關の組織。
- (キ) ロシア共和國國籍權の賦與。
- (ノ) ロシア共和國司法機關により刑の判決を受けたる人民の特赦及び減刑。

**第二〇條** 各自治共和國は當該自治共和國の特色を考慮し、且つソ聯新憲法の完全なる合致において制定されたる独自の憲法を有する。

**第二一條** ロシア共和國の法律は自治共和國の領域において拘束力を有する。自治共和國の法律がロシア共和國の法律と一致せざる場合は、ロシア共和國の法律をもつて有効とする。

### 第三章 ロシア・ソヴェート聯邦社會主義

#### 共和國國家權力の最高機關

**第二二條** ロシア共和國國家權力の最高機關は、ロシア共和國最高ソヴェートである。

**第二三條** ロシア共和國最高ソヴェートは、ロシア共和國憲法第二三條及び第一九條によつてロシア共和國に賦與されたる一切の權利を行使する。但し、ロシア共和國最高ソヴェートに對し報告の義務を有するロシア共和國の諸機關——ロシア共和國最高ソヴェート幹部會、ロシア共和國人民委員會及びロシア共和國人民委員部の權限として憲法に規定されたる諸權利を除く。

**第二四條** ロシア共和國最高ソヴェートはロシア共和國唯一の立法機關である。

**第二五條** ロシア共和國最高ソヴェートは、人口十五萬人に付き代表一名の割合をもつて選舉區別にロシア共和國人民によつて選舉され、その任期は四ヶ年とする。

**第二六條** 法律は、ロシア共和國最高ソヴェートにより過半数をもつて可決されたる場合に、確認されたるものと認められる。



**第二七條** ロシア共和國最高ソヴエートによつて可決されたる法律は、ロシア共和國最高ソヴエート幹部會議長及び書記の署名の下に公布される。

**第二八條** ロシア共和國最高ソヴエートはロシア共和國最高ソヴエート議長及び副議長二名を選挙する。

**第二九條** ロシア共和國最高ソヴエート議長はロシア共和國最高ソヴエートの議事を指導し、その内部秩序を管理する。

**第三〇條** ロシア共和國最高ソヴエートの會議は、年二回ロシア共和國最高ソヴエート幹部會によつて召集される。

臨時會議は、ロシア共和國最高ソヴエート幹部會の裁量に基き、若しくは最高ソヴエート議員の三分の一の要求に従ひ、同幹部會によつて召集される。

**第三一條** ロシア共和國最高ソヴエートは左の構成をもつてロシア共和國最高ソヴエート幹部會を選挙する。ロシア共和國最高ソヴエート幹部會議長一名、自治共和國の數に従つて副議長十七名、幹部會書記一名及び幹部會員二十名。

**第三二條** ロシア共和國最高ソヴエート幹部會は、そのすべての活動についてロシア共和國最高ソヴエートに對し報告の義務を有する。

**第三三條** ロシア共和國最高ソヴエート幹部會に屬する權限は左の如くである。

(イ) ロシア共和國最高ソヴエートの會議を召集する。

(ロ) ロシア共和國法律の解釋を與へ、最高命令を發する。

(ハ) 全人民投票(レフレンダム)を施行する。

(ニ) ロシア共和國人民委員會及び自治共和國人民委員會の決定及び命令、並に地方(州)勤勞民代表ソヴエート及び自治州勤勞民代表ソヴエートの決議及び命令が法律に抵觸する場合は、これを取消す。

(ホ) ロシア共和國最高ソヴエートの閉會期間において、ロシア共和國人民委員會議長の提言に基き、個々のロシア共和國人民委員を任免し、事後ロシア共和國最高ソヴエートの確認を求める。

(ヘ) ロシア共和國名譽稱號を授與する。

(ト) ロシア共和國司法機關によつて刑の判決を受けたる人民の赦免權を行使する。

**第三四條** ロシア共和國最高ソヴエートは資格審査委員會を選挙する。該委員會はロシア共和國最高ソヴエート議員の資格を審査する。

ロシア共和國最高ソヴエートは資格審査委員會の申告に基いて個々の議員の資格を承認するか、或はこの選舉を無効とするかを決定する。

**第三五條** ロシア共和國最高ソヴエートは、必要と認められる場合には、任意の問題に關する査問又は検査委員會を任命する。一切の機關及び職員は、これらの委員會の要求を遂行し、必要な材料及び文書を提供する義務を有する。

**第三六條** ロシア共和國最高ソヴエート議員が、ロシア共和國最高ソヴエートの承認なくして、ロシア共和國最高ソヴエートの閉會中はロシア共和國最高ソヴエート幹部會の承認なくして、起訴若しくは逮捕されることはない。

**第三七條** ロシア共和國最高ソヴエートの任期が満了したる時、ロシア共和國最高ソヴエート幹部會はロシア共和國最

高ソヴェートの任期満了の日より二ヶ月以内の期間に新選挙を命ずる。

**第三八條** ロシア共和国最高ソヴェート幹部會は、ロシア共和国最高ソヴェートの任期満了の後も、新たに選挙されたるロシア共和国最高ソヴェートによつて新たなるロシア共和国最高ソヴェート幹部會が組織されるに至るまで、その全權を保持する。

**第三九條** 新たに選挙されたるロシア共和国最高ソヴェートは、舊構成のロシア共和国最高ソヴェート幹部會によつて選挙後一ヶ月以内に召集される。

**第四〇條** ロシア共和国最高ソヴェートはロシア共和国の政府——ロシア共和国人民委員會を組織する。

## 第四章 ロシア・ソヴェート聯邦社會主義

### 共和國の國家行政機關

**第四一條** ロシア共和国國家權力の最高執行管理機關はロシア共和国人民委員會である。

**第四二條** ロシア共和国人民委員會はロシア共和国最高ソヴェートに對し、ロシア共和国最高ソヴェートの開會中はロシア共和国最高ソヴェート幹部會に對して責任を負ひ、報告の義務を有する。

**第四三條** ロシア共和国人民委員會はソ聯邦及びロシア共和国の法律、ソ聯邦人民委員會の決定及び命令に基き、且

つこれを遂行するために決定及び命令を發し、その遂行を檢查する。

**第四四條** ロシア共和国人民委員會の決定及び命令は、ロシア共和国の全領域に對して拘束力を有する。

**第四五條** ロシア共和国人民委員會に屬する權限は左の如くである。

(イ) ロシア共和国各人民委員部及び其他の管下經濟文化關係諸機關の業務を統轄、指導する。全聯邦的人民委員部代表の業務を統轄、檢查する。

(ロ) 國民經濟計畫實施のための方策を講ずる。

(ハ) ロシア共和国國家豫算及び地方豫算の實行のための方策を講ずる。

(ニ) 社會秩序の維持、國家の利益の擁護、並に人民の權利の保護に關する諸方策を講ずる。

(ホ) 自治共和国人民委員會の業務を指向、檢查し、地方及び州勤勞民代表ソヴェート執行委員會の業務を指導、檢查する。

(ヘ) 要すれば、經濟・文化建設の諸事業に關してロシア共和国人民委員會の管下に特別委員會又は總管理局を設ける。

**第四六條** ロシア共和国人民委員會は地方、州及び自治州勤勞代表ソヴェート執行委員會の決議及び命令を取消し、並に自治共和国人民委員會の決定及び命令、地方、州及び自治州勤勞民代表ソヴェートの決議及び命令を停止する權限を有する。

ロシア共和國人民委員會はロシア共和國人民委員の指令及び規則を取消す権限を有する。

**第四七條** ロシア共和國人民委員會は、ロシア共和國最高ソヴエートにより左の構成をもつて組織される。

ロシア共和國人民委員會議長（一名）

ロシア共和國人民委員會副議長（複數）

ロシア共和國國家計畫委員會議長（一名）

ロシア共和國人民委員（左の各人民委員部に付き一名宛）

食料品工業

輕工業

木材工業

農務

穀物・畜産ソフトウェア

財務

國內商業

內務

司法

保健  
教育  
地方工業  
公共事業  
社會保障

ソ聯邦調達委員會代表（一名）

藝術事業管理局長官（一名）

全聯邦的人民委員部代表（複數）

**第四八條** ロシア共和國政府若しくはロシア共和國人民委員は、ロシア共和國最高ソヴエート議員の質問を受けたる

場合、ロシア共和國最高ソヴエートにおいて三日以内に口頭又は文書を以て回答する義務を有する。

**第四九條** ロシア共和國人民委員はロシア共和國の権限に屬する國家行政の各部門を指導する。

**第五〇條** ロシア共和國人民委員は、當該人民委員部の権限の範圍内において、ソ聯邦及びロシア共和國の法律、ソ

聯邦人民委員會及びロシア共和國人民委員會の決定及び命令、ソ聯邦の聯邦共和國的人民委員部の指令及び規則に基づき、且つこれを遂行するために指令及び規則を發し、その遂行を檢査する。

**第五一條** ロシア共和國の人民委員部は、聯邦共和國的人民委員部と共和國的人民委員部との二種に分れる。

**第五二條** ロシア共和國の聯邦に共和國的人民委員部は、ロシア共和國人民委員會並にこれに對應するソ聯邦の聯邦に共和國的人民委員部に從屬し、ソ聯邦最高ソヴェート幹部會によつて確認されたる表による一定數の企業のみを除き、委任されたるロシア共和國の國家行政部門を指導する。

**第五三條** ロシア共和國の共和國的人民委員部は、直接ロシア共和國人民委員會に從屬し、委任されたる國家行政部門を指導する。

**第五四條** ロシア共和國の聯邦に共和國的人民委員部は左の如くである。

食料品工業人民委員部

輕工業人民委員部

木材工業人民委員部

農務人民委員部

穀物・畜産ソフホーズ人民委員部

財務人民委員部

國內商業人民委員部

内務人民委員部

司法人民委員部

保健人民委員部

**第五五條** ロシア共和國の共和國的人民委員部は左の如くである。

教育人民委員部

地方工業人民委員部

公共事業人民委員部

社會保障人民委員部

## 第五章 自治ソヴェート社會主義共和國

### 國家權力の最高機關

**第五六條** 自治共和國國家權力の最高機關は自治共和國最高ソヴェートである。

**第五七條** 自治共和國最高ソヴェートは當該共和國人民により四ヶ年の任期をもつて選舉される。その代表選舉比率は自治共和國憲法によつて規定される。

**第五八條** 自治共和國最高ソヴェートは自治共和國における唯一の立法機關である。

**第五九條** 自治共和國最高ソヴェートに屬する權限は左の如くである。

- (イ) 自治共和國憲法を採決し、ロシア共和國最高ソヴェートにこれが確認を求めらる。
- (ロ) 自治共和國の行政区劃並に區及び市の境界を制定し、ロシア共和國最高ソヴェートにこれが確認を求めらる。
- (ハ) 自治共和國の國民經濟計畫及び豫算を確認する。
- (ニ) 自治共和國の名譽稱號を授與する。

第六〇條 自治共和國最高ソヴェートは左の構成をもつて自治共和國最高ソヴェート幹部會を選挙する。自治共和國最高ソヴェート幹部會議長(一名)、同副議長(複數)、幹部會書記(一名)及び幹部會員(複數)。

第六一條 自治共和國最高ソヴェート幹部會は自治共和國最高ソヴェートに對し報告の義務を有する。

第六二條 自治共和國ソヴェート幹部會の權限は自治共和國憲法によつて規定される。

第六三條 自治共和國最高ソヴェートは議事を指導するために自治共和國最高ソヴェート議長(一名)及び副議長(複數)を選挙する。

第六四條 自治共和國最高ソヴェートは自治共和國の政府——自治共和國人民委員會を組織する。

## 第六章 自治ソヴェート社會主義共和國の國家行政機關

第六五條 自治共和國國家權力の最高執行管理機關は自治共和國人民委員會である。

第六六條 自治共和國人民委員會は、自治共和國最高ソヴェートに對し、自治共和國最高ソヴェートの閉會中は自治共和國最高ソヴェート幹部會に對して責任を負ひ、報告の義務を有する。

第六七條 自治共和國人民委員會はソヴェート聯邦、ロシア共和國及び自治共和國の法律、ソ聯邦及びロシア共和國人民委員會の決定並に命令に基き、且つこれを遂行するために決定及び命令を發し、その遂行を檢査する。

第六八條 自治共和國人民委員會は、自治共和國人民委員の指令及び規則、自治共和國の領域内における管區・市・區勤勞民代表ソヴェート執行委員會の決議及び命令を取消し、管區・市・區勤勞民代表ソヴェートの決議及び命令を停止する權限を有する。

第六九條 自治共和國人民委員會は自治共和國最高ソヴェートにより左の構成をもつて組織される。

自治共和國人民委員會議長(一名)

人民委員會副議長(複數)

國家計畫委員會議長(一名)

人民委員(各人民委員部に付き一名宛)

農 務

財 政

國 内 商 業

ソ聯新憲法關係資料

内務  
司法  
保健  
教育  
地方工業  
公共事業  
社會保障

道路管理局長官

調達委員會代表

藝術事業管理局長官

其外、共和國經濟の特殊性に従ひ、ロシア共和國最高ソヴェートの確認を経て左の人民委員を加へることがある。

食料品工業

輕工業

木材工業

第七〇條 自治共和國人民委員は、ロシア共和國及び自治共和國の憲法に従ひ自治共和國の權限に屬する國家行政の

各部門を指導する。

第七一條 自治共和國人民委員は當該共和國の權限の範圍内においてソ聯邦、ロシア共和國及び自治共和國の法律、ソ聯邦、ロシア共和國及び自治共和國人民委員會の決定及び命令、ロシア共和國人民委員の指令及び規則に基き、且つこれを遂行するために指令及び規則を發する。

第七二條 自治共和國人民委員部は自治共和國人民委員會並にこれに對應するロシア共和國人民委員部に從屬し、委任されたる國家行政部門を指導する。

### 第七章 自治州の國家權力機關

第七三條 自治州の國家權力機關は自治州勤勞民代表ソヴェートである。

第七四條 自治州勤勞民代表ソヴェートはロシア共和國憲法によつて規定される代表選舉比率において自治州人民により選舉され、其任期は二年とする。

第七五條 自治州勤勞民代表ソヴェートの執行管理機關はこれによつて選舉される執行委員會である。

第七六條 各自治州勤勞民代表ソヴェートは、當該自治州の民族的特殊性を考慮したる『自治州令』を制定し、ロシア共和國最高ソヴェートに提出してこれが確認を求めらる。

## 第八章 國家權力の地方機關

第七七條 地方、州、自治州、民族管區、行政管區、區、市、町、村（スタニーツア、デレーヴニヤ、フートル、アウル——以上何れも村の別名、譯註）の國家權力機關は勤勞民代表ソヴェートである。

第七八條 地方、州、民族管區、行政管區、區、市、大都市内部の區、町、村（スタニーツア、デレーヴニヤ、フートル、アウル）の勤勞民代表ソヴェートは、夫々當該地方、州、民族管區、行政管區、區、市、町、村の勤勞民によつて選舉され、其任期は二年とする。

第七九條 地方、州、管區、區、市、町、村の勤勞民代表ソヴェートは各自の領域において文化・政治・經濟建設を指導し、地方豫算を決定し、管下行政諸機關の業務を指導し、國家秩序の維持を保障し、國防能力の強化に協力し、人民による法律の遵守と人民の權利の保護とを保障する。

第八〇條 勤勞民代表ソヴェートはソ聯邦、ロシア共和國及び自治共和國の法律によつて賦與されたる權限の範圍内において決議を採決し、命令を發する。

第八一條 地方、州、民族管區、行政管區、區、市、町、村勤勞民代表ソヴェートの執行管理機關は上記各ソヴェートにより選舉される執行委員會にして、その構成は議長（一名）、副議長（複數）、書記（一名）、委員（複數）とする。

第八二條 住民稀少なる村落（スタニーツア、フートル、アウル）勤勞民代表ソヴェートの執行管理機關はこれによつて召集される。

丁選舉される議長、副議長及び書記（各一名）とする。

第八三條 地方、州、管區、區、市、町、村勤勞民代表ソヴェートの執行委員會は當該勤勞民代表ソヴェート及び上級國家機關の決議に基づき、各自の領域において文化・政治・經濟建設の指導を實施する。

第八四條 地方及び州勤勞民代表ソヴェートの會議は年四回以上その執行委員會によつて召集される。

第八五條 區勤勞民代表ソヴェート及び行政管區勤勞民代表ソヴェートの會議は年六回以上その執行委員會によつて召集される。

第八六條 市及び村勤勞民代表ソヴェートの會議は月一回以上その執行委員會によつて召集される。

第八七條 地方、州、民族管區、行政管區、區及び市勤勞民代表ソヴェートはその會期において議事の指導のために議長及び書記（各一名）を選舉する。

第八八條 小村落ソヴェート議長は村ソヴェートを召集し、その議事を指導する。

第八九條 勤勞民代表ソヴェートの執行委員會は、これを選擧したる勤勞民代表ソヴェート、並に上級の勤勞民代表ソヴェート執行機關に對して直接報告の義務を有する。

第九〇條 上級の勤勞民代表ソヴェート執行委員會は下級の執行委員會の決議及び命令を取消し、下級の勤勞民代表ソヴェートの決議及び命令を停止する權限を有する。

第九一條 上級の勤勞民代表ソヴェートは下級の勤勞民代表ソヴェート及びその執行委員會の決議及び命令を取消す權

限を有する。

第九二條 地方(州)勤勞民代表ソヴェートは其執行委員會に左の如き部を設ける。

- 農業部
- 財政部
- 國內商業部
- 保健部
- 國民教育部
- 地方工業部
- 公共事業部
- 社會保障部
- 道路部
- 總務部
- 藝術事業部
- 計畫委員會
- 執行委員會議長附屬人事課

其外、地方(州)經濟の特殊性に應じ、輕工業、食料品工業、木材工業、穀物・畜産ソフホーズの各聯邦共和國民人民委員部の確認を経て、地方(州)勤勞民代表ソヴェートは左の部門に關して部又は局を設ける。

- 輕工業
- 食料品工業
- 木材工業
- 穀物・畜産ソフホーズ

第九三條 地方(州)の諸條件に應じて全聯邦的國民人民委員部及び内務人民委員部は、ソ聯邦及びロシア共和國の法律に基き、地方(州)勤勞民代表ソヴェートの管下に自己の局を設ける。

調達委員會は地方(州)勤勞民代表ソヴェートの管下に自己の代表を任命する。

第九四條 地方(州)勤勞民代表ソヴェートの部及び局はその業務において當該地方(州)勤勞民代表ソヴェート及び其執行委員會、並にこれに對應するロシア共和國の國民人民委員部に從屬する。

第九五條 行政管區勤勞民代表ソヴェートに其執行委員會はロシア共和國最高機關の法律及び命令、並に地方(州)勤勞民代表ソヴェートの決議に基いて部を設け、自己の業務を遂行する。

第九六條 區勤勞民代表ソヴェートは其執行委員會に左の如き部を設ける。

- 農業部
- ソ聯新憲法關係資料



- 國民教育部
- 財政部
- 國內商業部
- 保健部
- 社會保障部
- 總務部
- 道路部
- 計畫委員會

執行委員長附屬人事課

其外、區經濟の特殊性に應じ、地方（州）勤勞民代表ソヴェートの確認を経て、區勤勞民代表ソヴェートは公共事業部及び地方工業部を設ける。

**第九七條** 内務人民委員部は、區の諸條件に感じ、ソ聯邦及びロシア共和國の法律に基き當該地方（州）勤勞民代表ソヴェートの確認を経て、區勤勞民代表ソヴェートの管下に自己の局を設ける。

**第九八條** 區勤勞民代表ソヴェートの部はその業務において區勤勞民代表ソヴェート及びその執行委員會、並にこれに對應する地方（州）勤勞民代表ソヴェートの部に從屬する。

**第九九條** 市勤勞民代表ソヴェートは其執行委員會に左の如き部を設ける。

- 財政部
- 公共事業部
- 國內商業部
- 保健部
- 國民教育部
- 社會保障部
- 總務部
- 計畫委員會

執行委員長附屬人事課

其外、市の工業、都市及び近郊經濟の特殊性に應じて左の部を設ける。

- 地方工業部
- 農業部

**第一〇〇條** 市勤勞民代表ソヴェートの部は其業務において市勤勞民代表ソヴェート及び其執行委員會、並にこれに對應する區勤勞民代表ソヴェートの部若しくは直接に地方（州）勤勞民代表ソヴェートの部に從屬する。

第一〇一條 モスクワ市及びレニングラード市勤勞民代表ソヴェートの部は其業務においてモスクワ市及びレニングラード市勤勞民代表ソヴェート及び其執行委員會、並にこれに對應するロシア共和國の人民委員部に直屬する。

第一〇二條 民族管區勤勞民代表ソヴェート及び其執行委員會は管區の領域において『民族管區令』又は當該地方(州)勤勞民代表ソヴェートの決議によつて與へられたる權利及び義務を實行する。

『民族管區令』はロシア共和國最高ソヴェートによつて制定される。

## 第九章 ロシア・ソヴェート聯邦社會

### 主義共和國の豫算

第一〇三條 ロシア共和國の國家豫算はロシア共和國人民委員會これを編成し、ロシア共和國最高ソヴェートに提出して確認を求む。

ロシア共和國最高ソヴェートによつて確認されたるロシア共和國國家豫算は一般に公表される。

第一〇四條 ロシア共和國最高ソヴェートは豫算委員會を選擧し、ロシア共和國國家豫算に關する其結論を報告せしめる。

第一〇五條 ロシア共和國國家豫算の實行に關する報告はロシア共和國最高ソヴェートによつて確認され、一般に公

表される。

第一〇六條 地方經濟收入、當該領域における國家收入控除並にソ聯邦及びロシア共和國の立法によつて規定されたる範圍における地方租稅收入は、自治共和國豫算、地方(州)の地方豫算、並に自治州、民族及び行政管區、區市、村ソヴェートの豫算に繰入れられる。

## 第十章 裁判所及び檢事局

第一〇七條 ロシア共和國における裁判はロシア共和國最高裁判所、自治共和國最高裁判所、地方裁判所及び州裁判所、自治州裁判所、民族管區裁判所、行政管區裁判所、ソ聯邦最高ソヴェートの決定により創設されるソ聯邦特別裁判所、人民裁判所によつて執行される。

第一〇八條 すべての裁判所における事件の審理は、特に法律に規定されたる場合を除き、人民陪審員の参加の下に行はれる。

第一〇九條 ロシア共和國最高裁判所はロシア共和國の最高司法機關である。ロシア共和國、自治共和國及び自治州の全司法機關の裁判業務に對する監督はロシア共和國最高裁判所に課せられる。

第一一〇條 ロシア共和國最高裁判所はロシア共和國最高ソヴェートによつて選擧され、その任期は五ヶ年とする。

第一一一條 自治共和國最高裁判所は自治共和國最高ソヴェートによつて選擧され、その任期は五ヶ年とする。

第一二二條 地方及び州、自治州、民族及び行政管區の裁判所は地方、州、自治州、民族及び行政管區の勤勞民代表ソヴェートによつて選舉され、その任期は五ヶ年とする。

第一二三條 人民裁判所は普通・直接・平等選舉權に基き秘密投票の下に區の人民により選舉され、その任期は三ヶ年とする。

第一二四條 ロシア共和國における裁判手續はロシア語若しくは自治共和國、自治州又は民族管區の國語をもつて行はれる。但し、該國語を解せざる者に對しては、通譯を通じて事件の資料を完全に知悉せしめ、又裁判所において自國語をもつて陳述する權利を保障する。

第一二五條 ロシア共和國の一切の裁判所における事件の審理は、法律によつて例外を規定されざる限り、これを公開し、且つ被告に對して辯護權を保障する。

第一二六條 判事は獨立にして、たゞ法律にのみ服従する。

第一二七條 一切の人民委員部及びその管下の諸機關、個々の職員並に人民による法律の正確なる遂行に對する最高の監督は、直接ソ聯邦檢事に、又はロシア共和國檢事に課せられる。

第一二八條 ロシア共和國檢事はソ聯邦檢事によつて任命され、その任期は五ヶ年とする。

第一二九條 地方及び州檢事、自治共和國及び自治州檢事はソ聯邦檢事によつて任命され、その任期は五ヶ年とする。

第一三〇條 民族及び行政管區、區及び市の檢事はソ聯邦檢事の確認を経てロシア共和國檢事により任命され、その

任期は五ヶ年とする。

第一三一條 檢事局の諸機關は如何なる地方機關にも關係なくその機能を遂行し、たゞソ聯邦檢事にのみ服従する。

## 第十一章 人民の基本的權利義務

第一三二條 ロシア共和國人民は勞働の權利、即ち、勞働の量と質とに應じて勞働報酬の支拂を保障されたる仕事を獲得する權利を有する。

勞働の權利は、國民經濟の社會主義的組織、ソヴェート社會の生産諸力の捷まざる發展、經濟恐慌の可能性の排除と失業の根絶とによつて確保される。

第一三三條 ロシア共和國人民は休息の權利を有する。

休息の權利は、大多數の勞働者の勞働日を七時間に短縮し、勞働者及び勤務員に對して毎年有給休暇を制定し、廣汎なる療養所、休息の家、俱樂部の施設網を勤勞民の利用に提供することによつて確保される。

第一三四條 ロシア共和國人民は、老齡期において、又は疾病及び勞働能力喪失の場合において物質的保障を受ける權利を有する。

この權利は、國家の負擔による勞働者及び勤務員の社會保險の廣汎な發達、勤勞民に對する無料醫療、廣汎なる保養地網を勤勞民の利用に提供することによつて確保される。

**第一二五條** ロシア共和國人民は教育を受ける権利を有する。

この権利は普通初等義務教育、高等教育を含む授業料免除、高等程度學生の大多數に對する國家の給費制度、自國語による學校教育、工場・ツフホーズ・機械トラクター配給所・コルホーズにおける生産、技術及び農學上の勤勞者無料教習の組織によつて確保される。

**第一二六條** ロシア共和國の女子は經濟的、國家的、文化的及び社會・政治的生活のあらゆる部面において男子と平等の權利を享有する。

女子がこれらの權利を行使する可能性は、女子に對し勞働・勞働報酬・休息・社會保險及び教育に關して男子と平等なる權利を賦與するに於て、母性及幼児の利益の國家的保護、姪婦に對する有給休暇の提供、廣汎なる産院・托兒所・幼稚園網によつて確保される。

**第一二七條** ロシア共和國人民が經濟的、國家的、文化的及び社會・政治的生活のあらゆる部面において民族、人種の區別なく平等の權利を享有するに於ては、不變の法である。

直接たるに間接たるにを問はず民族及び人種の如何によつて權利を制限し、若しくは反對に特權を設定するに於て、並に人種的民族の排斥、憎惡及び輕蔑のあらゆる宣傳は、法律によつて處罰される。

**第一二八條** 人民に對し良心の自由を保障するをもつて、ロシア共和國における教會は國家から分離され、學校は教會から分離される。宗教的儀式の舉行の自由及び反宗教宣傳の自由は全人民に對して認められる。

**第一二九條** 勤勞民の利益に適應し、社會主義體制實現化の目的をもつて、ロシア共和國人民は法律によつて左の自由を保障される。

(イ) 言論の自由

(ロ) 出版の自由

(ハ) 集會の自由

(ニ) 街頭行進及び示威の自由

人民のこれらの權利は、印刷所、用紙、共同建物、街路、通信手段等、其他これらの權利の行使に必要な物質的諸條件を勤勞民及びその團體に提供するに於て保障される。

**第一三〇條** 勤勞民の利益に適應し、人民大衆の組織的自立活動に政治的能動性を發達せしめる目的をもつて、ロシア共和國人民は、社會團體（勞働組合、協同組合合同、青年團體、スポーツ及び國防團體、文化、技術及び科學團體）を結成する權利を保障される。しかして、勞働者階級及び其他の勤勞民諸層における最も積極的且つ自覺的な人民は、社會主義體制の發展實現のための闘争における勤勞民の前衛部隊にして、社會的なるに國家的なるを問はず勤勞民のあらゆる團體の指導的核心たる全聯邦共產黨（ボリシエヴィキ）に結合する。

**第一三一條** ロシア共和國人民は個人の不可侵權を保障される。何人も裁判所の判決若しくは檢事の許可なくして逮捕されることはない。

第一三二條 人民の住居の不可侵權及び信書の秘密は、法律によつて保護される。

第一三三條 ロシア共和國は、勤勞民の利益の擁護、若しくは學術上の活動、若しくは民族解放闘争の故をもつて迫害される外國人に對して避難の權利を賦與する。

第一三四條 ロシア共和國の各人民は、ロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國の憲法を遵守し、法律を履行し、勞働規律を守り、社會的義務に對して誠實なる態度を執り、社會主義的共同生活の諸規則を尊重すべき義務を有する。

第一三五條 ロシア共和國の各人民は、ソヴェート體制の神聖にして侵すべからざる基礎として、祖國の富み力の源泉として、全勤勞民の富裕且つ文化的なる生活の源泉として社會主義的社會財産を擁護且つ鞏化すべき義務を有する。

社會主義的社會財産を侵す者は人民の敵である。

第一三六條 國民皆兵の義務は法である。

勞農赤軍における軍事的勤務はロシア共和國人民の名譽の義務である。

第一三七條 祖國の防衛はロシア共和國の各人民の神聖なる義務である。祖國に對する叛逆、即ち誓約の違反、敵の側への移行、國家の軍事力の毀損、間諜行爲は、最も重き罪惡として法律により嚴罰に處せられる。

## 第十二章 選舉制度

第一三八條 一切の勤勞民代表ソヴェート、即ちロシア共和國最高ソヴェート、自治共和國最高ソヴェート、地方及び

州勤勞民代表ソヴェート、自治州勤勞民代表ソヴェート、民族及び行政管區勤勞民代表ソヴェート、區、市及び村(スタニーツア、デレーヴニヤ、フトル、アウル)勤勞民代表ソヴェートへの議員選舉は、普通・平等・直接選舉權に基き秘密投票の下に選舉人によつて行はれる。

第一三九條 議員の選舉は普通選舉である。即ち、十八歳に達したるロシア共和國のすべての人民は、人種、民族、信教、教育上の資格、定住の程度、社會的出身、財産狀態及び過去の經歷の如何に拘らず、議員の選舉に参加し、又は選舉せられる權利を有する。但し、精神病者並に裁判所により選舉權剝奪の判決を受けたる者を除く。

第一四〇條 議員の選舉は平等選舉である。即ち、各人民は一票を有し、すべての人民は平等の基礎において選舉に参加する。

第一四一條 女子は男子と平等に選舉權及び被選舉權を享有する。

第一四二條 赤軍部隊に屬する人民は一般人民と平等に選舉權及び被選舉權を享有する。

第一四三條 議員の選舉は直接選舉である。即ち、村及び市勤勞民代表ソヴェートからロシア共和國最高ソヴェートに至るまで、一切の勤勞民代表ソヴェートへの選舉は、直接選舉の方法により直接に人民によつて行はれる。

第一四四條 議員選舉の際における投票は秘密投票とする。

第一四五條 ロシア共和國の勤勞民代表ソヴェートに對する選舉は左の割合を以て選舉區別に施行される。

地方(州)ソヴェート——地方又は州の規模に應じて、人口一萬五千人以上四萬人以下に付き代表一名

自治州ソヴェート——自治州の規模に應じて、人口一千五百人以上二千人以下に付き代表一名  
民族管區ソヴェート——民族管區の規模に應じて、人口百人以上五百人以下に付き代表一名  
行政管區ソヴェート——行政管區の規模に應じて、人口二千人以上一萬人以下に付き代表一名  
區ソヴェート——區の規模に應じて、人口五百人以上二千五百人以下に付き代表一名  
市ソヴェート及び都市における區ソヴェート——市又は市區の規模に應じて、人口百人以上一千人以下に付き代表一名

モスクワ及びレニングラードのソヴェート——人口三千人に付き代表一名

村ソヴェート——村の規模及び村ソヴェートの業務に應じて、人口百人以上二百五十人以下に付き代表一名  
各地方（州）、自治州、民族及び行政管區、區及び市の勤勞民代表ソヴェートに對する選出比率は、本條に示されたる選出比率の範圍内において『ロシア共和國勤勞民代表ソヴェート選舉令』によつて規定される。

村勤勞民代表ソヴェートに對する選出比率は、本條に示されたる選出比率の範圍内において地方（州）勤勞民代表ソヴェート、自治共和國最高ソヴェート及び自治州勤勞民代表ソヴェートによつて規定される。

#### 第一四六條 議員候補者は選舉區別に推薦される。

候補者推薦の權利は、社會團體及び勤勞者團體、即ち共產黨組織、職業組合、協同組合、青年團體、文化團體に對して保障される。

第一四七條 各議員は、自己の活動及び勤勞民代表ソヴェートの活動に關して選舉人に對し報告の義務を有する。しかして、選舉人はその過半数の決議をもつて、法律によつて定めたる手續に従ひ、任意の時期において議員を召還するこゝを得る。

### 第十三章 國章、國旗、首府

第一四八條 ロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國の國章は、赤地に旭光を配置したるを背景に柄を下にして交叉せしめたる金色の鎌と槌を中央に置き、左右に麥穂をあしらひ、上に『エル・エス・エフ・エス・エル』（ロシア共和國の略稱——譯註）、下に『萬國のプロレタリアよ、團結せよ』を記入したるものとする。

第一四九條 ロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國の國旗は、旗竿寄りの左上隅に金文字にて『エル・エス・エフ・エス・エル』を記したる赤旗とする。

第一五〇條 ロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國の首府はモスクワ市とする。

### 第十四章 憲法改正手續

第一五一條 ロシア共和國憲法の改正は、ロシア共和國最高ソヴェートにおいて三分の二以上の多数をもつて採決されたるロシア共和國最高ソヴェートの決議によつてのみ行はれる。

ロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國第十七回臨時ソヴェート大會幹部會

エス・アゲーエフ、ア・アンドレーエフ、エヌ・アルヒボフ、ゲ・バイチユーリン、エス・ブヂョンヌイ、カ・ワシリエフ、カ・  
 ヴオロシーロフ、ア・ゴレフ、ア・ゴルチハノフ、エフ・グリヤヂンスキイ、エヌ・ダドイキナ、エム・ダルガート、イ・ダム  
 ビロン、ヤ・ドルジーニン、エヌ・エジヨフ、ア・ジダーノフ、ゲ・ザルジツキイ、ヴエ・イワノフ、ゲ・イワノフ、エル・カガノ  
 ーヴィチ、エム・カリニン、ベ・カルムイコフ、ア・キセリヨフ、エス・コンドラチエフ、ゲ・クルトフ、エス・クズネツォフ、  
 エル・クーシチ、ユ・カガノーヴィチ、ア・リービン、ゲ・リユフト、エ・マルテエフ、ヴエ・セーロトフ、ア・ニキチン、ゲ・  
 オルジヨニキーゼ、デ・オルロフ、ヤ・パホーモフ、イ・ペトロフ、イ・ビヴオワローフ、ゲ・ボルビーツイン、ア・ピユルベエ  
 フ、ゲ・ラキートフ、イ・レーシチコフ、エム・ソヴエートニコフ、イ・スターリン、ヴエ・ストロガノフ、デ・スリーモフ、エ  
 ヌ・スルヂン、ア・タギーロフ、イ・タルハン、デ・トゴエフ、エ・フレーシエル、エヌ・フルーシチエフ、エム・シヤギナ、ハ  
 ・シヤラポーリン、エヌ・シユヴェルニク

一九三七年一月二十一日

モスクワ、クレムリン宮殿にて

## 第二部

# 憲法草案について

### 第八回臨時ソヴェート大會における報告

全聯邦共産黨書記長

イ・ヴエ・スターリン

## 一、憲法委員會の組織と其任務

同志諸君！

本大會の審議に上程された憲法草案を編纂したところの憲法委員會は、周知の通り、第七回聯邦ソヴェート大會の特別決定に基づいて組織されたものである。該決定は一九三五年二月六日に採擇されたが、それは次の如く規定してゐる。

「一、左の方針に基づいてソ聯邦憲法を改正すること。

(イ) 不完全なる平等選挙を平等選挙に、間接選挙を直接選挙に、公開選挙を秘密選挙に置きかへる意味において、選挙制度を一層民主化すること。

(ロ) 憲法をソ聯邦における現在の階級勢力關係(新たなる社會主義工業の創設、富農の撲滅、コルホーズ制度の勝利、ソヴェート社會の基礎としての社會主義的財產制の確立、等々)に照應せしめる意味において、憲法の社會經濟的基礎をより精確に表現す

ソ聯新憲法關係資料

ること。

二、憲法委員會を選挙し、これに第一項の指示に基いて憲法改正草案を編纂し、これをソ聯中央執行委員會の議案に提出することを委嘱するやうソ聯中央執行委員會に委嘱すること。

三、ソヴェート聯邦におけるソヴェート權力機關の次回の定期選挙は新選挙制度に基いて施行すること。」

右の決定は一九三五年二月六日になされたのであつた。この決定が採擇された翌日、即ち一九三五年二月七日にソ聯中央執行委員會第一次會議が召集され、第七回聯邦ソヴェート大會の右の決定を實行に移して三十一名より成る憲法委員會を組織し、これにソ聯邦憲法改正草案の作成を委嘱した。

憲法委員會をして其活動を行はしめた形式的根據はソ聯邦最高機關の指令は以上の通りである。

かくして、憲法委員會は、一九二四年から今日までの期間にソ聯邦の生活のうちに生じた社會主義への飛躍を考慮しつつ、一九二四年に制定された現行憲法に變更を加へなければならなかつたのである。

## 二、一九二四年から一九三六年までの期間 におけるソ聯邦の生活の變化

一九二四年から一九三六年までの期間に生じたソ聯邦の生活における變化——憲法委員會が其憲法草案中に反映せしめなければならなかつたところの變化は、何か？ 其變化の本質は何に存するか？

一九二四年の状態はさうであつたか？ それはネツプ（新經濟政策）の初期であつた。當時、ソヴェート權力は社會主義の全面的發達と共に資本主義の或る程度の昂揚を認容してゐた。當時、ソヴェート權力は、資本主義と社會主義との兩經濟體制の競争の過程において資本主義體制に對する社會主義體制の優越を組織しようとする意圖してゐた。任務は、この競争の過程において社會主義の地位を鞏固化し、資本主義的要素の掃蕩を期し、國民經濟の基本的體制としての社會主義體制の勝利を完成せしめるにあつた。

當時、我工業の様相、殊に重工業の様相は好ましくならぬものであつた。もごより工業は徐々に復興しつつはあつたが、其生産高は戦前の水準に遠く及ばなかつた。それは舊式の、後れた、貧弱な技術に基礎を置いてゐた。勿論、工業は社會主義の方向に發展してゐた。我工業の社會主義部分は當時約八〇%に達してゐた。だが、資本主義部分は未だなほ工業の少くも二〇%を握つてゐた。

我農業の状態は一層よくなかつた。もごより地主階級は既に掃蕩されてしまつたが、その代り、農業資本家階級、富農階級がまだかなり著しい勢力をなしてゐた。全體として農業は、當時、後れた中世紀的技術をもつ小規模個人農經營の大海のやうなものであつた。この大海のなかに點在する島嶼のやうにコルホーズ、ミソフホーズが存在してゐた。それらは、眞實のミソフホーズ、我國民經濟においてまだいくらかも重大な意義をもつてゐなかつた。コルホーズ、ミソフホーズは弱かつた。そして富農はまだ強かつた。當時我々が問題にし得たのは富農の絶滅ではなくて、その抑止にすぎなかつた。



國內の商品流通についても同じことをいなければならぬ。商品流通における社會主義部分はやうやく五〇—六〇%にすぎなかつた。残餘はすべて商人、投機業者其他の私營者に占められてゐた。

一九二四年における我經濟の様相はかやうなものであつた。

現在、一九三六年における状態はどうか？

一九二四年當時がネツプの初期、ネツプの開始、資本主義の或る程度の昂揚の時期であつたことすれば、現在はネツプの末期、ネツプの最後、國民經濟のあらゆる分野における資本主義の完全なる掃蕩の時期である。

我工業がこの期間に巨大な力に成長したことから始めよう。既に今ではこれを脆弱な、技術的裝備の劣悪なものに稱することは出来ない。反對に、我工業は現在、強力に發達した重工業と更に一層發達した機械製作工業を有する新式の、豊富な近代的技术に基礎を置いてゐる。最も大切なことには、資本主義は我工業の分野から完全に放逐され、社會主義的生產形態が今や我工業分野における不可分の支配的制度となつてゐる。生産高から見れば現在の我社會主義工業が戦前の工業を七倍も凌駕してゐる事實は、これを輕視してはならぬ。

農業の分野においては、脆弱な技術をもち、富農に壓迫されてゐた小規模個人農經營の大海に代つて、今やすべてを包含するコルホーズ・ソフホーズ組織の形態において世界最大の、機械化された、新式技術によつて裝備された生産が行はれてゐる。周知の通り、農業における富農は絶滅された。そして後れた中世紀的技術をもつ小規模個人農經營の部分は現在微々たる地位を占めてゐるにすぎない。播種面積における其比重は僅か二—三%足らずである。現在コ

ルホーズが五七〇萬馬力のトラクター三一萬六千臺を動かし、ソフホーズを合すれば七五八萬馬力のトラクター四〇萬臺を有してゐる事實を指摘せざるを得ない。

國內の商品流通についていへば、商人と投機業者はまつたくこの分野から放逐された。今や全商品流通は、國家、協同組合及びコルホーズの手中に握られてゐる。新しいソヴェート商業、投機業者のゐない商業、資本家のゐない商業が發生し、發展した。

かくして、今や國民經濟のあらゆる分野に於ける社會主義體制の完全なる勝利は事實となつてゐる。

これは何を意味するか？

これは、人による人の搾取が根絶、一掃され、生産要具及び手段に對する社會主義的所有權が我ソヴェート社會の不動の基礎として確立されたことを意味する。

ソ聯邦國民經濟の領域におけるこれらすべての變化の結果、我々は今や、恐慌と失業を知らず、貧困と没落を知らず、富裕なる文化的生活のためのあらゆる可能性を人民に與へるどころの新たな社會主義經濟を有してゐるのである。

一九二四年から一九三六年までの期間に我經濟の領域に生じた變化は、大體かやうなものである。

ソ聯邦の經濟の領域におけるこれらの變化に照應して我社會の階級構成もまた變化した。

周知の如く、地主階級は内亂戦がソヴェート權力の勝利に終つた結果、既に絶滅された。他の搾取階級についていへば、彼等もまた地主階級と運命を共にした。工業方面では資本家階級がなくなつた。農業方面では富農階級が

なくなつた。商品流通方面では商人と投機業者がなくなつた。かうして、すべての搾取階級は掃蕩された。労働者階級が残つた。農民階級が残つた。インテリゲンチヤが残つた。だが、これらの社会的集團がこの期間に少しも變化を受けないで、資本主義の時代におけると同じまゝで残つたを考へるならば、それは誤謬であらう。

例へば、ソ聯邦の労働者階級を取上げてみよう。古い記憶によつて彼等を屢々プロレタリアートと呼んでゐる。だが、プロレタリアートとは一體何か？プロレタリアートとは、生産用具及び手段が資本家のものであり、資本家階級がプロレタリアートを搾取してゐる經濟體制の下にあつて、生産用具及び手段をもたない階級のこゝである。プロレタリアートとは資本家に搾取されてゐる階級のこゝである。こゝろが、我國では周知のやうに資本家は既に一掃され生産用具及び手段は資本家から收奪されて、労働者階級が指導力になつてゐる國家に移讓されてゐる。従つて、もはや労働者階級を搾取すべき資本家階級はない。従つて、我國の労働者階級は生産手段を奪はれてゐないばかりでなく逆に全人民と共にこれを所有してゐる。そして、労働者階級が生産手段を所有し、資本家階級が一掃されてゐる限り労働者階級を搾取するあらゆる可能性は排除されてゐる。それなのに、我國の労働者階級をプロレタリアートと呼ぶこゝが出来たらうか？出来ないこゝは明かである。マルクスはかういつた——プロレタリアートが自己を解放するためには資本家階級を粉砕し、資本家から生産用具及び手段を收奪し、プロレタリアートを生み出す生産條件を廢絶しなければならぬ、ミ、ソ聯邦の労働者階級は自己の解放のためのこれらの條件を既に實現したといふこゝが出来たらうか？無條件に出来る、またさういふはなければならぬ。それは何を意味するか？それは、ソ聯邦のプロレタリア

ートがまったく新しい階級に、資本主義的經濟體制を廢絶し、生産用具及び手段に對する社會主義的財産制を確立しソヴエト社會を共產主義へ導きつゝあるソ聯邦の労働者階級に變つたこゝを意味する。

見られる通り、ソ聯邦の労働者階級は、人類史の未だ會つて知らなかつた、新しい、搾取から解放された労働者階級である。

農民問題に移らう。通常、農民は全國に原子のやうに散在し、後れた技術をもつて自分一個の小經營であくせく働き、私有財産制の奴隷で、地主、富農、商人、投機業者、高利貸などに容赦なく搾取されてゐる小生産者の階級であるといはれてゐる。そして實際においても、資本主義諸國における農民は、その基本的大家を考へるならば、まさにかやうな階級である。我國の農民、ソヴエト農民大衆がかゝる農民に似通つてゐるこゝいひ得るだらうか？否、さういふこゝは出来ない。我國にはかゝる農民は既にあるない。我ソヴエト農民はまったく新しい農民である。我國にはもはや農民を搾取すべき地主や富農、商人や高利貸がなくなつてゐる。従つて、我國の農民は搾取から解放された農民である。更に進んで、我ソヴエト農民の壓倒的大多數はコルホーズ農民である。即ち、彼等は自分の仕事と自分の財産の基礎を個人的労働と後れた技術の上ではなく、集團的労働と近代技術の上に置いてゐるのである。最後に我國農民經營の基礎には私有財産ではなく、集團労働に基いて生長した共有財産が置かれてゐるのである。

見られる通り、ソヴエト農民は、人類史の未だ會つて知らなかつた、まったく新しい農民なのである。

最後に、インテリゲンチヤの問題、技術者、文化戦線の勤務員、サラリーマン一般等に關する問題に移らう。イン

テリゲンチャもまた過ぐる期間に大なる變化を受けた。それは、もはや、自分自身を諸階級の上に置かうと試みながら、實際ではその大多数が地主と資本家に奉仕してゐた古い、硬化したインテリゲンチヤではない。我ソヴェート・インテリゲンチヤは、全根幹をもつて労働者階級及び農民と結びついた、まったく新しいインテリゲンチヤである。貴族やブルジョアジーの出身者は我ソヴェート・インテリゲンチヤ中に僅少な比率を占めてゐるに過ぎない。ソヴェート・インテリゲンチヤの八〇―九〇%は、労働者階級、農民及び其他の労働者層の出身である。最後に、インテリゲンチヤの活動の性質そのものも變化した。以前、彼等は富める階級に奉仕しなければならなかつた。けれど、それよりほかに道がなかつたからである。現在、彼等は人民に奉仕しなければならぬ。けれど、もはや搾取階級がなくなつたからである。だからこそ、彼等は現在ソヴェート社會の平等なる一員なのである。ここではインテリゲンチヤは労働者農民と共に、彼等と肩を並べて新しい無階級社會主義社會の建設にいそしんでゐるのである。見られる通り、これはまったく新しい勤勞インテリゲンチヤである。全世界のここに行つてもこれに似たものを見出し得ないであらう。

過ぐる期間にソヴェート社會の階級構成の領域において生じた變化は、かやうなものである。

これらの變化は何を語つてゐるか？

第一に、それは、労働者階級と農民、並にこれら兩階級とインテリゲンチヤの間の境界が拭き去られつつあり、古い階級差別が消滅しつつあることを物語つてゐる。それは、これらの社會的集團間の距離がますます短縮されつつあ

ることを意味する。

第二に、それは、これらの社會的集團間の經濟的對立が消滅し、拂拭されつつあることを物語つてゐる。

最後に、それは、これら集團間の政治的對立もまた消滅し、拂拭されつつあることを物語つてゐる。

ソ聯階級構成の變化に基く状態は以上の如くである。

更にも、一つの領域における變化に觸れなかつたならば、ソ聯の社會生活における變化の様相は不完全たるを免れないであらう。私はソ聯邦における民族の相互關係の領域を指してゐるのである。周知のやうに、ソ聯邦には約六十の民族、民族群及び國民が加入してゐる。ソヴェート國家は多民族國家である。ソ聯邦諸民族の相互關係に關する問題が我々にまつて第一級の意義をもたざるを得ないことは明かである。

ソヴェート社會主義共和國聯邦は、周知のやうに一九二二年の第一回聯邦ソヴェート大會において結成された。この聯邦は、ソ聯邦諸民族の平等と自由意思の原則に基いて結成されたのである。一九二四年に制定された現行憲法は最初のソ聯邦憲法である。當時は、諸民族の關係がまだ十分に調整されず、大ロシア民族に對する不信はまだその跡を絶たず、遠心力はまだその作用を繼續してゐた時代であつた。これらの條件の下においては、諸民族を單一の多民族的聯邦國家に結合し、經濟・政治・軍事上の相互援助に基いて諸民族の同胞的協働を組織することが必要であつた。ソヴェート權力はこの事業の困難を見ないわけにはゆかなかつた。ソヴェート權力はその前にブルジョア諸國における多民族國家の失敗の經驗をもつてゐた。舊オーストリア・ハンガリアの崩壞の經驗をもつてゐた。しかもたは、ソヴェー

ト權力が多民族國家創設を試みた所以は、社會主義の基礎の上に生成した多民族國家がのりこあらゆる試練に耐へ得るにちがひないことを知つてゐたからである。

爾來、十四年の歳月が経過した。經驗を檢討するには充分なる期間である。で、さうなつたか？ 過ぐる期間は疑ひもなく、社會主義に基づく多民族國家組織の經驗が完全に成功したことを示した。これこそ、レーニンの民族政策の疑ふべからざる勝利である。

この勝利は何によつて説明されるか？

民族間の鬭争の基本的組織者たる搾取階級の缺如、相互的不信をつちかひ、民族的情熱を煽り立てる搾取の缺如、あらゆる隷屬の敵にして國際主義思想の忠實なるに、手たる労働者階級が權力を握ることに、經濟社會生活のあらゆる領域において諸民族の相互援助の眞の實現、最後に形式においては民族的、内容においては社會主義的なるソ聯邦諸民族の民族文化の昂揚、等々——これらすべての要因は、ソ聯邦諸民族の様相が根柢から一變し、彼等のうちに相互的不信の感情が消滅して相互的親善の感情が發達し、かくして單一的聯邦國家制度のうちに諸民族の眞の同胞的協働が組織されるといふ状態をもたらしたのである。

その結果、今や我々は、世界の如何なる部分における如何なる民族國家も之を羨望せしめるに足るほどの鞏固な、完全に團結した、あらゆる試練に耐へて來た多民族的社會主義國家を有するのである。

ソ聯邦諸民族の相互關係の領域において過ぐる期間に生じた變化はかやうなものである。

これが、一九二四年から一九三六年に至る期間に生じたソ聯邦の經濟的及び社會政治的生活の領域における變化の總決算である。

### 三、憲法草案の基本的特徴

ソ聯邦の生活におけるこれらすべての變化は新憲法草案に如何に反映されたか？

いひかへれば、本大會の審議に上程された憲法草案の基本的特徴は何か？

憲法委員會には一九二四年憲法の正文に變更を加へることが委嘱された。憲法委員會の活動の結果、新しいソ聯邦憲法の草案が作成された。新憲法草案を編纂するに際して、憲法委員會は、憲法を綱領と混同してはならぬといふ原則から出發した。それは、綱領と憲法との間に本質的な相違が存することを意味する。綱領が、またないもの、將來獲得されなければならないものについて語つてゐるのに對して、憲法はそれと反對に現在現實において獲得され達成されたものについて語らなければならぬ。綱領は主として將來に關係するのに對して、憲法は現在に關係する。

これを説明するために二つの例を引かう。

我ソヴェート社會は既に根本において社會主義を實現し、社會主義體制を創設した、即ち、別な言葉でいへばマルクス主義者によつて共產主義の第一段階、若しくはより低い段階と稱されてゐるものを實現するに至つた。即ち、我國においては既に共產主義の第一段階、社會主義が根本的に實現されてゐるのである。共產主義のこの段階の根本原

則は周知のやうに「各人はその能力に應じて働き、その勞働に應じて受取る」といふ公式である。我憲法はこの事實、社會主義達成の事實を反映しなくてはならないだらうか？ それはこの達成に基礎を置かなければならないだらうか？ 無條件にさうしなくてはならぬ。何故ならば、ソ聯邦にまつて社會主義は既に達成され獲得されたものだからである。

しかし、ソヴェート社會は「各人はその能力に應じて働き、その必要に應じて受取る」といふ公式を支配的原則とする共產主義の最高段階の實現を將來における自己の目的としてはるが、まだそこまで達してゐない。我憲法は、まだ實現されてゐない、そしてこれから達成しなければならぬ共產主義の最高段階に基礎を置くことが出来るだらうか？ 否、出来ない。何故ならば、ソ聯邦にまつて共產主義の最高段階はまだ實現されない、將來において實現されなければならぬものだからである。若し憲法が綱領若しくは將來の成果に關する宣言に化したくないならば、さうすることは出来ないのである。

これが所與の歴史的瞬間における我憲法の限界である。

かやうにして新憲法草案は自ら過ぎ去つた行路の決算、既に獲得された成果の決算となるのである。本草案は従つて、既に現實に達成され獲得された成果の記録であり、その法制化にほかならない。

ソ聯邦新憲法草案の第一の特徴はこの點にある。

次に、ブルジョア諸國の憲法は、通常資本主義國家の不動性に關する確信から出發してゐる。これらの憲法の主要

基礎をなすものは資本主義の諸原則、その基本的原理、即ち、土地・森林・工場其他の生産要具及び手段に對する私有財産制、人による人の搾取と搾取者及び被搾取者の存在、社會の一の極における勤勞多數者の生活不安と他の極における生活を保證された非勤勞少數者の奢侈、等々である。これらの憲法はこれらの資本主義の原理に依存し、それを反映し、それを法制の形式において固定してゐる。

これらの憲法とは異り、ソ聯邦の新憲法草案は資本主義體制廢滅の事實、ソ聯邦における社會主義體制的勝利の事實から出發する。ソ聯邦の新憲法草案の主要基礎をなすものは、社會主義の諸原則、既に獲得され實現されたその基本的原理、即ち、土地・森林・工場其他の生産要具及び手段に對する社會主義的財産制、搾取と搾取階級の絶滅、多數者の貧困と少數者の奢侈の一掃、失業の清算、「働かざるものは食ふべからず」といふ公式に従つて勞働能力を有する各人の義務にして名譽の仕事たる勞働、勞働の權利、即ち、生活を保證された仕事を得る各人の權利、休息の權利、教育の權利、等々である。新憲法草案はこれらの社會主義の原理に依存し、それを反映し、法制の形式においてそれを固定してゐる。

これが新憲法草案の第二の特徴である。

次に、ブルジョア憲法は暗黙のうちには、社會は敵對的な階級、有産者階級と無産者階級とから成つてをり、如何なる政黨が政權に就かうとも社會の國家的指導（獨裁）はブルジョア階級に屬さねばならず、憲法は有産者階級に都合のよい社會秩序を安定せしめるために必要であるといふ前提から出發してゐる。

ブルジョア憲法とは異り、ソ聯邦の新憲法草案は、社會のうちに最早敵對的な階級がなく、社會は相互に親和的な労働者及び農民の兩階級から成つてをり、まさにこれらの勤勞階級が權力を握り、社會の國家的指導（獨裁）は社會の前衛階級としての労働者階級に屬し、憲法は勤勞民に都合のよい社會秩序を安定せしめるために必要であることから出發する。

これが新憲法草案の第三の特徴である。

次に、ブルジョア憲法は暗黙のうちに、諸民族及び諸人種の權利は平等であつてはならぬ、完全な權利を有する民族と不完全な權利を有する民族とがある、そればかりではなく、例へば植民地には不完全な權利を有する民族よりも更に權利をもたない民族又は人種の第三の категорияがあるといふ前提から出發してゐる。それは、これらすべての憲法がその根本において民族主義的であること、即ち、支配的民族的憲法であることを意味してゐる。

これらの憲法とは異り、ソ聯邦の新憲法草案は反對に深く國際主義的である。それは、すべての民族及び人種の權利が平等であることから出發する。それは、皮膚の色や言語の差異、文化的水準や國家的發達水準の差異、其他民族及び人種間の如何なる差異も、民族不平等を正當づける根據とはなり得ないといふ點から出發する。それは、すべての民族及び人種がその過去及び現在の狀態に關係なく、その強さやその弱さに關係なく、經濟、社會、國家、文化等社會生活のあらゆる方面において同一の權利を享有しなければならぬといふ點から出發する。

これが新憲法草案の第四の特徴である。

新憲法草案の第五の特徴は、その徹底的な民主主義である。民主主義の見地からすればブルジョア憲法はこれを二つのグループに分けることが出来る。第一のグループの憲法は國民の權利の平等と民主的自由を直接否定するか、又はこれを事實上無に歸せしめるものである。第二のグループの憲法は、進んで民主主義の諸原則を受け容れ、これを看板にさへするのだが、しかも民主主義的權利と自由がまつたく歪められてしまふやうな留保と制限をこれに附するのである。この種の憲法は全人民に對する平等選舉權の賦與を極端しながら、しかも人民の定住の程度や教育資格共しくは財産上の資格によつてこれを制限してゐる。これらの憲法は全人民の權利平等を語るが、そこには女子には關係がないとか若しくは關係があつても極く一部分に限られるとかいふ但し書が附されてゐるのである、等々。

ソ聯邦新憲法草案の特徴は、この種の但し書や制限をもつてゐないことにある。新憲法草案にまつては人民に積極的とか消極的とかいふ區別はない。すべての人民が積極的である。本草案は、男子と女子、「定住者」と「不定住者」、有産者と無産者、有識者と無識者との間に權利の差別を認めない。本草案にまつてすべての人民はその權利において平等である。社會における各人の地位を決定するものは財産狀態でも、出身民族でも、性別でも、はたまた職務上の地位でもなく、たゞ各人の個人的能力と個人的勞働のみである。

最後に、新憲法草案のも一つの特徴について述べよう。通常ブルジョア憲法は、人民の權利を實現する條件や可能性、その方法などはこれを顧慮することなく、たゞ人民の形式的權利を制定するに止まる。人民の平等について語つてはゐるが、雇主と労働者、地主と農民との間に、若し前者（雇主、地主）が社會における富と政治的優越をもつてを

り後者（労働者、農民）はこれを兩方とももつてゐないことすれば、若し前者が搾取者で後者が被搾取者であることばこれら兩者の間に眞の平等はあり得ないといふことを忘れてしまつてゐる。更にいへば、言論、集會、出版の自由について語つてゐるが、若し労働者階級が集會に適當な建物、よい印刷所、充分な印刷用紙、等々をもつ可能性を奪はれてゐることは、これらすべての自由が労働者階級にまつて空言にすぎなくなることを忘れてしまつてゐる。

新憲法草案の特徴は、人民の形式的權利を制定するに止まらず、重心をこれらの權利の保護に關する問題、これらの權利を行使する手段についての問題に移してゐる點にある。本草案は單に人民の權利の平等を宣言するだけではなく、搾取制度廢絶の事實、あらゆる搾取から人民を解放した事實を法制化する。ことによつてこれを保障するのである。本草案は單に労働の權利を宣言するだけではなく、ソヴェート社會には恐慌が起らないといふ事實、失業が清算された事實を法制化することによつてこれを保障する。本草案は單に民主主義的自由を宣言するだけではなく、法制の形式において一定の物質的手段によつてこれを保證するのである。だからして、新憲法草案の民主主義が「通常の」「一般に認められた」民主主義一般ではなくて、社會主義的民主主義であることは明かである。

これが、ソ聯邦の新憲法草案の基本的特徴である。

一九二四年から一九三六年に至る期間に生じたソ聯邦の經濟的、社會政治的生活の飛躍と變化とは、新憲法草案のうちにかくの如く反映されてゐるのである。

#### 四、憲法草案に對するブルジョア的批評

憲法草案に對するブルジョア的批評について一言しよう。

外國のブルジョア言論界が憲法草案にこんな態度をこつたかといふ問題は、疑ひもなく若干の興味を起させる。外國言論界がブルジョア諸國における様々な人民層の輿論を反映してゐる限り、我々はこの言論界が憲法草案に對して展開した批評を看過するわけにはゆかない。

憲法草案に對する外國言論界の反響の第一の徴候は、一定の傾向、即ち本憲法草案を默殺しようとする傾向となつて現はれた。私はこの場合最も反動的なファシスト言論界を指してゐるのである。このグループの批評家は、憲法草案を單に默殺する、こんな草案はてんでなかつたやうに裝ふのが上策を考へた。默殺は批評でないといふ者があるかも知れぬ。だが、それは正しくない。無視の特別な方法たる默殺の方法は、これまた批評の一形式である。勿論、愚かな滑稽な批評にはちがひないが、しかしなほ批評の一つの形式である。だが、彼等は默殺の方法では成功しなかつた。結局彼等は口を開いて、いかに悲しむべきことであらうとも、ソ聯邦の憲法草案はやつぱり存在する、存在するばかりではなく、頭腦に對して有害な作用を及ぼし始めてゐる。世界に告げなければならなかつた。それ以外に方法はなかつた。何故ならば、この世界には何らかの輿論があり、讀者が——事實を知りたがる生きた人間がゐる、彼等をながい間欺きおはすことはさうしても出来ないものだからである。欺瞞をいつまでも續けることはさうも出来ない。

第二のグループの批評家は、憲法草案が現實に存在することを認めはするが、それは實際では憲法草案ではなくて、ある駭引をやり、人々を欺瞞するための空文、空約束にすぎないから、大して興味を起させるものではないと見る。その上、彼等は、ソ聯邦そのものが國家でなくて、單なる地理的概念にすぎない、ソ聯邦が國家でないとするれば、その憲法もまた眞の憲法たり得ないのだから、ソ聯邦はよりよい草案を作られなかつたのだと附け加へる。このグループの批評家の典型的な代表者は、奇妙なはなしだが、ドイツの半官誌「ドイツチエ・ドイツチエ・ボリテ、ツシユ・コレスボンデンツ」である。この雜誌は、ソ聯邦の憲法草案は空約束だ、欺瞞だ、「ボチムキン村」(インチキ) (譯註)だ、と語つてゐる。同誌はいさゝかの動搖もなく、ソ聯邦は國家でない、ソ聯邦は「正確に定義された地理的概念にほかならない」と言明し、従つてソ聯邦の憲法を眞の憲法とは認め難い、といつてゐる。

(譯註) 一七八七年、女帝エカテリナ二世が龐帝ボチムキン公の領地兩露地方を親しく御視察遊ばされた時、ボチムキン公は己が善政を誇示するため御道筋たるドネプル河沿岸に俄かに工事を起して宮格な村落が連立してゐるかのやうに見せかけ、旅廻りの役者を雇つて美衣を纏はせ、領民が跋扈してゐるかのやうに見せかけたので、女帝の御覺えはますます目出度くなつたといふ話がある。爾來、ロシアでは「ボチムキン村」といへばインチキの代名詞のやうに使つてゐる。

かかる批評——御免を蒙つてこれをしも批評といへば——について、また何をかいはんや!

偉大なるロシアの作家シチ・ドリンはその小説の一つの中で、非常に偏屈で愚鈍な、しかも自信が強く、頑張屋の頑冥固陋な官吏のタイプを描き出してゐる。この官吏は、數千の住民を殲滅し、數十の町を焼き拂つて「委任された」

州の中に「秩序と安靜」をもたらしてから、四圍を見廻すに水平線上にアメリカが見附かつた。これは、もこより餘りよく知られてゐない國で、そこには人民を騒がす自由みやらがあり、そこでは違つた方法で國家を治めてゐるといふことなのである。この官吏はアメリカを見附けて、そして憤慨した。あの國は何だ、ここから持つて來たのだ、何の根據があつてあんな國が存在するのか? 勿論、數世紀前に偶然この國を開いたのである。だが、果してそこに人つ子一人もなくするやうにこの國を再び閉鎖することは出來ないものだらうか? かういつて、彼は次のやうな命令を下した、「アメリカを再び閉鎖すべし!」

私は「ドイツチエ・ドイツチエ・ボリテ、ツシユ・コレスボンデンツ」の紳士諸君はこのシチ・ドリンの小説に出て來る官吏に正に瓜二つだと思ふ。これらの諸君にまつてソ聯邦はずつと前から目の上の瘤になつてゐた。ソヴエト聯邦は、全世界の勞働者階級に解放の精神を鼓吹し、勞働者階級の敵の憤怒を呼び起しながら、十九年の間燈臺のやうに巍然として存立を續けて來た。そしてこのソ聯邦といふ國は、たゞ存在するばかりでなく成長し、たゞ成長するばかりでなく繁榮し、たゞ繁榮するばかりでなく新憲法草案を、被抑壓階級の頭腦を刺戟し、新たな希望を起させるやうな草案を作成してゐるのである。それなのに、さうしてドイツ半官誌の紳士諸君が憤慨しない筈があらうか? あの國は何だ、と彼等は叫ぶ。何の根據があつてあんな國が存在するのか、若し一九一七年の十月にあの國を開いたとすれば、そこに人つ子一人もなくするやうにこれを再び閉鎖することは何故出來ないか? かういつて、彼等は次のやうに決定した。ソ聯邦を再び閉鎖すべし、誰にでも聞えるやうに國家としてのソ聯邦は存在しない、ソ聯



邦は單なる地理的概念にほかならないと言明せよ！

アメリカを再び閉鎖すべしといふ命令を下したシチ・ドリンの官吏は、極めて愚鈍なものにも拘らず、すぐそのあとで「だが、さうやらこれは私の知つたことではないらしい」と獨語するところを見るに、いくらか現實を理解してゐたやうである。勿論、紙上であれこれの國家を「閉鎖する」ことは出来ても、眞面目に考へれば「それは自分達の知つたことではない」と氣が付くだけの頭がドイツ半官誌の紳士諸君にあるかどうか、私は知らない。

ソ聯の憲法が空約束だとか、「ボチ・ムキン村」だとかいふことについては、一聯の確認された事實を引用したい。その事實が自ら語るであらう。

一九一七年にソ聯邦の諸民族はブルジョア階級を打倒してプロレタリアートの獨裁、ソヴェート權力を樹立した。これは事實であつて、約束ではない。

次に、ソヴェート權力は地主階級を掃蕩して、嘗て地主、國庫及び寺院のものであつた一億五千萬ヘクタール餘の土地を農民に委譲した。それは以前農民の手にあつた土地よりも大きい。これは事實であつて、約束ではない。

次に、ソヴェート權力は資本家階級を收奪し、彼等の手から銀行・工場・鐵道其他の生産要具及び手段を沒收し、これを社會主義財産と宣言し、これらの企業の主腦部に労働者階級の最も優秀な人物を置いた。これは事實であつて、約束ではない。

次に、ソヴェート權力は、新式技術の基礎をもつ工業及び農業を新しい社會主義的原則の上に組織して、ソ聯邦の

農業生産高を戦前の一倍半、工業生産高を戦前の七倍、國民所得を戦前の四倍に増大することが出来た。これはすべて事實であつて、約束ではない。

次に、ソヴェート權力は、失業をなくし、労働の權利、休息の權利、教育の權利を實現し、労働者、農民、インテリゲンチヤに最良の物質的文化的水準を保障し、人民の秘密投票の下における普遍・直接・平等選挙權の實現を保障した。これはすべて事實であつて、約束ではない。

最後に、ソヴェート聯邦は新憲法草案を與へた。それは、約束ではなくてこれら周知の事實の登録と法制化であり既に達成され獲得されたことの登録と法制化である。

借問す、しからば「ボチ・ムキン村」に關するドイツ半官誌の紳士諸君のおしやべりは、人民にソ聯邦の眞實を隠蔽し、彼等を混亂に陥れ、彼等を欺騙することを目的とするものでなくて、何であらう？！

これが事實である。そして事實は、よくいはれるやうに頑固なものである。ドイツ半官誌の紳士諸君は、「事實だからならばさら仕末が悪いのだ」といふかも知れない。だが、その時には有名なロシアの諺をかりて「法は愚者のためならず」と彼等に答へることが出来る。

第三のグループの批評家は、新憲法草案に或る程度の價值を認めるに吝かでなく、これをよい現象と考へる。だが彼等はこの草案の一聯の規定が實行され得るかどうかを疑ふ。それといふのも、彼等はこれらの規定は一般に實現され得ない、たゞ紙上に止まるのみであるを確信してゐるからである。おだやかにいへば、彼等は懐疑家である。かう

いつた懷疑家はここの國にもゐるものである。

我々が彼等（懷疑家）に出會ふのはこれが始めてではないといはなければならぬ。一九一七年ボリシエヴィキが權力を獲得した時、懷疑家たちはかういつた、「ボリシエヴィキは恐らく悪い人間ではなからう、だが、彼等が權力を握つたところでさうにもならないだらう、彼等はやがて失敗するにちがひない」。ところが實際に失敗したのはボリシエヴィキではなくて、懷疑家だつた。

内亂と外國干渉の當時、この懷疑家のグループはかういつた、「ソヴェート權力だつて勿論悪くはない、だが、デニキンニコルチャック、それにプラス外國軍にかゝつては多分負かされてしまふだらう。」ところが、實際ではこの場合も懷疑家たちは誤算をした。

ソヴェート權力が第一次五ヶ年計畫を公表した時、懷疑家たちは又もやのこゝ／＼舞臺に現れて、かういつた、「五ヶ年計畫は勿論結構なこゝだ、だが果して實行されるかさうか怪しいものである、ボリシエヴィキは五ヶ年計畫に成功しないと思ふなければならぬ。」ところが、事實は懷疑家が又もややり損つたこゝを示した。五ヶ年計畫は四ヶ年で實行されたのである。

新憲法草案と懷疑家によるその批評についても同じ事がいはれなければならぬ。本草案が公表されるや、この種の批評家群はその陰氣な懷疑主義をたづさへて再び舞臺に現れ、憲法の數箇の命運が果して實行されるや否やについて疑惑を批瀝した。懷疑家たちが過去において一度ならず失敗したやうに、この場合も又失敗するだらうこゝを疑ふ根

據は少しもない。

第四のグループの批評家は、新憲法草案を非難し、これを「右傾化」、「プロレタリアート獨裁の放棄」、「ボリシエヴィキ政體の廢止」の特徴づけてゐる。「ボリシエヴィキは右傾した、それは事實だ」ミ彼等は異口同音に叫んでゐる。特にポーランド及びアメリカの新聞の一部がこの點に關して熱心である。

この種の批評——御免を蒙つてこれをしも批評といへば——について、また何をかいはんや！

若し、労働者階級の獨裁の基礎を擴張し、獨裁をもつミ弾力性のある、従つてより強力な、社會の國家的指導組織にするこゝをもつて、彼等が労働者階級の獨裁の強化ではなくてその弱化、甚しくはその放棄であるといふ風に解釋するならば、失禮ながら、これらの諸君は一體、労働者階級の獨裁が何かを御存じなのかミ問ふてみたい。

若し、彼等が社會主義の勝利の法制化、工業化・ホルホーズ化・民主主義化の成功の法制化を「右傾」ミ稱するならば、失禮ながら、これらの諸君は一體、右ミ左の區別を御存じなのかミ問ふてみたい。

これらの諸君が憲法草案を批評するに際してまったく混亂に陥り、その結果、右ミ左を取りちがへたこゝは疑ひもない。

この機會に、ゴゴリの小説「死せる魂」に出て来る邸の「小娘」ペラゲーヤを想ひ出さざるを得ない。彼女は、ゴゴリが語つてゐるやうに、馭者のチチコフ・セリファンに道を教へようとしたが、道の右側ミ左側を區別するこゝが出来なくて混亂し、極りの悪い立場に陥つた。ポーランド新聞の我批評家も、大抱負をもつて批評したのはよかつ

だが、「死せる魂」に出て来る邸の「小娘」ペラゲーヤの理解を五十歩百歩だつたことを認めなければならぬ。想ひ出せば、馭者のセリフアンは右を左を取りちがへたからペラゲーヤを叱りつけなければならぬと考へてかういつた。「やい、田舎むすめ、お前はどつちが右で、どつちが左だか知らないんだな。」そこで、私も、かういつて我が不運な批評家連を叱りつけなければならぬと考へる。「やい、似而非批評家め、お前達はどつちが右でどつちが左だか知らないんだな。」

最後に、もう一つの批評家グループがある。若し、この前のグループが労働者階級の獨裁を放棄したといつて憲法草案を非難するならば、このグループは、ソ聯邦の現状を少しも變更しない、労働者階級の獨裁には觸れずにこれを殘して置く、政黨組織の自由を認めないで、現在のやうなソ聯邦における共產黨の指導的地位を有効に保存するといつて、憲法草案を非難する。そしてこのグループの批評家は、ソ聯邦に政黨組織の自由がないのは民主主義原則の破壊のしるしであるを考へる。

私は、新憲法草案が實際に労働者階級獨裁制度の效力を殘し、並にソ聯邦共產黨の現在の指導的地位をそのまゝ保存することを認めなければならぬ。若し尊敬する我批評家諸君がこれをもつて憲法草案の缺點を考へるならばたゞこれを遺憾とするばかりではない。ところが、我々ボリシエヴィキはこれを憲法草案の長所と考へてゐるのである。

種々の政黨組織の自由についていへば、我々は若干異つた見解を抱いてゐる。黨は階級の一部、其前衛的な部分である。數個の政黨、從つて政黨組織の自由は、利害がまつたく相反する敵對的な諸階級——例へば、資本家と労働

者、地主と農民、富農と貧農、なきといつたやうな階級が存在する社會においてのみ、存在し得るのである。ところが、ソ聯邦には資本家、地主、富農なきの階級はもうゐない。ソ聯邦には利害が相反しないばかりでなく、親和的な關係にある労働者と農民、この二つの階級しかない。從つて、ソ聯邦には數個の政黨が存在するための地盤、政黨組織の自由のための地盤がない。ソ聯邦にはたゞ一つの政黨、共產黨のための地盤があるのみ。ソ聯邦ではたゞ一つの政黨——勇敢に且つ最後まで労働者農民の利益を擁護する共產主義者の黨のみが存在し得るのである。この政黨がこれらの階級の利益をよく擁護することに、何ら疑ひはないであらう。

人はデモクラシーを云々する。だが、デモクラシーとは何か？ 敵對諸階級の存在する資本主義諸國のデモクラシーは、結局において、強者のためのデモクラシー、少数有産者のためのデモクラシーである。ソ聯邦のデモクラシーは、反對に、労働者のためのデモクラシー、即ち、萬民のためのデモクラシーである。從つて、民主主義の原則を破壊するものはソ聯邦の新憲法草案ではなくて、ブルジョアの諸憲法たゞいふことになるのである。だからこそ私はソ聯邦の憲法は世界唯一の、最後まで民主主義的な憲法であるを考へる。

ソ聯邦の新憲法草案に對するブルジョアの批評はおよそかやうなものである。

### 五、憲法草案に對する修正と補足

憲法草案の全人民的審議において提出された修正、補足の問題に移らう。

憲法草案の全人民的審議は、周知のやうにかなり多くの修正補足意見をもたらした。それはすべてソヴェート新聞紙上に公表された。修正が餘り多様で、その價值も同じではないから、これを三つのカテゴリーに分けるべきだ。私は考へる。

第一のカテゴリーに屬する修正意見の特徴は、憲法問題を論ずるのではなくて、將來設立される立法機關の日常的立法活動の問題を論じてゐる點にある。保險の個々の問題、コルホーズ建設に關する若干の問題、財務の諸問題——これらがこの種の修正案のテーマである。これらの修正案の提出者は憲法問題と日常的立法問題との區別をはつきり知つてゐなかつたやうである。だからこそ彼等は憲法の中に出來るだけ多くの法律をぶち込み、憲法を何か法律全集のやうなものにして仕舞ふとするのだ。しかし、憲法は法律全集ではない。憲法は基礎法である。そしてたゞ基礎法たるのみである。憲法は將來の立法機關の日常的立法活動を排除するものではなくて、これを前提とするものである。憲法はかかる機關の將來の立法業務に法制的基礎を與へる。故に、この種の修正補足は、憲法に直接關係をもたないものとして、我國の將來の立法機關に送付されなければならぬと考へる。

第二のカテゴリーに屬するのは、憲法の中に歴史的回顧の要素、若しくはソヴェート權力がまだ成就してゐないこと及び將來成就すべきことに關する宣言の要素を持たせようとする修正及び補足である。社會主義の勝利のための闘争において黨、労働者階級及びすべての勤勞者が長年月の間に如何なる困難を克服して來たかといふことを憲法に記すべし、ソヴェート運動の最後の目的、即ち完全なる共產主義社會の建設を憲法の中に示すべし——これらが様々な

案の中で繰返されてゐるこの種の修正のテーマである。かかる修正や補足もまた、憲法に直接關係をもたないものとして、取除けるべきだ。私は考へる。憲法は既に獲得され、確保された成果の記録であり法制化である。若し我々が憲法のこの基本的性質を歪めたくないならば、これに歴史的回顧やソ聯勤勞者の將來の目標に關する宣言などを挿入してはならぬ。そのためには他の方法もあれば、他の文書もある。

最後に、第三のカテゴリーに屬するのは憲法草案に直接關係をもつ修正及び補足である。

このカテゴリーの修正の大部分は編輯上の性質をもつてゐるから、これを本大會が設置し、新憲法草案の最後の編輯を委嘱するであらう本大會の編纂委員會に移すべきが出來る。

第三カテゴリーの殘餘の修正案は本質的な意義をもつてゐるから、こゝで數言を費さなければならぬと考へる。

(一) 先づ最初に憲法草案第一條に對する修正案について述べよう。或る者は、「労働者及び農民の國家」といふ言葉の代りに「労働者の國家」とするやうに提案してゐる。他の者は「労働者及び農民」の後に「並に勤勞インテリゲンチヤの」といふ言葉を附加して「労働者及び農民、並に勤勞インテリゲンチヤの國家」とするやうに提案してゐる。第三の者は、「労働者及び農民の國家」の代りに「ソ聯邦領土に居住するあらゆる人種及び民族の國家」とするやうに提案してゐる。第四の者は「農民」の代りに「コルホーズ員」又は「社會主義農業の勤勞者」とするやうに提案してゐる。

これらの修正案を採用すべきだらうか？私はそうすべきではないと考へる。

憲法草案第一條は何について語つてゐるか？ それはソヴェート社會の階級構成について語つてゐる。我々マルクス主義者が憲法の中で我社會の階級構成に關する問題を回避し得るだらうか？ 否、回避し得ない。ソヴェート社會は、周知のやうに二つの階級、勞働者、農民から構成されてゐる。憲法草案第一條はまさにこの點について語つてゐるのだ。従つて、憲法草案第一條は我社會の階級構成を正しく反映してゐるのである。勤勞インテリゲンチヤはさうなるのか？ 問ふ者があるかも知れない。インテリゲンチヤは嘗て階級であつたことはない、又階級たり得ないのである。インテリゲンチヤは社會のすべての階級の間から集つて來た層であつた、又現在もさうである。過去においてインテリゲンチヤは貴族、ブルジョアジー、部分的には農民、そしてたゞ極めて僅かな程度においてのみ勞働者の間からそのメンバーを集めた。我ソヴェート時代においてはインテリゲンチヤは、主として勞働者及び農民の間からそのメンバーを集める。だが、さういふ方法で集められようとも、又さういふ性質を帯びようとも、インテリゲンチヤはやはり層である、階級ではない。

この事情は勤勞インテリゲンチヤの權利を侵害するだらうか？ けつして！ 憲法草案第一條はソヴェート社會の様々な層の權利について語つてゐるのではなくて、この社會の階級構成を語つてゐるのである。勤勞インテリゲンチヤの權利を含めてソヴェート社會の各層の權利については主に憲法草案の第十章及び第十一章がこれを語つてゐる。これらの章を見れば、經濟、政治、社會、文化等この國の生活のあらゆる分野において勞働者、農民及び勤勞インテリゲンチヤの權利がまったく平等であることは明らかである。従つて、勤勞インテリゲンチヤの權利の侵害なきこといふ

ことは全然問題になり得ない。

ソ聯邦を構成する民族及び人種についても同じことがいへなければならぬ。憲法草案第二章には既にソ聯邦は平等權を有する諸民族の自由な同盟であるといはれてゐる。ソヴェート社會の民族構成ではなくてその階級構成を取扱つてゐる憲法草案第一條の中でこの定義を繰返す必要があるだらうか？ その必要がないことは明かである。ソ聯邦を構成する民族及び人種の權利に關しては、憲法草案第二章、第十章及び第十一章のうちに規定されてゐる。これらの章を見れば、經濟、政治、社會、文化等この國の生活のあらゆる分野においてソ聯邦の諸民族及び諸人種が同一の諸權利を享有することは明かである。従つて民族權の侵害なきこといふことは全然問題になり得ない。

「農民」をいふ言葉を「コルホーズ員」若しくは「社會主義農業の勤勞者」といふ言葉に取代へることもまた正しくない。第一に、農民の間にはコルホーズ員の外にまだ百萬戸を越える非コルホーズ員がある。彼等は一體さうなるのか？ この修正の提案者は彼等をオミットしようと思つてはゐるまいか？ それは不賢明な處置であらう。第二に、農民の大部分がコルホーズ經營を営むやうになつたとしても、それはまだ、彼等が農民でなくなつたこと、彼等がもう自分自身の個人的經營、個人的世帯、等々をもたなくなつたことを意味しない。第三に、「農民」を「社會主義農業の勤勞者」に代へるならば、「勞働者」もまた「社會主義工業の勤勞者」に代へなければならぬ筈である。ところが、この修正の提案者は何故かさう提案してゐない。最後に、我國では果して既に勞働者階級、農民階級が消滅してしまつたらうか？ 若し彼等がまだ消滅したのでないとするれば、彼等のために定義された名稱を語彙から除く

必要があるだらうか？ この修正の提案者は明かに現在ではなく未來の社會を——階級がなくなり、労働者も農民も單一の共產主義社會の勤勞者に變ずる未來の社會を念頭に置いてゐるのである。従つて、彼等は明かに行き過ぎてゐる。ところが、憲法を編纂するに當つては未來ではなく、現在から、現在既にあるところのものから出發しなければならぬのだ。憲法は先に行き過ぎ得るものでなく、また行き過ぎてはならない。

(二)次に憲法草案第十七條に對する修正がある。この修正は、聯邦加盟共和國に對しソヴェート聯邦から自由脱退する權利を留保せしめる第十七條を憲法草案から全然削除すべしと提案するのである。この提案は正しくない、従つて本大會はこれを採用すべきでない私は考へる。ソヴェート聯邦は、權利の平等なる聯邦加盟共和國の自發的同盟である。ソ聯邦からの自由脱退權に關する條文を憲法から削除することは、この同盟の自發的性質の破壊を意味する。我々はかかる手段をとり得るだらうか？我々はかかる手段をとることは出来ない、またつてはならないと私は考へる。ソ聯邦にはソ聯邦の構成から脱退を望むやうな共和國は一つもない、だからこの第十七條は實際的意義をもつてゐないといふ者がある。我國にソ聯邦の構成から脱退を望むやうな共和國が一つもないといふことは、勿論正しい。こいつて、憲法の中に聯邦加盟共和國の自由脱退權を制定してはならぬといふことにはならない。それは、ソ聯邦には他の加盟共和國の壓迫を欲するやうな共和國が一つもないからこいつて、聯邦加盟共和國の權利の平等を規定した條文をソ聯邦の憲法から削除しなければならぬといふことにならないのと同然である。

(三)つづいて、憲法草案第二章に、自治ソヴェート社會主義共和國はその經濟的文化的發達が相當の水準に達し

た時には聯邦の構成單位たるソヴェート社會主義共和國に昇格し得るといふ意味を内容とする新しい條文を増補すべしとの提案がある。この提案を採用し得るか？ 私はこれを採用すべきでないと思ふ。それはその内容からばかりでなく、その動機から見ても正しくない。あれこれの共和國を自治共和國の地位に止めて置くのにその經濟的文化的未熟を動機としてはならないのと同様に、自治共和國を聯邦加盟共和國に昇格するのにその經濟的文化的成熟を動機としてはならない。それは非マルクス主義的な、非レーニンの態度であらう。例へば、タタール共和國は依然として自治共和國であるのに、カザフ共和國は聯邦加盟共和國となる。だがそれは、文化的經濟的發達から見てもカザフ共和國がタタール共和國よりも高度であることを意味するものではない。事實はまさに反對である。同じことが、例へばボヴォルジエ（沿ヴォルガ）ドイツ人自治共和國とキルギズ加盟共和國についても言はれなければならぬ。前者は後者よりも文化的經濟的關係において高度の地位に立つてゐるのだが、しかも依然として自治共和國に止まつてゐる。

自治共和國を聯邦加盟共和國に昇格するための根據となる特徴は何か？ その特徴は三つある。

第一に、當該共和國は周圍をソ聯邦領土によつて取りこまれない邊境共和國でなければならぬ。何故か？ 何故ならば、若し聯邦加盟共和國に對してソ聯邦からの自由な脱退權が留保されることすれば、加盟共和國となつた當該共和國は論理的にも實際的にもソ聯邦からの脱退問題を提起する可能性をもたなければならぬからである。そしてかかる問題を提起し得るのはたゞ外國に隣接し、従つてソ聯邦領土によつて周圍を取りまかれてゐない共和國のみである。いふまでもなく、我國にはソ聯邦からの脱退問題を現實に提起するやうな共和國はない。だが、聯邦加盟共和國に

對してソ聯邦からの脱退権が留保される以上は、この権利が無意味な空文に化さないやうに處理しなければならぬ。例としてバシキル共和國又はタタール共和國を以て見よう。これらの自治共和國が加盟共和國に昇格したと假定して、論理的且つ實際的にソ聯邦からの脱退問題を提起し得るだらうか？ 否、提起し得ないであらう。何故か？ 何故ならば、これらの共和國はすべての側からソヴェート共和國及び州によつて取りまかれ、畢竟、ソ聯邦の構成から脱出する道がどこにもないからである。故に、かかる共和國を聯邦加盟共和國に昇格することは正しくないであらう。

第二に、ソヴェート（聯邦加盟）共和國にその名稱を冠する民族は當該共和國において多かれ少かれ充實した多数民族でなければならぬ。例へば、クリミア自治共和國は邊境共和國ではあるが、クリミア・タタール人はこの共和國において多数民族ではなく、反對に少数民族である。従つて、クリミア共和國を聯邦加盟共和國に昇格することは正しくない、また論理的でない。

第三に、聯邦加盟共和國となるべき共和國は人口が餘り少くしてはいけぬ、少くとも百萬人以上の人口をもつてゐなければならぬ。何故か？ 何故ならば、少數の人口に劣弱な軍隊を有する小ソヴェート共和國が獨立國家としての存在を續けられると考へるのは間違つてゐるからである。帝國主義的掠奪者がこの國の手をつかむだらうことは、疑ふ餘地がなからう。

現在の歴史的瞬間において、これら三つの客觀的特徴なしにあれこれの自治共和國の聯邦加盟共和國への昇格問題を持出すのは誤りであらうと私は考へる。

(四) 次に、本草案の第二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九條における各加盟共和國の地方及び州への行政區分を詳細に列記した條文を全部削除すべしと提案する者がある。この提案もまた採用し難いものと思ふ。ソ聯邦には進んで倦むことなく地方や州を改訂し、仕事に混亂と動搖を持たむ人々がある。憲法草案はこれらの人々を拘束するが、それは非常によいことだ、何故ならば、この點に關しても他の多くの點におけると同様に我々には確實性の空氣が、安定性と明確性が必要だからである。

(五) 第五の修正は第三三條に關係する。この修正者は二つの議院の創設を不適當と考へ、民族ソヴェートの廢止を提案する。私はこの修正もまた正しくないと思ふ。若しソ聯邦が單一民族國家であるならば、二院制よりも一院制の方がよいに違ひない。だが、ソ聯邦は單一民族國家ではなくて、周知のやうに多民族國家なのである。我々には民族の如何に關係なくソ聯邦の全勤勞民の一般的利害を代表する最高機關がある。それは聯邦ソヴェートである。こころがソ聯邦の諸民族は一般的利害の外にその民族的特性と結びついた獨自の特殊の利害をもつてゐる。これらの特殊の利害を無視することが出来るだらうか？ 否、出来ない。ほかならぬこれらの特殊の利害を反映させるやうな特別の最高機關が必要であらうか？ 無條件に必要である。かかる機關なくしてソ聯邦の如き多民族國家の統治が不可能なことは疑ひも容れない。かかる機關こそ、第二院たるソ聯邦民族ソヴェートなのである。

歐米國家の議會史を引證し、これらの諸國における二院制がたゞマイナスしかもたらさなかつたこと、第二院が通常反動の中心、進歩的運動に對するブレーキに化してゐること指摘する者がある。それはすべて正しい。だが、そ

れば、これら諸國の兩議院の間に平等がないことから起つてゐるのである。周知のやうにしばしば第二院は第一院より大きな権利を賦與せられ、更に第二院は非民主主義的方法で、しばしば上からの任命によつて組織されてゐる。疑ひもなく、これらのマイナスは兩議院の権利を平等とし、第二院を第一院と同様に民主主義的に組織するならば、除かれるであらう。

(六) 次に兩院議員の数を等しくすべしといふ補足案がある。この提案は採用してもよいと思ふ。さうすれば、兩議院の平等を強調することになるから、明かに政治的プラスをもたらすと思は考へる。

(七) 更に、聯邦ソヴェートと同様に民族ソヴェートの選挙も直接選挙にすべしといふ補足案がある。この提案もまた採用することが出来るを考へる。尤も、さうすれば選挙に際して若干の技術的不便を伴ふかも知れないが、その代り、民族ソヴェートの權威を高めるのだから、大なる政治的利益をもたらすであらう。

(八) 次の提案は第四〇條に對する補足で、最高ソヴェート幹部會に臨時法令を發布する權能を賦與すべしといふ提案である。この補足は正しくないから、本大會がこれを採用してはならぬと思ふ。結局のところ、一つだけでなく多くの機關が立法を行ふといふ状態を終らしめなければならぬのである。かやうな状態は法律の安定性の原則に矛盾する。しかるに現在法律の安定性は他の如何なる時よりも我々に必要なのだ。ソ聯邦の立法權はたゞ一つの機關、ソ聯邦最高ソヴェートのみによつて行使されなければならぬ。

(九) 次に、憲法草案第四八條に補足を提案し、ソ聯邦最高ソヴェート幹部會議長はソ聯邦最高ソヴェートによつて

ではなく、全人民によつて選挙せらるべきものとすることを要求する者がある。この補足は正しくないと思ふ。何故ならば、我憲法の精神に合致してゐないから。我憲法制度によれば、最高ソヴェートに同等に全人民によつて選挙され、最高ソヴェートに對立することの出来る個人的大統領がソ聯邦にあつてはならない。ソ聯邦における大統領は合議體である。それは、最高ソヴェート幹部會議長を含んで、全人民によつてではなく最高ソヴェートによつて選挙され、且つ最高ソヴェートに對して報告の義務を有する最高ソヴェート幹部會である。歴史の経験は、かやうな最高諸機關の構造が最も民主的な、望ましからざる偶然から國を保障するものであることを示してゐる。

(一〇) 更に、同じ第四八條の修正案がある。それは、ソ聯邦最高ソヴェート幹部會副議長の数を、各加盟共和國から一名宛の副議長を出せるやうに、十一名に増加すべしといふのである。この修正は採用してよいと思ふ。ただし、それは業務を改善し、ひたすらソ聯邦最高ソヴェート幹部會の權威を鞏化する、ことが出来るから。

(一一) 續いて第七七條に對する修正がある。それは新しい全聯邦的人民委員部——國防工業人民委員部の設立を要求するものである。この修正もまた採用しなければならぬを考へる。ただし、我國防工業を分離し、これに相當の人民委員部の形式を與へるべき時機は既に熟したからである。それはひたすら我國防事業の改善に資することが出来るであらうと思はれる。

(一二) 次に憲法草案第一二四條に對する修正で、これを變更して宗教儀式的舉行を禁止するやうに要求するものである。この修正は我憲法の精神に反するものとして斥けらるべきだと思ふ。



(一三)最後に、多少とも本質的な性質を有するも、一つの修正がある。それは憲法草案第一三五條に對する修正であつて、僧侶、舊白衛兵、すべての舊時代の入々、及び社會的に有用なる勞働に従事しないすべての人々から選舉權を剝奪すべし、若しくは少くともこのカテゴリーの人々の選舉權をたゞ消極的選舉權のみに、即ち、他人を選舉するだけで自分は選舉され得ない權利に制限すべしと提案するものである。この修正もまた拒否せられねばならぬ。私はこれを剝奪したにすぎない。これらの分子が人民に向つて公然たる戰爭を遂行し、ソヴェート法律に對抗した時代があつた。彼等の選舉權の剝奪に關するソヴェート法律はこの對立行動に對するソヴェート權力の返答であつた。この時から少なからざる時間が経過した。この過ぐる期間において我々は擧取階級を絶滅し、ソヴェート權力を何物にも負けない力にするこゝが出来た。この法律を改正する時期が来たのではなからうか？ 私はかゝる時期が来たを考へる。それは危険だ、ソヴェート權力に敵對する分子が、過去の白衛兵、富農、僧正などのうちの誰かがこの國の最高機關に這入り込むこゝが出来るとも知れない、さういふ者がある。しかし、本當をいへば何を恐れるこゝがあらうか？ 狼を恐れる者、森に入らず。(君子危ふきに近寄らず。)第一に、必ずしもすべての舊富農、白衛兵又は僧正がソヴェート權力に敵對してゐるのではない。第二に、人民が若し何處かで敵對分子を選舉したとすれば、それは、我々の煽動活動が極めて拙劣で、我々自身がかやうな恥辱を受けるにまつた。値したこゝを意味するだらう。だが若し我々の煽動活動がボリシエヴィキ的に行はれたならば、人民は彼等自身の最高機關の中に敵對分子の這入り込むのを許さないと

であらう。つまり、グヅ／＼いはずに働かなければならぬ、何もかも行政命令で思ふやうになるのを待たずに働かなければならぬ、さういふこゝになるのだ。既に一九一九年にレーニンは、ソヴェート權力が一切の制限なしに普通選舉權を施行するのを有利とする時期は遠くないと語つた。「一切の制限なしに」さういふ言葉に注意して貰ひたい。彼がかう語つたのは、外國の武力干渉がまだ掃蕩されず、我が工業及び農業が絶望的な状態にあつた時のこゝである。その時から既に十七年を経過した。同志諸君、レーニンの指示を實行すべき時期ではなからうか？ 私はその時期であると思ふ。

一九一九年の昔、レーニンがその著「ロシア共産黨(ボリシエヴィキ)綱領草案」の中でいつた言葉をこゝで讀ませて貰はふ。

「過渡的な歴史的必要が誤つて一般化されるのを避けるために、ロシア共産黨は、ソヴェート共和國における人民の一部分の選舉權剝奪が大多數のブルジョア民主主義共和國に於けるやうに終身無權利を宣告される人民の一定の部に關係するのではなくて、ソヴェート社會主義共和國の基礎法に反し頑強に自己の擧取的地位を守り、資本主義的諸關係を維持する擧取者だけに関係することを勤務大衆に説明しなければならぬ。従つて、ソヴェート共和國では一方において、日々社會主義が黨化し、客觀的に擧取者たる可能性若しくは資本主義的諸關係を維持する可能性を有する者の數が減少するにつれて、選舉權を剝奪される者のパーセンテージもまた自ら減少する。他方において、近き將來に外國からの攻撃が停止し、收奪者の收奪が完成されれば、一定の條件の下においてプロレタリア國家權力が擧取者の抵抗に對して他の擧取方法を選び、一切の制限なしに、普通選舉權を施行するやうな状態をつくり出すこゝが出来ると。」(レーニン、全集第二四卷、九四頁、黨出版所、一九三五年發行)

これで明瞭であらう。

ソ聯邦の憲法草案に對する修正及び補正に關する問題は以上の通りである。

## 六、ソ聯新憲法の意義

約五ヶ月にわたる全人民の審議の結果からみて、憲法草案は本大會によつて可決されるであらうと豫想することが出来る。

数日の後にはソヴェート聯邦は展開された社會主義的民主主義の原則の上に立てられた新しい社會主義的憲法をもつことになるだらう。

それは、ソ聯邦における社會主義の勝利の事實、ソ聯邦の勤勞民が資本主義的奴隸制度から解放された事實、ソ聯邦において展開された、最後まで徹底的なデモクラシーが勝利した事實を簡單明瞭に、殆んど記録書のやうな文體において語る歴史的ドキュメントになるであらう。

それは、資本主義諸國において幾百萬の良心的な人々が夢想してゐた、そして夢想しつゞけてゐるこゝがソ聯邦において既に實現されたこゝを證明するドキュメントになるであらう。

それは、ソ聯邦において實現されたこゝが他の諸國においてもまったく實現され得るこゝを證明するドキュメントになるであらう。

だが、かういつたからこゝで、新しいソ聯憲法の國際的意義を過重評價するこゝにはなるまい。

今や、滔々たるファシズムの濁流が勞働者階級の社會主義運動を沈倫させ、文明世界の最良の人々の民主主義への努力を泥土に委し去つてゐる時に當つて、新しいソ聯憲法は、社會主義デモクラシーは何物にも負けないこゝを物語る、ファシズムへの告訴狀になるであらう。ソ聯邦の新憲法は、現在ファシストの野蠻主義に對して闘争しつゝあるすべての者にこゝで道徳的支持となり、現實的援助になるであらう。

ソ聯邦の新憲法は、ソ聯邦の民衆にこゝでも、大きな意義をもつてゐる。若し資本主義諸國の民衆にこゝでソ聯邦の憲法は行動綱領としての意義をもつものとするれば、ソ聯邦の民衆にこゝでそれは彼等の闘争の決算、人類解放戦線における彼等の勝利の決算としての意義をもつてゐる。闘争と困苦の長い道を通つて來た結果として、我等の勝利の成果を語る自分自身の憲法をもつのは、何たる愉快、何たる歡喜であらう。我國の民衆が何のために苦しんで來たか、如何にして全世界的勝利を達成したかを知るのは、何たる愉快、何たる歡喜であらう。我民衆の血潮が徒らに流されず、こゝに立派な成果をもたらしたこゝを知るのは、何たる愉快、何たる歡喜であらう。それは我勞働者階級農民、勤勞インテリゲンチヤを精神的に武装し、當然の誇りの感情を前進、昂揚せしめ、自分自身の力に對する確信を鞏化し、共產主義の新たな勝利を獲得するための新たな闘争に我々を動員する。

## 憲法草案の最後の修正について

### 第八回臨時ソヴェート大會における報告

全聯邦共產黨書記長　イ・ヴ・エ・スターリン

同志諸君、編纂委員會はその仕事を終つた。その結果、新憲法の最後の草案は本大會の全員に配布されてゐるから本大會はそれを知つてゐる筈である。

草案について見られる通り、編纂委員會は合計四十三ヶ所に修正を行つた。それは憲法草案の三十二ヶ條に關するもので、あれこれの變更がこれに加へられてゐる。残りの百十四ヶ條には變更がない。

四十三ヶ所の修正のうち、いくらかでも本質的な修正は六ヶ所あるひは七ヶ所にすぎない。

これらの修正は何か？

第一に、第八條に對する修正である。憲法草案によれば、本條文は次の通りである。

「コルホーズの占むる土地は、無期限即ち永久の使用を保障される。」

新しい條文による次の通りになる。

「コルホーズの占むる土地は、無償且つ無期限、即ち永久の使用を保障される。」

この修正は自明だから説明を要しないと思ふ。

第二の修正は第一〇條に關するものである。草案の條文は次の通りである。

「労働收入及び貯蓄、住宅及び自家用副業經營、世帯用具並に個人の日常用品及び娯樂品に對する人民の個人財産は法律によつて保護される。」

第一〇條の新條文は次の通りになる。

「労働收入及び貯蓄、住宅及び自家用副業經營、世帯用具、個人の日常用品及び娯樂品に對する人民の個人財産並に個人財産相續は、法律によつて保護される。」

この修正は明瞭であつて、特に説明を要しないだらうと考へる。

第三の修正は第三五條に關するもので、その舊條文は次の通りである。

「民族ソヴェートは、各加盟共和國から十名宛、各自治共和國から五名宛、各自治州から二名宛の割合を以て、各加盟共和國及び自治共和國の最高ソヴェート、並に自治州の動勞民代表ソヴェートにより選舉される代表から成る。」

新條文は次のやうになる。

「民族ソヴェートは、聯邦加盟各共和國から代表二十五名宛、各自治共和國から代表十一名宛、各自治州から代表五名宛、各民族管區から代表一名宛の割合をもつて、聯邦加盟共和國、自治共和國、自治州、民族管區別にソ聯邦人民によつて選舉される。」

従つて、兩議院の平等はその數的構成から見ても、その民主主義的組織から見ても本條において完全に遵奉される。

のである。

第四の修正は第四〇條に關するものである。舊條文は次の通りである。

「ソ聯邦最高ソヴエートによつて可決されたる法律は、ソ聯邦最高ソヴエート幹部會議長及び書記の署名の下に公布される。」

これが新條文では次の通りになる。

「ソ聯邦最高ソヴエートによつて可決されたる法律は、ソ聯邦最高ソヴエート幹部會議長及び書記の署名の下に聯邦加盟各共和國の國語をもつて公布される。」

これは自明の修正であるから、これまた説明を要しないであらう。この修正によつて法律は十一ヶ國語で公布されることになる。

第五の修正は第四八條に關するもので、草案の條文では最高ソヴエートの副議長を四名にする筈であつたが、修正案では加盟共和國の數に従つて十一名にするこゝになつた。

第六の修正は第七七條に關するもので、現存の全聯邦的人民委員部のほかに新たに、一つの人民委員部、國防工業人民委員部を設けようとするものである、この修正もまた説明を要しない。

最後に、第七の修正は第四九條(ヌ)項に關するもので、舊條文は次の通りである。

「ソ聯邦最高ソヴエートの閉會期間において、ソ聯邦が武力攻撃を受けたる場合、(最高ソヴエート幹部會)は宣戰を布告する。」

これが新條文では次のやうに修正される。

「ソ聯邦最高ソヴエートの閉會期間において、ソ聯邦が武力攻撃を受けたる場合、若しくは、侵略に對する相互防衛に關する國際條約の

義務を履行する必要が生じたる場合、(最高ソヴエート幹部會)は宣戰を布告する。」

殘餘の修正は本質的意義をもたず、純編輯上の性質を帯びてゐるから、特に研究を要しないと思ふ。

一般的結論として、ソ聯邦憲法を編纂し、これを最後の仕上げるに當つて、全人民の審議が多大の利益をもたらしたこゝは争ふ餘地がない。

## 新憲法について

## 第八回臨時ソヴェート大會における演説

ソ聯邦人民委員會議長　ヴニ・エム・モロトフ

## 一、社會主義は憲法の基礎である

未曾有の規模において全人民の新憲法審議が行はれ、本大會席上において同志スターリンの歴史的報告を聴取したからには、我國の勤勞民は充分の根據を以て次のやうにいふことが出来る、——「我々は、ソヴェート社會主義共和國聯邦の新憲法が何を意味するか、スターリン憲法が何を意味するかをよく知つてゐる」。

それは勝利した社會主義の憲法である。その内容はこれによつて規定される。

現行のソ聯邦憲法は一九二四年に制定された。當時我々はまた我國における社會主義の勝利を云々することが出来なかつた。「誰が誰に勝つか」の問題はまだ決せられなかつた。社會主義經濟は昂揚期にあつて其優越性は既に認められてゐたが、なほ資本主義的要素も成長してゐた。そして小私有者の經濟——粉碎された資本主義の最大の殘滓——

——が農村を支配してゐた。それ故に現行憲法は多くの點において現在とは異つた状態を反映してゐたのである。

新しいソヴェート聯邦憲法はこれは全然別の條件の下において作成される。我國では既に社會主義的經濟體制と生産手段の社會主義的所有が完全に支配權を握り、搾取階級は掃蕩され、人による人の搾取は撤廢され、大衆の福祉、文化、社會主義的自覺が急速に昂揚してゐる。この状態は新憲法のうちに反映された。

この國の憲法は始めて勤勞民によつて創建された社會主義社會の基礎と其國家機構を規定する。これこそ「スターリン憲法」である。

我國において新社會、人による人の搾取のない社會を打建てる可能性を得るために、勞働者は農民と同盟を結んで革命的方法により資本家地主を打倒し、自分自身の權力——ソヴェートの權力、プロレタリア獨裁を樹立しなければならなかつた。歴史は資本主義から解放されるために他の方法を與へなかつた。然り、周知のやうに、現在はいへども與へてゐない。しかし、抑壓者を打倒し、權力を回復せんとする彼等の無数の企圖を粉碎した勤勞民は、今や何人も見るこゝが出来らうやうに、自分自身のために新しい、眞に幸福な生活を築き上げる可能性をよく利用したのである。

憲法は綱領ではない、憲法を綱領と混同してはならぬ、この席上で同志スターリンは語つた。そしてまことに新憲法は、我國において既に獲得され實現されたことについて語つてゐるのだ。それは綱領上の問題を提起しない。それは勞働者農民の社會主義國家の偉大なる成果を成文化し、法制化する。

憲法は社會主義を以て我國家の基礎と宣言すること共に、我國家のうちに社會主義の勝利に基いて生じたところのも

のを確認し、國家組織の若干の形態を完成せしめる。

だが、新憲法——社會主義憲法の公表が廣汎な大衆並に我々すべてによつて何かしら新たなものを與へるものとして、ソ聯邦人民の生活に新しい見通しを開くものとして迎へられたことは事實でなからうか？ 新憲法はたゞ社會主義革命の成果に總決算を與へ、たゞ我々が現に所有するもの、既に我々の手の中にあるものを記録したにすぎない。それは、未來に關する、ソ聯邦の將來の目的に關する何らの宣言も含むことなく、たゞ簡單にして正確な言葉でソ聯邦において社會主義を建設した人民が既に所有してゐるものの一つにまごめたにすぎない。だが、我々の社會主義的視野を著しく擴大し、新憲法を共產主義のための將來の闘争の戦旗とした幾百萬の素朴な人々を鼓舞するには、これで充分だつたといふことは事實でなからうか。

新憲法は我國の經濟改造に決算を與へ、ソヴエト聯邦の經濟的基礎は社會主義的經濟體制と生産手段の社會主義的所有であるを語つた。それは更にソ聯邦人民の生活を眞に幸福ならしめるが如き我國生産力の發達を保障するのである。他人の勞働を搾取する權利を剝奪した上で個人農及び手工業者の小規模個人經營を許容するといふ新憲法の指しは、勞働收入及び資産に對する人民の個人財産の容認と同様に、我國における社會主義的經濟形態及び社會主義的所有の支配的地位に矛盾しないばかりでなく、現在の條件の下においてはかへつて缺くべからざる補足となるのである。他方において、社會主義經濟及び社會主義的所有形態の勝利は、最近まで經濟的文化的に後れてゐた地方においてさへ社會主義が勝利した事實によつて強調される。二十年前には前資本主義的關係が支配的地位を占め、資本主義さ

へあまり發達してゐなかつた、我經濟上少なからず重要な地方までが根本的には社會主義的發展の道に立つたといへば充分である。これは社會主義の何物にも打勝つ力を語つてゐないだらうか。

我經濟の社會主義的基礎を鞏固化する憲法は、我々の共產主義への前進を容易ならしめる。

新憲法は全寄生階級及び人による人の搾取の撤廢から出發する。それなくして我國における勤勞民の生活の根本的改善を確保することは不可能であつた。新憲法は舊有産者及び特權層の物質的富源と蓄積を全人民の財産にしたことに依存してゐる。それはまた大衆の貧困の掃蕩と失業の絶滅に依存し、「働らかざる者は食ふべからず」といふ社會主義の原則に従つて勞働能力を有するすべての者に勞働の義務を課すると共に、全人民に對して勞働の權利、即ち報酬を保障された仕事を獲得する權利を保障するのである。新憲法の社會主義的基礎は之等のごきにもまた現はれてゐる。

これに従つて勞働者農民の國家としての社會主義國家の社會階級的基礎と其國家における勞働者階級の指導的役割が確認されてゐる。この社會主義國家の前には外敵に對する國防の義務はいふに及ばず、なほ社會改造の完成と階級の完全なる絶滅のための大きな任務が立つてゐるのである。

新憲法はかやうに我國の經濟及び社會機構における社會主義的基礎を固定する。この點においてはたゞ既に我國に現存するところのものを記録するにすぎない。

國家機構に關していへば、新憲法はこゝに非常に大きな完成をもたらすのである。國家機構におけるこれらの新たな要素は、社會主義的民主主義とソヴエト聯邦の諸民族の間における眞のインターナショナルイズムの全面的發展の道

に沿ふて導入されてゐる。民主主義インターナシ、ナリズムのこれらの新要素は、ソ聯邦の基礎たる社會主義の勝利にまつたく依存し、これら兩原則の發展における新たな段階を意味する。

## 二、民主主義に對する我々の態度

ソヴェート機構は他の如何なる國よりも民主主義によつて浸透されてゐる。労働者及び農民、換言すれば人民大衆はソヴェートを通じて國家を統治する。あらゆるブルジョア國家においては支配階級から出た少數の特権者のみが權力に就いてゐるのに反し、ソヴェートは労働者の權力、人民の權力を體現するものである。

しかも新憲法はソヴェート機構を更に一層民主化する。それはソ聯邦の民主化を完成するもの、(獨裁の)地盤を擴大し、又國家形態を完備する。こゝによつて、同志スターリンの有名な言葉によれば「レーニン主義の根本問題」たる我國の労働者階級獨裁を鞏化するものといふことが出来る。

新しいソヴェート憲法は、労働者に對する搾取階級の影響が特に農村においてまたかなり濃厚であつて、ソヴェートがまだ強化してゐなかつた初期からソヴェート憲法のうちに保存されてゐた諸制限の殘滓を放棄する。それはソヴェート權力の最高機關に至るまで一切の労働者ソヴェートへの普遍・直接・平等・秘密選挙を設定し、例外なくすべての人民がソヴェートへの選挙権及び被選挙権を得る。こゝによつて選挙権剝奪者の問題を解消し、ソ聯邦の全人民に平等の選挙権を與へる。こゝによつて我國に現存した農民に對する労働者のソヴェート選挙における特権を除去する。今日まで行はれ

て來たソヴェート權力の中級及び最高機關への多階的選挙は、直接人民自身によつて行はれる直接選挙に代へられる。投票をより自由ならしめるために公開選挙に代つてソヴェートへの秘密選挙が施行される。ボリシエヴィキ黨の諸組織と並んで我國における多數の黨外諸團體もまたソヴェートへの候補者を立てるやうになる。聯邦最高ソヴェート若しくは加盟共和國の一つが必要と認めた場合には、憲法によつて全人民投票(レフェレンダム)が施行される。

選挙制度におけるこれらの改正は、我々が他の國の民主主義機構にある一切の最良のものを採り入れ、これを我國に移植し、ソヴェート國家の諸條件に適用するこゝを示してゐる。垣の外には共產黨以外の政黨が合法的に存在する權利だけが取り残される。相互に敵對する階級がなくなり、労働者・農民が共產黨の周圍に結集し、我々のすべての經驗が示したやうに他の政黨はたゞ資本主義の復活を企てる者の手先にすぎない我國において、共產黨以外の政黨を合法的に存在せしめる餘地はあり得ない。

上述の選挙制度の改正は労働者ソヴェートの選挙における大衆の積極性をより一層向上せしめなければならぬ。選挙に對する關心は疑ひもなく高まつてゐるが、新制度はソヴェート選挙のみならずソヴェートの一切の活動をより一層活潑化するために役立つであらう。

この制度は事件や組織の尻を追ふ労働者を一掃し、官僚化し大衆から遊離した分子に打撃を與へずにはおかない。他方において、この制度は、立後れた、あるひは官僚化した分子に取つて代る前衛的労働者、農民、インテリゲンチヤからの新勢力の進出を容易ならしめる。

新選舉制度の下では、我々の宣傳・煽動活動がよくなかつた時、場所において敵對分子の中から代表が選舉される可能性がないことはない。しかし、この危険も、その組織の缺陷を鞭打ち、覺醒せる勤務員を刺戟することに於ては結局において利益になるのである。

かくして、民主主義の完全な發達を保障する新選舉制度は國家機構の改善、ソヴェート指導員の擴大と更新、黨組織自身の大衆活動の昂揚において必ず我々に多大の援助をもたらすものである。即ち、我々の仕事は新ソヴェート選舉制度によつて困難にされるどころか、反對に利益を受けるのである。

この状態をその獨自の憲法に従ふブルジョア諸國の状態と比較して見よ。議會及び自治體機關の選舉權に對して一聯の、屢々多くの様々な制限が加へられてゐないブルジョア國は——ファシスト國ばかりでなく——一つもない。何人もこれを否定することは出来ない。

ブルジョア諸國には、第一に、社會的地位、財産状態に關する制限がある。勿論、有産者階級に有利な、無産者階級に不利な制限である。

「財産資格」による制限は、例へばイギリス、アメリカ合衆國、日本にある。イギリスでは一選舉區に居住し、他の選舉區に企業を有する者は二つの投票權を享有する。

定住資格はフランス、アメリカ合衆國、日本にある。投票權を得るためには六ヶ月、十二ヶ月、甚しきは二十四ヶ月間同一箇所に住居してゐなければならぬ。資本主義諸國に失業者が多い場合に、この制限の意味は明瞭である。

そればかりでなく、イギリス、アメリカ合衆國、ハンガリアには所謂「教育資格」による制限がある。この資格は貧者に對し富者によつて巧みに利用される。

第二に、資本主義諸國には民族及び人種による選舉權の制限がある。ドイツ・ファシストの反ユダヤ政策は周知の通りである。この點に關してドイツは極めて露骨な態度をとり、その反動的な「基礎法」には文字通り次のやうに書かれてゐる。「ユダヤ人はドイツ帝國の公民たり得ない。ユダヤ人は政治問題に關する投票權を剝奪され、官職に就くことを得ない。」

アメリカ合衆國ではネグロ及びインディアンに對する制限が極端に施行されてゐる。南部の五州におけるネグロ二二〇萬人のうち實際に選舉を許される者は一萬九千人にすぎないといふ状態である。

イギリスもまた同じ方法をこつてゐる。大英帝國に加入する南阿聯邦において二五〇萬人の白人は投票權を享有し五五〇萬人の黒人はそれをもちない。

第三は、婦人の權利に對する大制限がある。フランス、ベルギー、イタリア、スイス、ユーゴスラヴィア、ギリシヤ、日本、アルゼンチンの諸國において婦人が議會選舉の投票權をもたないことをいへば充分である。

更に軍人の權利の制限について一言しよう。軍隊が餘り大きくないイギリスを除いて、軍人が議會選舉に参加する權利を享有してゐる國は一つもない。すべてのブルジョア國においてブルジョア軍隊の兵卒及び將校は、これらの單純なる公民權を剝奪されてゐるのである。



人民の権利の制限に關する例をこれ以上擧げることは止めましょう。かやうな例はブルジョア憲法の中に豊富にあるのだ。しかもなほ、ブルジョア諸國では「デモクラシー」について騒ぎ立てるこゝの好きな者が少くない！

我國選舉制度の完成された民主化は、ブルジョア民主主義者及び社會主義者の陣營におけるあらゆる種類のソヴェト民主主義の批評家に對する最善の返答である。

ソヴェト聯邦のプロレタリア獨裁に對するブルジョア「民主主義」者の非難は少くなかつた。ソヴェト權力が最も廣汎な勤勞民大衆によつて明瞭に支持されてゐるにも拘らず、そここゝでソヴェト體制における民主性の不十分に對して非難の聲が放たれた。人口の僅か二―三%を占める舊權取者が選舉權を剝奪されたにすぎず、残りの九七―九八%が選舉に参加する權利を保障されてゐるにも拘らず、批評家連はこれをもつてソ聯邦における民主的權利の非常に大きな毀損であるかのやうに攻撃に努めた。ソヴェト體制に對するブルジョア批評家のこの種の詭辯は周知の通りである。これらすべての攻撃に對しソ聯邦の民主化を完成せしめるソヴェト憲法によつて今や一層嚴然たる返答が與へられたのである。

偉大なるレーニンは我々に、「ソヴェト權力における民主主義は獨裁に矛盾しない」、プロレタリア獨裁の鞏化は眞の民主主義、大衆の民主主義、勤勞民の民主主義の發達を意味するに教へた。ソヴェト共和國の發達が新たな段階に達する毎に、我々は、我が偉大なる教師の言がますます強く裏書されるのを見た。今や、他の如何なる時よりも我々は、プロレタリア獨裁の勝利に基く社會主義的民主主義に關するマルクス・レーニン主義理論の力も、少數のブル

ジョアの支配者のための民主主義といふ狹隘な枠によつて生れながらにして制限されてゐるブルジョア民主主義に對するマルクス・レーニン主義の批判の正しさを全幅的に認めるのである。

新憲法の制定は、ソ聯邦勤勞民の自分自身の力に對する確信の證據である。

もつとも、國內においては階級敵を粉碎し、我々の社會主義的地位を日一日鞏化しつつあるとはいへ、我國は今なほ依然として唯一の社會主義國家であつて、社會主義に對し非妥協的に敵對的な帝國主義列強に取りかこまれて生かしてゐる。いふまでもなく、新憲法を制定するに當つて我々は、我國の勤勞民にまつて現在主要な危険となつてゐる對外的危険を決して忘れるものではない。しかもなほ我々の間には、我國家機構の一層の民主化は一切の敵に抗してソ聯邦の社會主義體制をますます鞏化するであらうといふ牢平たる確信が存する。

假に何處かの「ブルジョア國家」——最強の國でもよい！——が多くの社會主義國家に取りかこまれたら、その場合にこれと同じやうな状態を想像し得るだらうか？ 諸君自ら判斷せよ……

プロレタリア獨裁の勝利の結果生成した社會主義的民主主義は、殊に大衆の文化性の成長と共に日一日成長し擴大する。社會主義的民主主義の力はまさしくこの點にある。我々の力の素晴らしい成長はまさにこの點に現はれてゐる。我國における社會主義の完全な勝利の後にソヴェト機構の民主主義は一層大きな規模をもつて發達し、それ自身社會主義の力の向上を一層促進する積りとなるのである。

我國における民主主義の發達はブルジョア諸國のデモクラシーに對する社會主義的デモクラシーのあらゆる優越性

を示すものである。

こゝで一寸寄り道をして、ドイツ・ファシズムの方法によるまづたく獨特な「民主主義」について若干述べなければならぬ。支配的資本家の寡頭政治を自由に働かせるために、ドイツ・ファシストは大衆や國家社會黨の全員に絶えず次のやうな見解を吹き込んでゐる。「我々の指導者は彼等が何を欲するかを知つてゐる。若し彼等が自ら欲するところを知らなかつたとしても、余（指導者）は之を知り且つ解決するこゝが出来たらう。」簡單にいへば、これは「思考する者に禍あれ」といふ原則による「民主主義」である。だからこそ、すべてのニユーロンベルグ大會は眞の大會とは似もつかないのである。それは大會ではなくて、何か別のものである。

彼等は「指導者」達の二つか三つの演説を聴くためにのみ集會を催すのである。これらの「大會」においては審議もなければ討論もない。決議や決定の投票も行はれない。大衆はたゞこの種の大會の結果を背負ひ込むだけである。

ソヴェート民主主義をブルジョア諸國の民主主義、しかもその最良の形態と比較して見ても、兩者の根本的相違、前者の後者に對する原則的優越性を物語つてゐる。たゞ社會主義的民主主義のみが勤勞民の民主主義、搾取者の支配から解放された眞の人民大衆の民主主義であるといふ一事は明瞭である。

我體制の民主主義を確認しようとする者は、主要點を忘れてはならぬ。ソヴェート體制における主要點は、周知のやうに新憲法第六條に示されてゐるこゝである。その「第六條」は即ち次の通りである。

「土地、其埋藏物、水域、森林、工場、鑛山、鐵道、水上及び航空運輸、銀行、通信手段、國營大企業企業（ソフホーズ、機械ト

ラクター配給所、等）、並に都市と工業地における公共事業及び基本的住宅施設は國有、即ち全人民の財産である。」

今やこれらすべてのものは全人民に屬する。これ以上徹底的なデモクラシーがあらうか？ 如何なる國家でもこれと同じ方策を採つてみるがよい。その時には我々も其國の民主主義をソ聯邦における民主主義と同様に眞に全人民的、民主主義と認めるであらう。

今や新憲法はソ聯邦の全人民に平等の權利を與へる。舊有産者が、特別の基礎においてはであるが、再び財産管理をするやうになつたさへいふこゝが出来た。だが、今や、勤勞民ソヴェートを通じてこの仕事に参加する彼等は、測りがたいほど富裕になつた。何故ならば、私有財産ではなくて全人民の財産と關係をもつやうになつたからである。勿論、我國の勤勞者はこの問題について次のやうに自分自身の深い考慮をめぐらしてゐる。——「過去の人々」が權利を得る、それは悪いこゝではない。たゞ彼等が誠實に働きさへすれば！

同志スターリンはその報告において我國體制の民主主義を更に一つの顯著な事實をもつて強調した。

「ソヴェート權力は地主階級を掃蕩し、舊地主、政府、寺院の土地一億五千萬ヘクタールを農民に委譲した。それは以前から農民の手にあつた土地よりも大きい。」

一億五千萬ヘクタールでなくてもよい、一千五百萬ヘクタールで結構だから地主等の土地を無償で農民に委譲するやうなブルジョア國家があつたらお目にかかりたいものだ。若しさういふ國があつたら、その國が眞面目に眞の民主主義に、勤勞民の民主主義に近付き始めてゐるこゝを我々は進んで認めるであらう。

ミところが、地主、貴族及び僧侶達が自分自身の階級的見地からこの農民への土地委譲を「民主主義的」な仕事と考へたといふ話を聞いたことがない。彼等にとつて革命的民主主義が無縁であることを承認せざるを得ない。

我國では一九一七年にエスエル(社會革命黨)及びメンシエヴィキ出身の社會主義者諸氏もまた權力に就いてゐた。彼等が農民へ土地を委譲するためにはなく、この仕事を延ばすために權力を利用したことは、何人も知る通りである。彼等はこの場合も地主とブルジョアジーの直接の同盟者であつた。しかも、彼等は「デモクラシー」に對する自己の忠誠を自慢してゐたのである。してゐるに、メンシエヴィキ・エスエルの「デモクラシー」は現代において資本家、地主、貴族、僧侶に都合のよいものである。してゐるに、メンシエヴィキやエスエルの理解する「デモクラシー」は現在人民に必要な眞のデモクラシーとは何の共通點ももつてゐないのである。

もう一つソヴェート民主主義の例を挙げよう。私の前に有名な作家ア・エヌ・トルストイが演説をした。彼が以前トルストイ伯爵であつたことは誰知らぬ者はない。ミところが、今はどうか？ ソヴェートの國土における最も優秀な、最もポピュラーな作家の一人——同志、アレクセイ・ニコラエヴィチ・トルストイになつてゐるのだ。それは歴史のせいであるが、その變化はよい方向において生じた。我々はすべてア・エヌ・トルストイ自身と共にそれを承認する。

新憲法は我々の深く民主主義的な體制を更に一層鞏固ならしめる。新憲法の中にソ聯邦人民の一定の義務に對する明瞭な指示と並んで、労働の權利、休息の權利、老後の物質的保障に關する權利、教育を受ける權利、完全なる男女同權、ソ聯邦における諸民族及び人種の完全なる平等、等々の如き諸權利を牢乎として保障することによつて、我々

は社會主義的民主主義を如何に理解せねばならぬかを聲高く宣明するのである。

ブルジョア國家における最も完成された形態のデモクラシーでも、人民に對する少數ブルジョアの實際的支配の枠によつて事實上まつたく制限され、極端に壓迫されてゐる。資本主義體制の下においては如何なる民主主義といへども人民の權利と自由を伸縮自在に歪曲し、ブルジョア階級の少數特權階級の支配の枠を出でない、また出るこゝが出来ない。

ブルジョアジーは自己の代辯者<sup>レトリシヤ</sup>と言論機關を通じてブルジョア國家の貧弱なる資本主義的デモクラシーを通常民主主義一般として、デモクラシーの「超階級的」形態として、甚しくは民主主義の「全人類」形態として讚美することまで達した。しかし、事實においては、ソ聯邦の勤勞民が現在享有してゐる眞の民主主義的權利と自由、それにもまして新憲法により將來享有するであらうミこの權利と自由のホンの一片でも勤勞者に與へたやうな、又現在與へてゐるやうなブルジョア國家は一つもない。

ブルジョア民主主義は「全人民的民主主義」といふ觸れこみで最もいゝ場合でもたゞ極度に制限され、極度に削減されたブルジョア機構の下における勤勞者の權利を讚美するにすぎない。その機構の下においては出版事業も、印刷所も、用紙も、建物も、あらゆる資本とあらゆる權力が、要するに實質上あらゆる權利が支配階級の手にあるのである。そして勤勞者にはたゞ落ちこぼれの屑が残されるだけである。

しかもなほ、勤勞者と其他の勤勞層はこの削減され、制限されたブルジョア民主主義的自由でさへ、自分自身の利益

のために、大衆の政治的啓蒙のため、來たるべき闘争に必要な力の準備のために利用することを學んだ。それ故に、労働者すべての民主主義的分子が資本主義諸國においてこの小さなブルジョア民主主義的自由と権利の維持・擴張のためにかくも頑強な闘争を行つてゐる理由は明瞭である。

他方においては、まさにそれ故に、支配的ブルジョア階級は既に大衆を動かす確信を失つたところにおいて公然たるブルジョアのテロル獨裁のファシスト的方法に移行しつつある。もしより、大衆に對するテロルや無数の強制的如き手段によつてなぐは持ち堪へられないだらう。だが、ファシスト的ブルジョア階級は、きつこ一日でも生き延びたいと考へてゐるに違ひない。労働者農民のみならず、小ブルジョア階級、時として中ブルジョア階級のすべての誠實なる民主主義的分子までがファシズム及びファシヨ化するグループに對してますます公然と支持を拒絶しつつあることは驚くに足らない。

ファシストの土臺が如何に急速に腐朽しつつあるかは既に多くの事實から明かである。今やファシストは、それだけでなくも人民が「安樂に暮してゐるから沈黙してゐる」自分自身、國において民主主義の殘滓を毫も寛容しないばかりでなく、他の國に關しても、民主主義存在の事實そのものに危険を感じてゐることは注目すべきである。

それ故に、手に劍をもち、空中にドイツの「ハインケル」ミイタリーの「サウヤ」をもつてゐる周知の諸國のファシストは、國境を無視し、一切の國際法と國際慣習を蹂躪して、人民が彼等に類する支配者を載かうとしない他國の内政に干渉してゐる。若干の善人がこの有様を見て、「哀れな者よ、自分の足下に火がついてゐるではないか、自分

で自分の頸を折らうとしないでゐるではないか……」ミファシストのために歎いてゐるのも無理はない。

勤勞民にまつて最も貴重な寶の一つたる民主主義に對する我々の態度は明瞭である。如何なる國に於ける民主主義の成功も我々にまつて密接な關係がある。人民大衆が何處でこの方向に前進しようとも、我々は民主的権利の獲得を喜ぶものである。

我々にファシズムの共通點はあり得ない。我々はファシズムの危険を過小にも過大にも評價しないつもりである。だが、我々は全精神を擧げて、且つ實際においてもファシスト的反動家に對して闘争する者の味方である。我々はまつたく「すべての先進的進歩的人類」(スターリン)の利益を尊重する者の味方である。

新憲法の制定は民主主義の支柱たるソ聯邦の意義をますます向上せしめる。國家機構を全面的に民主化し、ソ聯邦國民生活の改善の可能性を一層擴大する新憲法の制定は、國際社會主義を支援し、その権利のための、ファシズムミファシスト的體制を生成・培養する資本主義からの解放のための労働者、農民及び全被抑壓者の闘争を強化するであらう。

スターリン憲法が我々の生活に深く滲透するに従ひ、社會主義と徹底的デモクラシーの憲法としてのその影響は、我國におけるのみならず遠くソ聯邦の國境外においてもますます全面的に及ぼされ、ファシズム、帝國主義及び植民地的抑壓から自己を解放するために闘争しつつある勤勞大衆へのその革命的作用はますます廣汎なるであらう。

## 三、ソ聯邦と諸民族間の平和

新憲法はソ聯邦諸民族の間における社會主義的インターナシ、ナリズムの一層の發達を表現してゐる。本大會において語られた一切は、我々がこの憲法をもつてソ聯邦諸民族の親善鞏化に向つて新たな前進をなすことを裏書してゐる。我々はこゝでは十月社會主義革命によつて開始された事業を一段と推し進める。

ソヴエト聯邦における民族問題の解決は現代における最も驚嘆すべき事實の一つである。レーニン・スターリンの民族政策の諸原則の力に徹底的民主主義へのソヴエト權力の忠實さとはこゝに現はれてゐる。

我々は經濟様式と生活形態、歴史的過去と民族文化において非常に相違してゐる諸民族の親善鞏化のうちに民族問題の正しい解決を見出した。舊帝政ロシアに抑壓されてゐた多くの民族が過去の抑壓民族の代表たるロシア人に對して深い不信の念を保存せざるを得なかつたにも拘らず、我々はそのために努力した。

既に數世紀にわたつて存在したブルジョア國といへども、過去のブルジョア地主的ロシアにおいて問題にならなかつたやうに、自國の民族問題の正しい解決を見出すことが出来なかつた。我國では、徹底的民主主義の實施と、眞の民族平等を可能ならしめ、以前特に抑壓されてゐた弱小民族に對する國家の特別の配慮を保障する社會主義の勝利によつて、それが可能となつたのである。我國におけるやうな鞏固な民族親善は、支配民族の支配階級があらゆる條件を左右してゐるブルジョア體制の下では想像することすら出来ない。しばしば諸民族の支配階級の上層部が相談し合つ

て、多かれ少かれ妥協點——當該民族の人民大衆に對する抑壓者としての妥協點——を見出すことがある。だが、この場合でも被抑壓民族の勤勞者は特に植民地半植民地において依然二重の抑壓——「自民族」の搾取者の抑壓とその上支配民族の抑壓——の下におかれるのである。

ソ聯邦においては多くの民族の更生、あらゆる民族の經濟力と民族文化の昂揚が行はれてゐる。それと共に多民族國家たるソヴエト社會主義共和國聯邦は、統一的全體として強化しつつある。國內のすべての民族の必要、その經濟的昂揚、勤勞民の物質的福祉の向上、その民族文化の發達に意を用ひなかつたならば、ソヴエト權力は成立しなかつたであらう。その上、ソ聯邦は、資本主義の下においてより後れ、より抑壓されてゐた民族を特に支援する政策を行ひ、その一般的水準への接近を促進してゐる。

「單一不可分」のロシアから五十以上もの共和國、自治州及び民族管區が成立したが、ソ聯邦を各民族國家の單位に分割することなくして、大ロシア人に對する過去の被抑壓民族の不信を解消することはいふに及ばず、諸民族の自由な發達は到底問題になり得なかつた。多數の民族共和國及び州を創設することによつて我國家は少しも動搖しなかつたばかりでなく、かへつてますます鞏固になつた。

新憲法はソ聯邦諸民族の親善鞏化、我國における社會主義的インターナシ、ナリズムの發達への一歩前進である。數箇の重要な例證によつてこれを強調することが出来る。新憲法は加盟共和國——ソ聯邦からの自由脱退權を有する共和國の數を七つから十一に増加する。これによつて我國における民族發達の自由のみならず、我聯邦を創立した民

族結合の自發性が一層強調される。

新憲法においては聯邦を構成する加盟共和國の機能が嚴重に區別される。その上、數箇の新しい人民委員部がソ聯邦に創設されるに共に、多くの新しい工業關係の人民委員部が加盟共和國に創設され、多くの企業が全聯邦的管理から共和國の管理に移譲される。

諸君はこの席上で、最高ソヴェート兩院議員の數を等しくし、聯邦ソヴェート議員のみならず民族ソヴェート議員の選舉を直接選舉によつて行ふべしといふ同志スターリンの提案を聞いたであらう。この提案を實行すれば、最高ソヴェートにおける全共和國、殊に弱小共和國の代表權は一層擴大され、民族ソヴェートの權威は一層高められるであらう。この提案はソ聯邦諸民族の親善を一層鞏固するに適し、社會主義の利益によつたく合致するに認めざるを得ない。

我新憲法における社會主義的インターナシヨナリズムの發達の基本的モメントは以上の通りである。

ソヴェート權力は當初から我多民族國家における民族間の平和の保障を任務とし、そこに社會主義の成功を保障するための主要な條件の一つを見出してゐた。我黨は、常に國家形態の問題を社會主義の根本的利益ミプロレタリア獨裁鞏固の任務に從屬させると共に、各段階においてレーニン・スターリン的民族政策、諸民族の親善鞏固の政策を遂行する特殊形態を見出した。かくして、我多民族國家において多種多様な民族文化の向上及びソ聯邦全民族間の平和と友好を保障することが出来た。我々の敵はソ聯邦における民族間の反目にされだけ期待をかけてゐたことか！しかも民族ブルジョアジーのみならず外國ブルジョアジーの庇護を受けた民族主義政黨がされだけ失敗を嘗めたことか！

あらゆる民族の勤勞民が共同の努力によつて「自民族」及び他民族の搾取者を打倒し、あらゆる民族の間に完全な平等が事實上確保され、民族文化の更生が未曾有の速力で行はれ、あらゆる民族が徹底的民主主義に基いて聯邦の一般問題の解決に参加を保障されてゐる我國には、民族間の抗争を惹き起す根據がない。

ソヴェート社會主義共和國聯邦のやうな國は、より廣汎な國際的規模における諸民族の平和と親善の樹立の原型となり得るし、またさうならなければならぬ。

我々の階級敵は、我國を犠牲にして利益を貪らうといふ彼等の企圖が悉く砂上の樓閣にすぎなかつたことを既に納得してゐなければならぬ。それにも拘らず、彼等の中の最も性急な者は今もなほアジア・ヨーロッパにおけるその侵略計畫の中で我國への内政干渉の新しい計畫を立てることを止めやうとしない。

最近一般の注目を惹いたのはベルリンにおける所謂「日獨防共協定」締結の報道である。これは「防共」を標榜してはゐるか、全世界は、公表されたこの協定が日獨帝國主義者の秘密の侵略計畫、特に反ソヴェート計畫をかくす煙幕にすぎないことを理解した。我々は、極めて疑はしい條約締結者、こもつかず、また單なる陰謀者、こもつかないこれらの國を看過することは出来ない。

ドイツの方から始めよう。ドイツ・ファシストは明らかに、今や對外的冒險に没頭し、これに適する同盟者を選択するに充分な程度まで内政を調整したことを考へてゐる。恐らく多くの者は、ドイツ・ファシズムが既に充分に自國民を幸福にしたことを喜んで認めるにちがひない。一見これらのファシストの權力の及ぶところならばどこでも、すべて

の人民が幸福で、生活を保障され、腹一杯食べ、陽気で、平穏で、充分満足し切つてゐるかのやうである。ドイツの諸都市で食料品の買物行列が大きくなるのに對して、フアシストはこれを慰撫するやうに至る。ところでかういつてゐる、——なるほさ、人民の手にパンやバターは少くなつた、けれども、その代りフアシストの手に大砲や弾丸が多くなつた。そしてクルップの工場はそれを作るために十二分に活動してゐるではないか、さ。

ドイツの文化と文化人の苦境は豪奢な行列や厭きるほさ澤山の演説でごまかされてゐる。それにも拘らず、ドイツフアシストは、強制労働場や刑務所の懲役制度の堅固さによつて國內の「平安」を立證し得るであらう。そこには進歩的労働者や單に文化の利益を尊重するインテリゲンチヤが次から次へ送り返されてゐるのだ。

フアシズムはドイツにおいて極めて簡単に民族問題を「解決」した。老若を問はず、フアシズムに敵對したることを問はず、ユダヤ人を弾壓することによつてである。こゝで、一九三一年一月十二日アメリカのユダヤ電報通信社の質問に答へた反ユダヤ主義者に關する同志スターリンの寸鐵人を刺すが如き言葉を想起せざるを得ない。同志スターリンはその時次のやうに答へたのである。

「御質問にお答へする。民族的人種的排外主義はカンニバル(食人)時代に特有な人間憎惡の風習の殘滓である。人種的排外主義の極端な形態たる反ユダヤ主義はカンニバルの最も危険な殘滓である。反ユダヤ主義は、動労働者の打撃から資本主義を救ひ出す避雷針として搾取者に有益である。動労働者にとつて反ユダヤ主義は、彼等を正しい進路から逸脱させ、密林にさそひ込む迷路として危険である。それ故に、徹底的な國際主義者たる共產主義者は反ユダヤ主義の非妥協的な死敵ならざるを得ない。ソ聯邦においては反ユダヤ主義は、ソヴェート體制に大なる害毒を流す印象として極めて嚴重に迫害されてゐる。積極的な反ユダヤ主義者はソ聯邦の法律に準據して死刑を

もつて罰せられる。」

ドイツ・フアシストは眞に現代カンニバルの勇士たるの光榮に値する。カンニバルは、ロシア語に譯せば食人種さいふ意味である。彼等のうちにはあらゆるカテゴリーに從つて民族及び人種を分類しようさいふ物好きが十二分にゐる。だが、我々ソヴェート人もその點に關して意見を述べる、こゝが出来ぬ。

我々は偉大なるドイツ民族に對して親善心からの尊敬以外に如何なる感情も抱いてゐない。だが、フアシストの紳士諸君は最もよく現代食人種名付けられる「高等民族」に屬してゐる。

ユダヤ民族に對する我々の態度は、レーニン・スターリン的民族政策の基礎と多くの國々におけるユダヤ人の被抑壓的地位とから出發する。ユダヤ民族の資本家及び反革命家を搾取者、我々の事業の敵として取扱ふこゝはいふまでもない。

しかし、フアシスト的反ユダヤ主義者の現代食人種が何さいほうさ、我々のユダヤ人に對する同胞的感情は、この民族が共產主義的人類解放思想の天才的創造者にして、ドイツ文化と其他の國々の文化の最高の成果を科學的に把握したカール・マルクスを生み出したこゝによつて、また、ユダヤ民族が他の最も發達した諸民族と並んで科學、技術及び藝術の多くの最も偉大な代表者を生み、抑壓者に對する動労働者の革命的闘争における多くの輝かしき英雄を生み、そして我國においては社會主義建設とその擁護のあらゆる部門において素晴らしい才能を有する指導者と組織者を次から次へ輩出してゐるこゝによつて、嚴然と決定されてゐるのである。反ユダヤ主義者と反ユダヤ的野蠻行爲

に對する我々の態度は、それがどこから出て來たものであらうとも、これらすべてによつて決定されてゐる。

反ユダヤ的、食人種的政策遂行の規範に従つてその内政問題を解決しつつあるドイツ・ファシズムが自分自身の手によつて自己の全國內政政策に死刑の判決を下してゐることは、我々にまつて明瞭である。

しかるに、ファシスト諸君は自ら國內問題をうまく處理してゐるを考へてゐる。國會議事堂の火事は、彼等が政權を握り、自國における民主主義の残滓を一掃するのに役立つたではないか。

だが、他方から見て、將來もまた今までと同じやうにうまく行くだらうか？ 實際においてドイツ・ファシズムの手はまだ「解決されない」國內問題がされだけ残つてゐるか？ 一度焼いた議事堂に再び火をつけようといふのではあるまいか？

對外的冒險、特に反ソヴエト的冒險における彼等の同盟者がさういふ状態にあるかといふこともまた我々は知つてゐる。

日本には、植民地その他あらゆる領土擴張に關するドイツ・ファシズムの冒險的計畫を實現するための同盟者にならうとするほかに、大きな内政上の懸念はもう解消した。獨りじめにしてゐる人が少くないやうである。なるほかに有名な二・二六事件から大部時日が経過した。當時東京で叛亂を起した少數のファシスト的將校が首府の中央政府を「追ひ拂つた」のはオンの僅かの間であつた。當時危ふく見失はれかけた大臣もさうにか見出された……

とにかく、日本の國內秩序や日本當局の内政上の懸念は我々の關知しないところであるが、日獨協定に話を戻すこ

これは表面上「共產主義」排撃の協定のやうに見えて、その實、領土擴張を目的とするあり來りの帝國主義者の同盟にすぎないらしい。我々はこの協定の眞の性質に眼を閉じるものでないし、率直にはなければならぬ。各國がこの「協定」によつて平和が脅威されることを懸念してゐるのはもつともだ。

相前後して國際聯盟を脱退した兩國がこの問題に關係してゐるのは偶然でない。既にその當時から明らかであつたやうに、これら兩國は領土擴張のための軍事的冒險の自由を得るために國際聯盟を脱退したのである。若し、眞にブルジョア國家には珍らしくない「共產主義」排撃だけが現在の問題であるならば、日獨はあらかじめ國際聯盟を脱退する必要はなかつたであらう。國際聯盟がその障害にならないことは何人も知つてゐる。

かやうな事實も偶然でない。ファシスト・ドイツが東歐平和保障條約に調印を拒み、これを破壊せんことを努力したことは周知の通りである。日本政府がこゝ數年間いふもの我國の提案せる不侵略條約を回避しつゞけて來たこともまた忘れてはならぬ。だからこそ、多くの者はかくも急速に日獨協定の眞意を了解したのである。この協定は、其作成者自身が自國の問題のみならず、他國の問題にも容喙する用意あることを表明したものである。全世界で誰もこの協定作成者の言葉と彼等が公表に際して書いた事とを信じる者がないのは興味がある。ブルジョア新聞でさへ至るこゝろで協定の眼目は「共產主義」反對ではなくて、支那及びソ聯邦を含めてのヨーロッパに對する掠奪計畫にあるのだと書いてゐる。従つて、「共產主義に對する闘争」といふ口實の下で平和に反對する帝國主義者の陰謀、戰爭挑發者の陰謀が行はれてゐるのである。



ある意味において平和の事業に反対する陰謀を「共産主義に對する闘争」と稱しても差支へない。だが、その時はもつと徹底させて、現代の諸條件においてファシズムとその同盟者は戦争の、プロ、グ、ラム、を持た、共産主義はソ聯邦は平和の、プロ、グ、ラム、を持つことをいなければならぬ。

我々は多くの事實に徴して、平和の破壊、戦争の放火を欲する者が現在少くないことを知つてゐる。我々は絶えず國境方面からさういつた印象を受けてゐる。多少とも斷乎たる行動をこり得ない某々隣接國の一部軍人は文字通り秋の蠅のやうにうるさく振舞つてゐる。これは、ある人々のうちに、恐らくファシストと其同盟者はもうこれ以上自國の内部情勢の安定を期待し得ず、戦争を急がずにはゐられなくなつてゐるのではあるまいか、こいふ考へを起させる。いふまでもなく、これはファシスト自身にとつてより明白である。だが、我々はファシストや其他の帝國主義的冒險家に同情しなくてもよい。我々の任務は、平和を警護し、外國からのあらゆる陰謀や攻撃を排撃する用意を整へて置くことである。

我々はまつたく我々の國內問題に没頭し、外國に對する内政不干渉政策を堅持する。我々は我國において民族間の平和と親善が確立されたことを誇りとし、ただあらゆる民族の間に確固たる平和が保障されることを切望するのみである。

若し、ファシスト及び半ファシスト諸君が國際聯盟は軍事的冒險を獎勵しないこいふ理由で聯盟から脱退したならば、我々は反對に國際聯盟が從來よりも有効に諸民族間の平和を擁護し、從來よりも遙かに積極的にあらゆる戦争挑

發者に對抗するやう、これを支持する。

しかし、正直にいふならば、ソ聯邦國民のための平和と平和的労働の擁護において我々が眞に信頼するものは、ただ我々自身の力のみである。しかして、この力はソ聯邦諸民族の深き親善が鞏化し、我々すべてが新たなるスターリン憲法に基いてより仲よく、より自覺的に働くに従つて、ますます急速に成長するであらう。

#### 四、結 語

我憲法は社會主義社會に立法的表現を與へる。それは、約二十年間にわたる我々の成果の總決算であると共に、我の全事業の有力な推進力である。

我々はたゞ共産主義のより低い局面、その第一段階を實現したにすぎない。この共産主義の第一段階、即ち社會主義でさへ決して完成されたこいふのではなくて、たゞそのあらゆる骨組が出来たこいふだけである。

我國では寄生階級、即ちあらゆる大小の資本家が掃蕩され、それによつて人による人の搾取は廢絶された。これはひゞり我國の國民生活におけるのみならず、また全人類の解放の行路における偉大な進歩である。しかし、我々はソ聯邦の權力を握る労働者階級が本來の意味におけるプロレタリアートでなくなり、大衆的にコルホーズに加入した農民が、もはや舊時代の農民ではなくなつたこいへ、階級撤廢の任務を未だ完全に果すには至らなかつた。ソ聯邦に現存するこれら兩階級は共に社會主義を建設し、社會主義的經濟體制に参加してゐる。だが、共に單一共通の社會主

義的經濟體制のうちにありながら、労働者階級はその労働をもつて國有の社會主義財産（全人民の財産）と結びつき、コルホーズ農民は個々のコルホーズ及びコルホーズ・協同組合合同に屬する協同組合・コルホーズ財産と結びついてゐる。かやうに第一に社會主義的財産の異つた形態と結びついてゐるこゝによつて、これら兩階級の地位の相違が決定されるのである。またこれら兩階級の將來の進路の相違もこれによつて決定される。兩者の發展における共通點は、共に共產主義へ向つて發展するこゝいふ一事である。それと關聯して彼等の階級の地位の相違は漸次抹消されるのであるが、結局それまでは階級的差異の殘滓は完全にはなくなるならない。

それが長い道程であるこゝいふこゝを認めずにはゐられない。また、この任務の解決が、同志スターリンの表現によれば「社會の前進階級たる労働者階級に屬する國家的社會指導（獨裁）」の成功如何によるこゝも認めずにはゐられない。

この點に關してソ聯邦における共產黨の指導的役割を叙述した新憲法の條項を指摘しなければならぬ。新憲法はこゝでも現に我々のもこゝに存在するこゝ、我國の勤勞大衆によつて認められてゐるこゝを述べてゐるにすぎない。

たゞ共產黨の指導のみがプロレタリア革命の勝利と労働者農民の社會主義國家の建設を保障したのである。ソ聯邦の國家的社會的組織における共產黨の指導的意義を率直に指示せる新憲法によつて、労働者は我黨の政策との連帶、本來の意味における完全な共產主義を實現せんとする我黨の目的との連帶を表明する。我レーニン・スターリン黨は労働者の無限の信頼を受けてゐる。黨は、勿論、まったくソ聯邦の労働者、農民、労働インテリゲンチヤのこの信頼

と親愛とに値した。黨の權威は外國においても高いのである。

だが、それは黨に敵がゐないこゝを意味しない。黨には労働者階級、コルホーズ農民、労働インテリゲンチヤにおける同じ敵がゐる。いひかへれば、我黨の敵は社會主義の敵、労働者農民の社會主義國家の敵である。レーニン・スターリン黨の現在の敵は、資本主義の復活とブルジョア權力の復歸を欲し、それ故に人民に幸福な生活への道、共產主義への道を指示するソ聯邦の新憲法を心から憎惡する者である。狼の如き共產主義の敵の群の中でブルジョアジーの目的を一にするトロツキスト諸君は、現在後尾に立つものではない。周知の通り、彼等はブルジョア國家の氣に入るやうにその指令に従つて最も下劣な反革命的行動をなすに至つた。我々は、背教者にふさはしい狂暴さをもつて我黨とすべての誠實な社會主義建設者とを憎惡するこれらのブルジョアの變節者、何でもしかねない彼等の敵意と無原則性を了解してゐる。また彼等には右翼的離反者の同伴者と援助者がついてゐるこゝも知つてゐる。

だが、それが何だ！ 我々は革命の肩をさう仕末したらいか知つてゐる。我國家機關における若干の指導員の不注意と従順に對する鬭争を強化すべきは明かである。労働者の間における革命的警戒を高め、口先だけでなく實際に階級敵を記憶し、大衆の間における共產主義的自覺を昂揚させなければならぬ。敵を進路から清掃するこゝは、大衆の力を自由に共產主義の完全な勝利のための鬭争に向けさせるこゝを意味する。

ソ聯邦の内外において我々の階級敵が何を企てやうとも、我々の力は急速に成長しつつある。自分の仕事の技術を會得し、その全生産を把握し、眞に新しい文化を吸収しつつあるこゝの幾百萬の人間が向上しつつある。密偵や二

重行動者の破壊活動も、重砲の弾丸もこれら幾百萬人の陣列を擾亂することは出来ない。労働の新しい英雄、最高技術によつて武装した社會主義建設の突撃隊員、我等の輝やかしき男女スタハーノフ員は未嘗有の早さで向上しつつある。男女労働者、男女コルホーズ員、文化人、技術家、科學者、藝術家の名前は次から次へ全國に知られてゐる。その名前の一つ一つは更らに新人輩出のシグナルとなる。見る／＼ふえてゆく航空界、海洋界、北極征服の英雄のうち、自然の闘争の英雄のうち、我々はソ聯邦の任意の敵に對する闘争の英雄の原型を見出すのである。敵が我々をからかふのはよくない。悟るやうに、我々はあらゆるものによつて武装を固めなければならぬ。我武装の光榮ある武器庫に今や社會主義の「スターリン憲法」が入らんとしてゐる。

## 「三 權 分 立」

(抄譯、括弧内は原文のまま)

イ・ト ラ イ ニ ン

議會制度ミ三權分立ミはブルジョア憲法の基本原則である。

三權分立の原則は人民大衆の間に、權力は「公正」である、權力の恣意は不可能である、權力は相互に「均衡を保つ」いふ幻想を興へた。

三權分立の理論家の據り所は英國の政體であつた。そこで現代英國はこの點で特に興味の対象となる。

英國の憲法的法令にあつては、首相及び内閣の役割については何等規定されるところがない。しかし首相の事實上の全能を疑ふものはない。閣員は首相からの授權に基いてその義務を負ふ。しかも内閣には國務大臣すべてが入閣するのではなく、最も重要な地位にあるものが入閣する。特に重要な問題のためには首相を首班とする三——六名からなる委員會が形成される。

理論的には、議會は全能であるを看做されてゐる。憲法でさへ何時でも變更し得るを考へられてゐる。

にも拘らず議會は首相に一籌を輸する。首相は、通常議會の絶對多數黨の黨首であるから、彼は議會において自由に振舞ふことが出来る。

政府は議會とは別に立法行爲をなす。即ち所謂「閣令」を發する。それは原則としては法律に對して本質的變更を加へてはならぬとされてゐる。しかし實際上は政府はそれを法律の性質を有する命令の發布として利用してゐる。政府と議會との交渉が特に困難となつた場合には、首相は皇帝に議會解散を要請する。皇帝と議會との交渉は首相によつて統制される。

要するに、執行權力（内閣及び特に首相の）は議會の上に君臨してゐる。

一七八七年發布の合衆國憲法には三權分立の原則が最も徹底的に表現されてゐると言はれてゐる。この憲法は執行權力の成員が議員となることを禁じてゐる。執行權力の首班たる共和國大統領は、議會に法案を提出する權能を有しない。しかし事實上は大統領は議會の立法活動の全行程を支配してゐる。大統領は議會の可決した法律に對し「拒否」權を有し、それを議會の再審議に附することを得る。再審議においては兩院議員の三分の二が賛成する場合には、該法律は可決と認められる。しかし二つのブルジョア政黨（共和黨と民主黨）とが争つてゐる現状にあつては、兩議員の三分の二が賛成するといふ如きは極めて稀なのである。又大統領はその「教書」において甲乙の問題を提出し議會の注意をうながし、議會の活動方針を規定することが出来る。要するに、立法に對する大統領の壓迫は疑ひないところである。

大審院についても同様である。大審院は法律を解釋し、それが憲法に違反することを判決する權限を有する、即ち事實上法律を廢止し得る。だが、大審院のこの形式的獨立を現實的獨立と見誤るならば勿論不可である。第一に、大審院は支配階級の全政策と密接にからみ合つて居り、その解釋は古い固定的な憲法を事實上補充する。支配階級には固定的憲法を持ち同時に、彼の現在の要求に巧みに憲法を合致せしめる大審院の多くの「解釋」を持つことを有利とする。第二に、大審院判事の任免權は、上院の同意をうけつゝ大統領に屬する。かくて大審院を大統領と支配階級の個々の群の代表者の意のままにすることが出来た。

事實上「三權分立」は代議制度を制限してゐる。理論的には議會は「人民主權」の擔ひ手であると言はれてゐるが、ブルジョア階級の階級政治の必要上更に二つの機關（大統領、大審院）が形成されてゐて、これが議會を抑制する。かくて、事實上は執行權力は立法權力の上に立ち、「人民主權」を制限してゐる。

「一切の資本主義國において、執行權力は、『多辯なる』議會よりもヨリ『柔軟』であり、支配階級の利害と同一結合してゐる」と評價されてゐる。その最も良い例は、フレンチと諸國、半フレンチと諸國である。一切の國家機關においてブルジョア階級の階級的政策が行はれ、それらの機關の指導者の利害と支配階級全體の利害とが絡み合つてゐる結果、「三權分立」の原則による個々の權力の「自立性」もか「獨立性」もかは幻想にすぎないと言ふまでもない。

ソ聯邦には所謂「三權分立」は有り得ない。

「權力のこの統一に聯邦の最高機關の民主主義的性質ミソヴェート人民主權の本質が現はれてゐる。この統一に照してのみ權力の一切の側面を規定し得る。

ブルジョア的『分權』にあつては全て三つの權力は社會から切り離されてゐる。ソ聯邦では、新スターリン憲法によれば、權力の各側面は、秘密投票下における普通平等直接選舉權に基づいて選ばれたソ聯最高ソヴェートに體化せられた眞の人民主權にその基礎を有する。このことはソヴェート國家機構の異常に複雑化せる諸任務から生ずる權力諸機能の分界を排除しない」。

「新スタータン憲法によれば、人民主權は舉げて一切聯邦最高立法機關に不可分的に集中せられる。『ソヴェート聯邦の立法權は排他的にソ聯邦最高ソヴェートによつて實現さる』(第三十二條)。これは——最高國家權力の唯一の機關であり、權力の『均衡化』の如きことを排除する最高至上の權力である。權力の他の如何なる面を取ることも、それはそれ自身孤立せる權力ではなく、最高權力——最高ソヴェートに從屬する權力である」。

ソヴェートの兩院制度は資本主義諸國のそれと異なる。『上』院もなく『下』院もない。『兩院——聯邦ソヴェートに民族ソヴェート——は平等の權利を有する』。故に資本主義國におけるやうに、一院が他院の法案を握りつぶしたり妨害したりするやうな事態は生じない。

「兩院間に意見一致せず、憲法の明示する諸協定方法の盡きた場合は、ソ聯邦最高ソヴェート幹部會は最高ソヴェートを解散し新たに選舉を命ずる」。かやうな解散は、下院のみが解散され上院がされぬやうな外國の事態と全然異なるものである。新憲法では兩院とも解散せしめられる。

「最高ソヴェート幹部會の役割はこの場合資本主義諸國の元首の役割と甚だ異なる。それ自身は、ソ聯邦最高ソヴェートの新幹部會が、新たに選舉された最高ソヴェートによつて構成される迄に限り、自己の全權を留保する。かくて、最高ソヴェート幹部會は、最高ソヴェートの憲法的構成から派生する技術的機能を遂行するにすぎない」。兩院制を行ふ資本主義諸國では法案は兩院で可決されたのち、元首の署名を必要とするが、元首はそれを却下して再審議に附さしめ得る。

「ソヴェート聯邦では、法案が兩院によつて可決されたならば、該法案は自動的に效力を發生する。最高ソヴェート幹部會は法律の履行者であり解釋者である」。

「人民委員會は何等かの個別的な自己満足的な權力ではなく、ソ聯邦最高ソヴェート幹部會を通じて最高立法權に下屬せる機關である、該幹部會は人民委員會の命令にして法律に違反せる場合はそれを取消し、個々の人民委員を免じ且つその者の代りを任命し得る」。

「新憲法第六十六條は明瞭に強調してゐる、『聯邦人民委員會は現行法律に基づき、且つその執行のために決定及び命令を發し且つ執行を檢査する』」。

又ソ聯邦では諸外國におけるやうに、執行權力や個々の大臣の發する命令が事實上は立法的法令となり、かくて立法權内の特權を侵害するやうな事態はあり得ない。

新憲法第七十三條に曰く「ソ聯邦人民委員は當該人民委員部の權限の範圍内において現行法並びにソ聯邦人民委員會の決定及び命令に基づき及びその執行のために指令規則を發し、且つその執行を檢査する」。最高裁判所は如何に言ふに、アメリカの大審院の如きは異なり、「最高ソヴェートの採擇した法律を停止せしむる權能を有しない」。それはたゞソ聯邦及び聯邦加盟共和國の一切の司法機關の裁判活動に對し監督を行ふのみである」(一〇四條)。

「最高ソヴェートは如何なる問題についても調査委員會を審査委員會を任命し得る」(五一條)。  
上述した所はすべて、新憲法のなかに人民主權の原則が非常に明瞭且つ徹底的に表現されてゐることを物語つてゐる。これは何に緣由するか言ふに、當のソヴェート制度の本質に、プロレタリアート獨裁の基礎たる甚だ廣汎なソヴェート民主主義の諸原則に由るものである。

## ソヴェート國家におけるボリシエヴィキ黨

(抄譯、括弧内は原文のまま)

ア・レオンチエフ

十月革命においてプロレタリアートはボリシエヴィキの指導の下に權力を握つた。「新たな型の國家が發生した、そしてこの國家における指導的地位は當然に新たな型の黨——ボリシエヴィキ黨——の占むるところになつた」。労働階級の獨裁は搾取しふ千年の傳統を破壊した。

社會主義革命は、ブルジョアジーに勝利したプロレタリア大衆の長期の行動である。プロレタリアートの勝利は同時に敗れたブルジョアジーに對する支配である。「未だ力の源泉を絶たれてゐない、打倒された搾取者の彈壓は、ソヴェート權力成立の當初からソヴェート民主主義——初めて意識的創造に加つた大衆のための眞のデモクラシー——の繁榮の最重要條件である。而して昨日の生活の主人の彈壓の最重要條件は、信義を以て搾取者に仕へる政黨の撤廢であつた」。

黨は階級の一部であり、最も積極的な、進歩的な部分である。黨は階級組織の最高の形態である。搾取階級はその

数によつて強力なのではない。獨乙でも、佛蘭西でも、アメリカでも、舊ロシアでも、搾取階級は少数であつた。搾取階級が少数ならば、民主、自由、平等の聖なる原則を破壊する必要があるか？ ミいふ説を、カウツキーその他が唱へた。レーニンも被等を羊の皮を被つた狼、言葉の上の社會主義者、行動の上のブルジョアジー奉仕者名づけた。搾取されるものも搾取するものとの間には平等は存在しないし又存在し得ない。それはブルジョア獨裁下においても、プロレタリア獨裁の下においても有り得ない。「差異は、しかし、ブルジョア國家が鼓腹せるものも飢餓にむせぶものとの『平等』の幻想によつて人民を瞞着せんを試み、ソヴェート權力が勤勞大衆の絶對の支持に依據しつゝ公然と搾取階級を彈壓してゐることにある」。

勞働階級は農民の基本的な大衆と同盟して偉大なる事業に就き、短期間に國の姿を變ぜしめたのであるが、一定の段階においては、破壊された經濟を回復し來るべき社會主義に向つて力を蓄積するため、資本主義の要素を許容せねばならなかつた。だが嚴密して勞働階級獨裁は保たれた。

新經濟政策の初期にはブルジョアジーの利害の政治的代表を組織せんとする試みが屢々なされた。經濟の領域でネップマンが許されるならば、政治の領域においてもネップマンを許さねばならなくなるであらうといふ豫言が、ソヴェート權力に向つて投げられた。しかしそれは主人を無視した考へであつた。わが國の絶對の主人はやはり勞働階級であつた、ブルジョア要素の經濟活動は非常に局限された條件においてのみ許容されたにすぎなかつた、又ソヴェート國家の倦まぬ撻まぬ統制の下にあつた。

『政黨の自由』への希望は消失した。これに代つて生じたのが、聯邦共產黨内部での分派形成、わが黨分裂への期待であつた。

このメンシヴィキ的注文に應じたのがトロツキー主義であつた。トロツキー主義が、聯邦共產黨内部の分派の自由のため、一般に反ソヴェート政黨の自由のために闘つたことは周知のまほりである。

トロツキー主義は一切の反革命勢力のため、搾取階級の最も積極的な分子のための、中心であつた。トロツキー主義を助けたのが右翼日和見主義であつた。右翼は富農の手先として、經濟の領域における資本主義への復歸、政治の領域におけるブルジョア國家形態への復歸の綱領を展開した。

しかしわが黨は彼等を粉碎した。彼等は合同した、反革命陰謀、二股主義、個人的テロ、ファッシスト秘密警察に仕へるスパイ、妨害活動をなすに至つた。

國民經濟の全分野において社會主義制度は完全に勝利を博した。

社會主義財産は勝利を得た。一切の人による人の搾取は永久に撤廢された。

搾取階級は清算され、彼等の生存の基礎は除去された。勤勞階級の地位と性質とは根本的に變化した。勞働階級は全く新しい、搾取から解放された、勞働階級になつた。農民も亦變化した。わが國の農民はその壓倒的部分において、社會主義經營の下で生活し勞働しつゝあるコルホーズ農民である。インテリゲンチヤも變つた、彼等は現在大部分勞働階級と農民との間から補充されてゐる。

「わが國の生活の不動の法になつたスターリン憲法は、變化した歴史的情勢において、徹底的な、社會主義的民主主義の旗を世界に高くかかげた。搾取者に対する政治的權利の制限は搾取者自體と共に消滅した。労働者ミ農民ミの間の一定の不平等は消失した、けだし兩階級間の友誼が今日程不可分なこゝは未だ嘗てなかつた」。

新憲法のアルジュアの批評家は再び労働階級獨裁に反対し、再び政黨の自由のスローガンを叫んでゐる。

右に對する駁論はソヴェート大會における同志スターリンによつて除す所なく與へられてゐる。

「黨ミは階級の一部であり、その先進的部分である。若干の黨、つまり政黨の自由は、利害の敵對的且つ不調和な對立的階級、例へば、資本家ミ労働者、地主ミ農民、富農ミ貧農等の存在する社會にのみ存在し得る。然るにソ聯邦には、資本家、地主、富農等のやうな階級はもはや存在しない。ソ聯邦には、その利害が敵對的でないばかりか、反對に、友誼的である只二つの階級、労働者ミ農民ミのみが存在する。結局、ソ聯邦には若干の黨の存在のための、つまりこれらの黨の自由のための地盤がない。ソ聯邦には一黨、共產黨のためのみの地盤がある。ソ聯邦にはたゞ一つの黨——労働者ミ農民ミの利害を大膽に且つ徹底的に擁護する共產黨——のみが存在し得る」。

## スターリン憲法とソヴェート機關

(抄譯、括弧内は原文のまま)

ソ聯邦人民委員會議議長兼ソヴェート統制委員會議長

エヌ・アンチポフ

「スターリン憲法——それはソヴェート聯邦の國民の創造力を更に高め、社會主義祖國を發展鞏固せしめるための強力な新武器である。

この創造力の動員、結合、完全な利用ミいふ點で國家機關は大きな役割を遂行すべき使命を持つてゐる」。

國家機關は第一次、第二次五ヶ年計畫の遂行のための闘争において成長し鞏固ミなつた。絶對多數の機關は新たな人々——労働者、コルホーズ農民、ソヴェート専門家、共產主義者——から成つてゐる。

國家機關は社會主義社會の建設のために益々良く活動してゐる。

「しかし、新たなスターリン憲法の政治的任務の水準にまで達するためには、わが國家機關は一聯の自己の缺陷、特に、呪はれた過去の遺産——たゞは屢々機關に表はれる官僚主義、繁文縟禮——ミを斷乎ミして棄てなければならぬ」。

同志スターリンは聯邦共產黨第十六回大會での報告中曰く、「官僚主義の危険は、先づ第一に、それがわが制度の



内部に存する巨大な資源の利用を妨げそれを隠蔽し、大衆の創造的イニシヤチヴを繁文縟禮によつて拘束しつづそれを有名無實ならしめんとする努力、黨の各々の新たな計畫を小さな且つ役に立たぬ物惜みに轉化するにある。官僚主義の危険は、第二に、それが執行の検査をうけず、指導的組織の基本的指示を、生ける生活から引離された空漠な紙片に變ぜしめんとするにある。

國家的及び經濟的機關における官僚主義の眞の闘争は社會主義の最後の勝利のための闘争からは不可分である。

「指導及び管理の繁文縟禮の官僚主義的方法を粉碎するためには、先づ第一に、國家的及び經濟的機關の指導者職員が直接工場、製作所と結びつくことが必要である。

スターリン憲法は一聯の新たな聯邦共和國的人民委員部を創設しつゝ又一聯の全聯邦的委員部を聯邦共和國的人民委員部に變へつゝ、工場製作所の生活への人民委員部のヨリ以上の接近を助成し、進んだ近代技術の最大限の利用と労働の生産性の向上のために最良の條件をうちたててゐる」。

國家權力の地方機關——都市、農村のソヴェート——は大衆の日常の要求にヨリ密接に結びついてゐる。これらの機關の活動及びその指導者については、選舉人は、先づ第一に、次の點によつて批判するであらう。即ち労働者の生活上、文化上の要求、つまり商業、住宅問題に對し彼等は何をなしたか、學校、病院、圖書館が如何に建設され如何なる状態にあるか、道路は如何に建設され維持されてゐるか、電話は布設されてゐるか、兒童の世話と未成年者の教育は如何に組織されてゐるかについての要求に對して、これらの機關や指導者が、如何なる配慮をなしてゐるかによつて。

「選舉人はスターリン憲法に基いて機關の活動を、更に機關の活動を通じて——その指導者の活動を評價し得るであらう。そして自己の都市、農村について、コルホーズについての配慮の眞の實例を示した人々のみを、自己の被選舉人代表議員として送るであらう」。

我國にはまだ、自己の義務や労働者の要求に對し官僚主義的態度をこら指導者が多い。これについてはソヴェート統制委員會の活動の實踐中の諸事實が非常に明瞭に物語つてゐる。

嘗て、政府は産院、託兒所、兒童遊園地の建設計畫及び嚴格な完成期間を定めたことがあつた。その遂行の検査に當つて明らかになつたことは、多くの組織では建設の進行が極めて不十分であつたといふこと、定められた、完成期間が實行されなかつたといふことである。

若干の大都市ソヴェート（ベルミ、オルジ、ニキーゼ、ボルタヴァその他）の指導者は選舉人から遊離し、労働者の日常的初歩的要求の満足について然るべき配慮をなさず不法にも賄賂さへ取つた。

マケーエフ市ソヴェート議長同志アナンチンニコウクライナ共産黨市委員會書記同志イサーエフは本年九月九日學校の建設及び授業開始準備の整つたことを告げた。ソヴェート統制委員會が六つの學校を検査した結果、準備が十分でないこと、電氣と水道がなく、暖房装置と下水が出来てゐないことがわかつた。聯邦人民委員會の禁止にも拘らず、授業は建設未完成の學校で始められた。

この詐偽的報告の事實はこれらの學校の兒童の両親等と共に共同でマケーエフ市ソヴェート臨時總會で批判された、そして不法な行動が鋭く批判された。

モスクワ市のある住宅貸借協同組合の議長同志シニヤキン氏はモスクワ市ロストキン區ソヴェート議長同志グレーホフに組合の名で願書を呈出した。勤勞者の願書を検討する代りに、グレーホフはそれを握りつぶした。彼はシニヤキン氏の面會を拒絶し、且つ、典當の餘り、彼の逮捕を命じた。

數日を経て區ソヴェート總會はこの事實をソヴェート民主主義の驚くべき破壊であるを認め、彼の議長の地位を免じ區ソヴェート幹部會員の資格を剝奪した。

これらの事實は我國の諸機關の多くの指導者にまつて最良の教訓であらう。

「國家機關の活動の改善及び官僚主義・繁文縟禮の闘争のために決定的意義を持つものは正しく組織された執行検査である。同志スターリンは第十七回黨大會で曰つた、『良く組織された執行検査——それは何時でも機關の活動状態を照明し官僚主義者・繁文縟禮家を明るみにひき出すことを助ける探照燈である。われ々の缺陷の十分の九が正しく組織された執行検査の缺如によるものであることを、自信を以て語り得る』。

「新スターリン憲法は一連の條項において執行検査を以て國家管理の最重要任務であるをなしてゐる」。

「探照燈としての検査が、機關の状態を照明するためには、検査が體系的(組織的)であつて、枝葉末節的でないこと、そして『黨ソヴェート及び經濟組織の全環における執行検査の首班には第二級の人物でなく、充分に權威ある人

物——組織の指導者その人——が立つことを必要とする』。

幾多の中央並びに地方の國家機關、經濟機關の活動に大きな缺陷があるのは、黨・政府の指令や自己自身の命令の執行を組織の指導者が自から體系的に検査することの餘りに少いことに由来する。その實例は水運人民委員部、ソフホーゾ人民委員部の活動、特に、個々の職員が人民委員部の命令を履行せずに握りつぶしてゐた林業人民委員部の舊指導部の活動である。この人民委員部に林業の成功的發展の決定的條件たる機械化が行はれなかつたのは不思議ではない。

「スターリン憲法はソ聯人民委員部に、その活動を次の如く組織することを要求してゐる、即ち、國家的規律の鞏化、機關の弛緩の闘争、黨・政府の決議の遂行に對する責任の向上の手段としての、執行検査に相當の時間を捧げることを」。

「このことは統制諸機關にも、その活動水準を高めることを義務づける。一聯の最も重要な黨・政府の決議にわたつて統制は未だ充分に實現されてゐない、體系的統制は屢々尻切れまんほの枝葉末節的検査に代へられてゐる、ソヴェート統制委員會はこの地方諸機關は、次の如き水準の體系的統制を獲得せねばならぬ、即ち黨・政府が何時でも、聯邦共產黨中央委員會、ソ聯人民委員會の指令が、人民委員部により、中央諸機關により、地方ソヴェート・經濟機關により、如何に履行せられてゐるかを知り得る如き統制を獲得せねばならぬ」。

「新スターリン憲法——それは世界における最も民主主義的な憲法である。わが國には眞のデモクラシー實現のため一切の條件がうちたてられてゐる。大衆の積極性と自立性に依據しつつ、我々は更に廣汎に勤勞者國家の管理に

國家機關の活動の検査にひきつけねばならぬ、しかし、重要なことは、労働組合、コムソモール、諸支部、代議員團を通じて批判及び自己批判の波を高めるにある。事態の成功の必須條件は社會的統制ミ下からの批判ミであらう。同志スターリンは共産青年同盟第八回大會で曰く

『上からの批判について、勞農監督局の側からの批判について、わが黨の中央委員會の側からの批判等々について喋々されてゐる。勿論これらはすべて良いことである。しかしこれだけではまだ非常に不充分である。のみならず、現在重要なことは全くミに存するのではない。現在重要なことは、一般的に官僚主義、特殊的にわが活動にひそむ弊害に對し廣く批判の波を高めるにある。ただ二重の壓迫——上からと下からとの——を組織してのみ、たゞ重心を下からの批判に置きかへてのみ、成功せる闘争と官僚主義の根絶とをなし得るであらう。』

來るべき活潑な選舉戦、國家機關の活動に對し及びその活動への統制に對し勤勞者を廣くひきつけること、又正しく組織された執行の検査——すべてこれらはわが國の國家機關の活動を改善し、國家機關をスターリン憲法の提起せる諸任務の水準にまで高めることを可能ならしめるであらう。

## 個人財産と相續權

(抄譯、括弧内は原文のまま)

### エヌ・オヴシャンニコフ

ソ聯邦の人民は、社會財産(國有財産及びコルホーズ・協同組合の財産)ミ並んで個人財産を所有してゐる。スターリン憲法第十條は次のやうにいつてゐる。

『労働收入及び貯蓄、住宅及び自家用副業經營、世帯用品、個人の日常用品及び娯樂品に對する人民の個人財産權並に個人財産相續權は法律によつて保護される。』

「個人財産の概念は、労働によつて取得され、消費を目的とする財産ミして、新憲法の中に特に明確に定義されてゐる。この概念は土地及び生産手段の私有を排除する。」

ブルジョア法律は個人財産ミいふカテゴリーを知らない。個人財産は完全に私有財産の概念によつて蔽はれてゐる。ネツプの初期、一九二二年に編纂されたロシア共和國及び其他のソヴェート共和國の民法はある制限をもつて生産手段の私有を認めてゐる。一九三六年憲法は私有財産をまったく排除するミ共に個人財産を法律をもつて保護すること

とした。

ソヴェート労働者及び勤務員は自己の労働に對して賃銀を受取り、これを自己の裁量に従つて支出することが出来る。コルホーズ員は労働日に應じて現物配當の支拂を受け、その一部分をコルホーズ市場で現金に換へ、その収入を自己の需要に差向ける。

「新憲法はこの權利を固定させ、擁護する。勤勞者の労働収入はこれを没收することが出来ない。若し勤勞者の手元に餘剰が出来たら、彼はこれを自分自身及び自分の家族のために貯蓄することが出来る。この貯蓄は不可侵である。彼の世帯用品、家具、手廻り品、書籍、藝術用品は奪ふべからざる彼の個人財産である。彼は自家用副業經營を営むことが出来るし、住宅家を建設することが出来る。しかも、その權利は、一九二二年民法が制定してゐるやうに、たゞ建築するだけの權利、即ち三十年乃至五十年の期限を限つてその住宅を所有するだけの權利ではなくて、無期限の個人財産である。しかし、ソ聯邦人民は、たゞ個人労働によつて取得したのもので、生産要具及び生産手段を獲得し、それを手段として他人の労働を搾取するために自己の財産を使用する權利をもたない。新憲法は資本主義的私有財産の最後の殘滓が廢止された状態を固定させると共に、労働による個人財産を全面的に擁護する。」

「個人財産は社會主義財産と矛盾しない、かへつて全く社會主義財産から生ずるものである。何故ならば、個人財産は労働者若しくはコルホーズ員が社會主義生産に参加した結果であり、その労働の産物だからである。」

「個人財産の保護は相続によるその譲渡を前提とする。勤勞者は、彼の財産と貯蓄が彼の家族と親近者に繼承され

ることを確信すべきである。それ故に新憲法第十條は、個人財産權の法律による保護を規定するのみならず、これを擴張して法律の保護をこの財産の相続權に及ぼしてゐる。」

資本主義と資本主義財産の廢止を任務としたプロレタリア革命は最初から私有財産の相続を認容し得なかつた。ソヴェート相続權の歴史を一瞥するに面白い。一九一八年四月二七日附ロシア共和國人民委員會令によつて法律による遺言によるも相続は一切廢止された。一九一九年三月一日には同様の法令がウクライナで制定された。死者の財産は國有財産に移讓され、たゞ最も近い親族が労働不能なる場合、その生活保障だけが許可された。當時この立法手段は大いに意義があつた。それは資本主義的私有財産の相続を禁止することによつて收奪者の收奪を助成したのである。其後、相続權は少し宛擴大され、一九二六年三月一日にはソ聯邦中央執行委員會及び人民委員會令によつて相続金額の制限が撤廢されたが、それは、資本主義財産の沒收が既に完了し、巨額の財産相続を危惧する根據がなくなつたからである。

スターリン憲法は、個人財産相続權の保護を特に規定することによつて問題を新たにする。社會主義社會では資本主義財産及びその相続は法律の保護を享けることが出来ない。蓋し、一般に資本主義財産なるものが許容されないからである。しかし、勤勞者の個人財産及びその相続は法律の全力によつて保護される。現在では相続人の制限をゆるめ、被相続人の遺言權を擴張することが出来る。しかし、親等の最も近き者が労働不能なる場合、遺言によつてこれより相続權を剝奪することは許可すべきでない。

## 加盟共和國の主權

(抄譯、括弧内は原文のまま)

イ・トライニン

「ソヴェート聯邦は、現存するあらゆる形態のブルジョアの聯邦國家とは根本的に相違する聯邦國家の新しい型である。」

ブルジョアの聯邦國家は民族結合の原則によらず、地理的領土結合の原則によつて構成され、又ソ聯邦とは異つて自發的結合によらず、武力的併合の結果、強制によつて構成される。アメリカ合衆國の大審院は、合衆國憲法の解釋において個々の州の主權を認め、スイス聯邦憲法は形式的に州の主權を認める(同國憲法第三條)。しかし、合衆國では一八六〇年代の南北戦争當時、南部諸州の分離要求は一七七八年憲法に違反するとして拒絶され、結局闘争は武力によつて解決され、北軍は敗退して分離は實現されなかつた。スイスでも一八四三年に「ゾンデルブンド」を稱する七州同盟が中央政府に反抗して分離を要求したが、これも武力によつて鎮壓されてしまつた。スイスには、ドイツ人、フランス人、イタリヤ人等の諸民族があるのだが、聯邦は民族を基礎とせず、行政的區分を基礎として構成され、聯邦を

構成するものは民族國家的單位ではなくて個々の州(カントン)である。かやうにブルジョアの聯邦國家の構成單位は、民族的色彩に乏しく、その主權は有名無實である。

「ソ聯邦は、過去の被抑壓民族の主權、その獨立民族國家形成に對する權利を確認したる聯邦國家である。既に『權利の宣言』(一九一七年十一月二日)は『ロシア諸民族の平等主權』を宣言した。第五回全露ソヴェート大會によつて採擇されたロシア共和國憲法(一九一八年七月一〇日)は『ロシア・ソヴェート共和國が自由なる民族の自由なる結合に基いて成立する』旨を確言した。これはレーニン・スターリンの民族政策の結果である。レーニンは一九一三年に黒百人組的(反動的)大ロシア的民族主義が民族共存事業を汚したことを指摘し、『屢々自由な分離の後により、大きな結合が得られる』(レーニン論文集、第三卷、四七二頁)と語つた。この『結合のための分離』といふレーニンの辯證法は、後日十月社會主義革命の準備とその勝利において、廣汎な民族大衆をプロレタリア革命の味方とみなし、ロシア共和國と獨立の諸ソヴェート共和國との間に軍事的政治的經濟的結合を創り出す上において、大いに意義があつたのである。それは内外戦線におけるプロレタリア國家の勝利を保障した。」

聯邦國家たるソヴェート聯邦の創立までには五年の歳月を要した。一九二四年聯邦憲法は加盟共和國の主權を確認し聯合の自發性は更に加盟共和國の自由脱退權によつて強調された。

新しいスターリン憲法は第十五條において加盟共和國の主權を確認し、第十七條においてその聯邦からの自由脱退權を確認してゐる。新憲法の全人民的審議において、加盟共和國が脱退を欲することはあり得ないからその條文を削

除すべしと提案する者があつたが、第八回ソヴェート大會の席上でスタリーリンはこれに反駁を加へた。舊憲法制定以來今日まで自由脱退権が行使されなかつたのみならず、聯邦の結合がいよいよ鞏固になつたのは、各加盟共和國の國民が聯合の有利なることを実感してゐるからにはかならない。こゝにソヴェート國家の偉大なる意義がある。

## デモクラシーと裁判所

(抄譯、括弧内は原文のまま)

ソ聯邦検事      ア・ヴィシンスキイ

「いつれの國家においても裁判所は其機構と業務とにおいて當該國家組織の特性を最も明瞭且つ徹底的に反映する機關である。」

ブルジョア諸國における所謂司法民主主義は實際では極めて貧弱なものである。これはドイツ、イタリー、ポーランドの如きファシスト乃至半ファシスト國家のみならず、英米佛の如き民主主義國家の司法事情を見ても明かである。これらの國では裁判所は反動の下僕の役割をなすにすぎない。(原文では一々實例を擧げてゐる。——譯註)

ソヴェート裁判所は社會主義革命によつて生み出され、舊裁判制度を悉く廢止した。革命は裁判所を選擧によつて構成され、且つ交代せられるものになし、勞農權力の一機關たらしめ、これに社會主義の敵を無慈悲に彈壓し、大衆の規律を養成すべき任務を課した。刑罰を唯一の目的とするブルジョア裁判所とは異り、ソヴェート裁判所は犯罪人の規律及び勞働生活能力を養成することを目的とする。刑罰を行ふ場合にも、勤勞者の敵にたいし打撃を與へるばかりで

なく、「人間の意識の改造と新たな創造的生活への更生を助けること」にも眼目が置かれる。「スターリン憲法は人民裁判所を普遍、平等、直接、秘密選挙に基いて構成せしめるが、これはデモクラシーの未曾有の擴張である。

ブルジョア憲法も判事の獨立を云々するが、司法大臣によつて任命されるのだから、眞の獨立ではあり得ない。勤勞者の意志を具現するソヴェート國家はその社會關係の全構造によつて眞の意味で判事の獨立を保障する。」

裁判執行に當つて民族語の使用を許可する新憲法第一一〇條は、ソヴェート・デモクラシー・レーニン・スターリン的民族政策を最もよく反映するものである。

新憲法はソヴェート裁判所に一層高度の任務を課する。その最も重要な任務は憲法そのもの擁護である。

新憲法第八條は土地の永久使用權をコルホーズに賦與するが、これによつて一部の官僚主義者や階級敵の手先がコルホーズの土地を他の目的に流用する虞がある。検事局及び裁判所はかやうな憲法違反決定的に闘争せねばならぬ。

新憲法は第一三一條において社會主義財産の保護を、第一三三條において賣國行爲に對する警戒を規定してゐるがこれは検事局及び裁判所に重大なる責任を課するものである。

新憲法は第十章において勞働權、休息權、教育權等の人民の基本的權利義務を規定してゐるが、これは社會主義の根本的支柱である。裁判所はこれが保護監督に任じなければならぬ。

## ロシア共和國の憲法

(抄譯)

イズヴェスチヤ紙

(譯註) ソ聯邦には聯邦憲法以外に加盟共和國も各自の憲法を有してゐたが、一九三六年十二月五日聯邦新憲法が採用されたので、各加盟共和國も新憲法を作成することになった。本文はロシア共和国新憲法の概要を述べたものであるが他の加盟共和國憲法も大體之れと大同小異と見て差支ない。

全露中央執行委員會議幹部會は十二月二十三日憲法起草委員會議長カリーニン氏の報告せるロシア共和国憲法案を採用し、且つ之れが審議決定のため近く開かれる第十七回全露臨時ソヴェート大會に提出することを決定した。

右の新憲法案はソ聯邦新憲法の精神と内容に基いて作成されたもので、他の加盟共和國と協同して社會主義制度を實現せるロシア共和国の旗幟である。

ロシア共和国新憲法案の要旨は大體以下の如くである。ロシア共和国は均等の權利を享有する他のソヴェート共和國と共に聯邦國家たるソ聯邦に自發的に團結せることを宣言してゐる。この團結は、國防に於けると同様政治及び經濟に於ても相互援助を實現せんことを目的とせるものである。ロシア共和国はこの目的達成のため、ソ聯邦憲法第十四條に規定せる諸權利をソ聯邦に移讓してゐる。斯くの如く聯邦國家的意義を有する重要問題(戰爭並に平和の諸問

題、國際關係に於ける代表、新共和國の加入承認、外國貿易、國家安全の防衛等々の決定權はソ聯邦に移讓してゐるが同時にロシア共和國はその宗主權を完全に保留して國家的主權を獨立的に實現してゐる。

尙ほ新憲法案に於ては自治共和國、地方及び州の要求に對し周到なる考慮を拂つてゐる。例へば豫算問題を規定せる憲法案第九章の如きはこの點に於て原則的意義を有するものである。即ち第百八條に於ては如何なる收入が地方豫算に繰入れられるかを規定してゐる、殊に重要なものは第百九條にして、法律に依るに非ざれば自治共和國又は地方豫算から一收入たりとも除外することが出來ず又一支出たりとも之れに移讓することが出來ない旨を規定してゐる。この二條は地方豫算に安定性を與へるに共にその歳入歳出を正確に遂行すべき責任を地方ソヴェートに課するものである。

ロシア共和國は廣大にして多數の民族を擁してゐる。その面積は千九百六十萬平方軒でソ聯邦領域の大部分を占めてゐる。此所に居住してゐる民族は數十に達してゐるが、その内ロシア人はロシア共和國人口の七三・四%を占めてゐる。斯くの如く人数に於て大多數を占めてゐるため他民族に何等かの不便を感じしめてゐるか云ふに、如何なる方面に於ても之れを認めない。

例へばロシア共和國の學生千六百萬人中如何なる民族も普通義務教育の恩典に浴してゐる。又同共和國の労働者及び勤務員千四百萬人中には如何なる民族も包含されてゐる。國家的及び文化的生活に於ても各民族は自國語の使用を憲法で保障されてゐる。

### 第三部

## ソ聯邦の新憲法

(抄譯、括弧内は原文のまま)

トロツキスト機關誌 『反對派時報』社説

### ソヴェートの廢止

新憲法によれば選舉は普通・平等・直接・秘密選舉となる。農民に對する労働者の選舉上の特權は廢止され、今後は工場ではなくて、國民の一人々々が投票することになるのである。(譯註)『階級がない』以上、社會のすべての成員は平等である。裁判による場合を除いて選舉權を剝奪することは出來ない。

(譯註)舊憲法の下では、選舉は工場、農場等の生産點における労働者農民の大會的會合において公開投票をもつて行はれてゐた。

「これらすべての原則は、まったくブルジョア・デモクラシーの綱領から借り來つたものである。ソヴェート制度はまさにこのブルジョア・デモクラシーに代つて現はれたものではなかつたか? 黨は常にソヴェート制度を民主主義の



より高い形態を考へてゐた。ソヴェート制度の解消はプロレタリア獨裁の解消と共に行はれなければならぬ。ソヴェート制度はこの獨裁の表現形式だったのである。それ故に、新憲法の問題は他の、より根本的な問題に歸着する。即ちソ聯當局のすべての演説や論文が要求してゐるやうに獨裁は將來も存続し、更に「鞏固化」するたらうか、それとも反對に緩和され、弱化し、「死滅」し始めるたらうか、さういふ問題がそれである。」

憲法改正を説明するためにソ聯當局は一九一九年にレーニンによつて起草された共産黨綱領の次の文言を引用してゐる。

『政治的權利の剝奪及びあらゆる自由の制限は、その特權を固守し、又は回復せんとする搾取者の企圖との闘争のたゞ一時的な手段としてのみ必要である。人による人の搾取の客觀的な可能性が消滅するに従つて、これらの一時的手段の必要も消滅するであらう。そして黨はこれらの手段の緩和乃至は完全な廢止に向つて進むであらう。』

この綱領の文言は、なるほど、搾取の可能性が消滅した社會において『政治的權利の剝奪』が否定されることを正當づけてはゐるが、それと並んで『あらゆる自由の制限』を撤廢することも要求してゐるのである。社會主義社會に入つたさういふことは、農民が労働者と平等になり、人口の僅か三―五%を占めるブルジョア出身の人民の政治的權利を復活したことで特徴づけられるのではなくて、百パーセント全人民のために眞の自由が設定されることによつて特徴づけられるのである。マルクスによつても、レーニンによつても、階級の廢止と共に獨裁が消滅するばかりでなく國家そのものが消滅すべき筈である。ところが、『自由の制限』の撤廢については何もいはれてゐない。モロトフが佛國新聞記者に語つたところによれば、『ソヴェート權力はテロリスト及び社會財産の破壊者に對して強力でなければならぬ』といはれてゐる。

だが、これらのテロリストや盜賊は、しかも無階級社會における獨裁の保存を正當づけるほどの脅威的な數において、一體何處から現はれるのか？ 内亂のはまほりがまだ冷めないうちは社會革命黨や白系によつてテロルが行はれたが、今ではなくなつた。富農のテロルは今でも時折あるが、これはいつも地方的なものである。モロトフが云つてゐるのはこれらのテロルのことではない。

「新しいテロルは舊支配階級にも、富農にも依存してゐない。近年のテロリストはもつぱらソヴェート青年の間から、共産青年同盟の陳營の中からのみ出てゐる。個人的テロルは自らの任務を解決するにはまったく無力なのであるが、しかし、極めて重要な徴候的意義をもつてゐる。それは官僚に廣汎な人民大衆、特に青年層との對立の鋭さを特徴づけるのである。テロリズムはボナパルチズム（ナポレオンの専制政治）の悲劇的附加物である。一人々々の官僚はテロルを恐れる。だが、全體としての官僚層は自己の政治獨占を正當づけるためにこれを有効に利用する。」

新憲法によつてつくられる國家の社會的性質がはつきりしないのは一番よくない。階級對立から解放された全人民が獨裁のになひ手になることを、それはまさに社會主義社會における獨裁の解消、従つて國家の解消を意味する筈である。マルクス主義の論理には一分の隙もない。そして、國家の解消は官僚の清掃から始まらなければならぬ。ところが、階級は撤廢され、ソヴェートは廢止され、……しかも官僚は残つてゐる。

#### 官僚主義に對する報

何故、選挙を秘密投票にしなければならないのか？ 社会主義國家の人民は一體誰を恐れてゐるのか？ 若し子供が暗闇を怖がるにすれば、この恐怖は純生物學的の根據をもつてゐる。大人が自分の意見を公然と述べることを敢てしない時は、彼等の恐怖は政治的性質を帯びてゐる。しかして、マルクス主義者にまつて政治は常に階級闘争の機能である。資本主義社會における秘密投票は採取者から被採取者を保護するもので、ブルジョアが結局それを承認したのは——勿論、大衆の壓力の下においてではあるが——自己の國家を少しでも頽廢から免かれしめよう欲したからに外ならなかつた。だが、ソ聯邦では勤勞者に對する採取者の壓迫は有り得ない筈である。では秘密投票の助けを藉りて誰からソヴェート人民を保護する必要があるのか？

舊ソヴェート憲法の下における公開投票は、選挙權の制限と同様にブルジョア及び小ブルジョアに對する革命階級の武器として實施された。しかるに、革命後二十年にならうといふ今日、階級敵ではなくて勤勞氏自身が秘密投票を必要とするほどに畏怖してゐる。

一體誰が人民を脅かしてゐるのか？ 答は明瞭だ。官僚である。官僚は秘密投票の助けを藉りて自分自身から勤勞者を保護しようとしてゐるのである。……嘗てのヨーロッパ・ブルジョアジーと同様に、今やソヴェート官僚は少しでも國家機構を清掃し、その頽廢を防止するために秘密投票の施行を余儀なくされてゐる。米國新聞記者の會談においてスターリンは率直に云つてゐる。

『我國には不良な官僚が少くない。……秘密投票は不良な權力機關に對する人民の鞭となるであらう。』

「官僚が自分自身に對する鞭の必要を感じるに至つたのは、權力機關の活動が不良であるからばかりでなく、主としてこれらの機關が無統制な官僚のあらゆる惡徳によつてまつたく腐蝕されてゐるからである。……」  
「一步毎に暴露される機構の腐敗は支配層の權力、收入、特權の源泉たる國家の存立そのものを脅かすに至つた。……自分のした事に驚愕したクレムリンのお歴々は統治機構を清掃し整備するために人民大衆に援助を求めてゐるのである。」

#### 政治のないデモクラシー

「官僚は人民に救ひの鞭を求めはするが、しかし、政治に干與しないやうに、いふ最後の條件を附してゐる。この神聖な機能は依然として『首領』のモノポリーである。」  
米國新聞記者の會談においてスターリンは、政黨の自由について次のやうに云つてゐる。

『若し間もなく階級がなくなるとすれば、間もなく階級間の差別が拂拭され、社会主義社會の諸層の間に若干の根本的でない差異が残るだけだとすれば、相互に闘争する幾つかの政黨を培ふ地盤は有り得ない。數箇の階級がないところに、數箇の政黨は有り得ない。蓋し、政黨は階級の一部分だからである。』

「スターリンの云ふところによれば、階級は嚴密に區別され、各階級にはいつでもたゞ一つの宛の政黨しかないやうに聞える。政黨の階級の本質に關するマルクス主義理論はこゝでは滑稽な官僚的戲論に化してゐる。行政的手段の便宜のために政治の動きはまつたく歴史的過程から抽象されてしまつてゐる。實際において一つの階級に對してただ一つの政黨しかないといふ例は、政治史の全過程を通じて唯の一つも見出されない！ 階級は單一な性質をもつものではない。それは内部的對立によつて分裂され、共通の任務を解決するのさへいらく／＼な傾向や派閥や政黨の内部的

闘争を通じて行はれるのである。一定の制限付で『政黨が階級の一部である』ことを認めてもよい。だが、一つの階級には多くの『部分』があつて、一部分は前方を望み、他の部分は彼方を顧みるのだから、一つの階級が數箇の政黨に分裂することも有り得る。同じ理由で一つの政黨が數箇の階級に依存することも有り得る。』

スターリンは、ソ聯邦には一般に階級がないといふ確認から出發してゐるのだから、彼の理論を突き詰めてゆくにソ聯邦には様々な政黨が有り得ないばかりでなく、唯一つの政黨も有り得ない筈である。「一般に階級のないところには政治はない。」ところが、スターリンはこの法則から勝手な例外を作つてゐる。スターリンの政黨論のインチキは労働者階級の歴史を見れば最もよく暴露される。労働者階級は資本主義社會の階級の中でも最も純一な階級なのだ、それでも労働貴族及びそれと結びついた労働官僚の如き階級の存在は改良主義政黨を培養する。「他方において、ソヴェート社會の構成が資本主義諸國のプロレタリアートの構成よりも遙かに多様、複雑であることは疑ひを容れない。まさにそれによつてソヴェート社會の構成は數箇の政黨を培養するに十分な地盤を提供してゐるのである。」

實際においてスターリンが關心をもつのはマルクス社會學ではなくて、官僚の政黨獨占である。……あらゆる労働官僚は、國家權力を掌握しないものでも、労働者階級の内部には反對黨を培養する地盤がないと考へたからものである。西歐諸國の労働官僚は、労働者階級の『統一』の内部に黨争の余地はないといふ理由で革命家を労働組合から放逐してゐる。かやうなやり方は統一の觀念論によるのではなく、特權階級の利己主義によるのである。

「ソヴェート官僚は、ブルジョア諸國の労働官僚よりも遙かに強力、富裕であり、遙かに自信に満ちてゐる。ソヴェート聯邦の高級熟練労働者は歐米の最高級労働者も知らない特權を享有してゐる。この二つの層——労働貴族とそれに依存する官僚——がこの國を支配してゐるのだ。現在のソ聯邦の政府黨は特權階級の政治的機械に外ならない。……「若し社會主義王國が既に出現し、様々な政黨を培養する地盤が解消したといふこゝが正しいならば、政黨の自由を禁止する必要もないであらう。たゞ黨綱領に従つて『あらゆる自由の制限』を撤廢すればそれでいゝ筈である。だが官僚はかやうな憲法を口にするこゝすら許されない。全構造の内面的欺瞞性は一目瞭然だ！」

スターリンは代議員候補者を立てるのは共產黨だけではなく、あらゆる黨外社會團體も候補者を立てられると云ひ「(ソヴェート社會の)各層はそれぞれ獨自の利害を有すが、それを多くの社會團體を通じて反映させるこゝが出来」から、まさにそれ故に新しいソヴェート憲法は『世界で最も民主主義な憲法』になることを主張してゐる。

「これも詭辯である。ソヴェート社會の最も重要な層は官僚の上層、中層、下層、労働貴族、コルホーズ貴族、労働者中層、コルホーズ員中層、個人農、労働者及びコルホーズ員下層、ルンペン・プロレタリアート、浮浪少年(ベスプリゾールヌイ)、賣春婦、其他である。ソヴェート社會團體——労働組合、協同組合、文化團體、スポーツ團體など——はけつしてこれら諸層の利害を代表するものでない。何故ならば、これらの團體はすべて同じやうなそれ自身の階級的構成をもつてゐるからである。團體が非特權層に依存する場合でさへさうである。例へば、労働組合や協同組合においてもそこで能動的役割を演ずるのはたゞ特權的上層の代表者だけで、しかも最後の決定權は黨に、即ち支配層の政治團體に残される。従つて、非政治的團體が選舉闘争に参加しても、クレムリンによつて示された限界内にお

ける諸官僚間の競争以外の何ものも驚らさない。支配的上層は、結局不可避免的に自分自身に向けられる嵐のある政治闘争を一切禁止するに同時に、かやうな方法によつて彼等に隠された秘密を知り、自己の支配機構を更生せしめることを期待してゐるのである。」

## 新憲法の歴史的意義

ソヴェート官僚はスターリンの言を通じて歴史的傾向に對する無理解を暴露してゐる。

スターリンはソヴェート社會の諸層の間には「若干の、根本的でない差異」があるだけだ云つたが、個人農を除いて残りのすべての層が國有化された、若しくはコルホーズ化された生産手段に依據してゐる事實を指してゐることは明らかである。しかし、農業におけるコルホーズ財産、即ち共有財産と工業における國有財産との間にはなほ「根本的な」差異が残る。この差異は將來まだく物と言ふのである。だが、この問題には觸れずに置かう。

「現在、この差異は比較にならぬほどより、尖锐な意義をもつてゐるのは、生産手段に對する關係によつてではなく消費材に對する關係によつて決定される諸層間の差異である。いふまでもなく分配の領域は生産の領域に對してただ「上部構造」をなすにすぎない。さはいへ、人民の日常生活にまつて決定的意義をもつものは外ならぬ分配の領域である。生産手段の所有關係から見れば、元帥と掃除女、トラスト長と筋肉労働者、人民委員の伴と浮浪少年との差異は「根本的でない」。だが、彼等のうちの一方は貴族のやうな邸宅に住み、あちこちに數箇の別荘をもち、高級自動車を取り廻し、自分の靴を自分で磨くことがない。これに對して他方の者はしばしば仕切のない木造バラックに住み

半ば飢餓に瀕し、いつも裸足で歩いてゐるから靴を磨くことがない。高位大官にまつてこの差異はたゞ「若干の」、注意するに當らないものでしかないだらうが、筋肉労働者がこれを「根本的な」差異と見るのは無理からぬことである。」

「テロリストと並んでソ聯邦において獨裁の對象となるものは、モロトフの言によれば、盜賊である。盜賊を職業とする者が澤山ゐるさういふことはそれ自身社會に——瀕する窮乏の徴候である。……「市民の正常的需要が不和や拮争なしに充足される真に一律平等な社會ではボナパルト的絶對主義のみならず、一般に官僚主義なるものは考へられない。官僚は技術的カテゴリーではなくて、社會的カテゴリーである。あらゆる官僚は社會の分裂性、利害の對立、内部闘争から生れ、その上に維持される。官僚は特權階級若しくは層の利益のために社會的對立を調整し、そのために勤勞者から莫大な貢税を取り上げる。所有關係における偉大な轉換にも拘らず、ソヴェート官僚もまたこれと同じ機能を厚顔に且つ可成り成功的に遂行してゐるのだ。」

ソヴェート官僚は富農、ネツプマン對労働者、貧農の對立を利用してネツプ時代に擡頭した。強化した富農が官僚を脅かしかけた時に、官僚は自衛のために直接下層に依存しなければならなかつた。富農に對する闘争の時期（一九二九—一九三二年）には官僚は最も脆弱であつた。そこで官僚は熱心に労働貴族とコルホーズ貴族の形成に取りかゝつた。労働賃銀の恐ろしい差異、賞與、勳章、等々——これらの方策は三分の一は經濟的必要から、三分の二は官僚の政治的利益のために採られた。この新らしい、一層深められた社會的對立の上に支配的カストはボナパルチズムの高

さにまで上つたのである。彼等を眞に支持する者はたゞこれらの特權的な層のみである。しかし、この支配機構を維持して行くためにはスターリンは屢々官僚に對して「人民」の助けを求めなければならぬ。上からの權力濫用に對して下からの鞭さへ必要になる。前述の通り、これが憲法改正の動機の一つである。他のこれに劣らず重要な動機は次の點にある。「新憲法は労働者を一般人民大衆の中に解消する。……これによつてソヴェートを廢止する。……（勿論、官僚が）最も恐れるのは新鮮な要求的な青年同盟員がますますふえてゆく都市ソヴェートである。都市では贅澤と窮乏のコントラストが餘りにもハッキリ現はれてゐる。ソヴェート貴族の最初の配慮は労働者及び赤軍兵士ソヴェートから脱れることであつた。」「コルホーズ化にも拘らず都市と農村の物質的文化的對立は少しも解消してゐない。農民はまだ後れて居り、分散してゐる。……増大する社會的不平等に對する労働者の反抗を遅れた農村大衆の壓力によつて鎮壓する——これが新憲法の最大の任務である。」

「ボナバルチズムは、歴史が證明してゐるやうに、普通・秘密・選舉權の下でも立派に維持して行けるものである。ボナバルチズムの民主主義的な儀式は人民投票である。時折市民に對して首領に賛成か反對かといふ質問が提出される。同時に首領は、投票者が目の前にビストルを突きつけられてでもゐるやうに感じさせる色々な手段を講ずる。ナポレオン三世以來この技術は異常な發達を遂げた。最近のゲツペルスの演出はそれを證明してゐる。新憲法は、かくして、古くなつたソヴェート制度を法制的に廢止し、これを人民投票的基礎におけるボナバルチズムに置き換へるものぢなければならぬ。」

## ソ聯邦は何故憲法を改正したか

「ボスレード・ニイ・ノーヴォスチ」紙

國際關係の著しく尖鋭化せる一九三五—三六年にスターリンによつて行はれた憲法改正は、疑ひもなくソ聯邦にミつて重大な政治的事件である。従つて、共產黨の支配權と全ソヴェート國家生活の最高指導權とをしっかりと握つてゐるスターリンをして敢て憲法改正に赴かした所以は何かといふ問題は、極めて興味が多いのである。この問題を解くために先づ一九三五年における黨ミソヴェート機構の實際關係を檢討しよう。

ジノヴィエフは一九一九年の第八回共產黨大會においてこの關係を次のやうに規定した。

「内外政策の根本問題は共產黨中央委員會によつて決定されなければならぬ。しかる後に黨はソヴェート諸機關を通して自己の決定を實行に移すのである。黨は勿論、巧妙に、節度を保つて、人民委員會や他の官廳に對して押付けがましくなくやうにこれを實行する。……中央委員會は、人民委員會の背後で誰かが先に問題を決定してゐるやうな感じを人民委員會に與へないやうに行動すべきで、後見人のやうに振舞つてはならぬ。……中央委員會はこの任務を巧みに遂行した。表面には人民委員會が出て、しかも決定は中央委員會がやつてゐた。」

レーニンは、黨中央委員會を國家統治の元首の地位に置くと同時に、人民委員會議長の椅子を自分が保持し、統治の技術的部面の支配を自分の手から脱さないことによつて自己の個人的支配を擁護した。他の人民委員による權力争ひの危険を避けるために、レーニンはいつも、勢力の少い、權威のない、以前に選ばれたトロツキイ、スターリン、ジェルジンスキイを除けば、黨中央委員會にも入つてゐない黨員を人民委員の職に任命してゐた。レーニンの權力争ひに對する危惧についてオシンスキイは一九二三年の第十二回黨大會において次のやうに語つた。

「人民委員會では……重要人物を入れることを懼れてゐる。何故ならば彼等はポリティビュローに坐し、人民委員會に競争をしかけるからである。」

人民委員會が表面に立つが、萬事は豫じめ秘密に黨中央委員會が決定するといふレーニン在世中の状態は、九年間即ち一九二八年の半頃まで續いた。ソ聯邦を社會主義の軌道に移す時代が来るに共に、ソヴェート國家組織は明かにフアシスト的性質を帯び始めた。命令を發布するソヴェート上部機關が反對派の態度をこつたために、スターリンは餘儀なく「スターリニズム」實現に必要な政府命令を人民委員會や中央執行委員會の名においてではなく、直接彼に忠實な黨中央委員會の名において發表せざるを得なかつた。そして、スターリンに従順な地方權力は、人民委員會議長ルイコフの右翼的偏向に中央執行委員會幹部會における若干の動搖を知り、黨の指令がスターリンの新方針に完全に合致することを確認した。

黨の最高機關たる中央委員會は、かくして始めて明瞭にソヴェート組織の指導に介入したのである。黨の新一般方針

の實行に伴ふ事態はスターリンをしてこの介入をますます深く深からしめた。問題は次の點にあつた。即ち、スターリンが何ら實際的準備なくして早急に發案した超工業化及び農民の強制的コルホーズ化の計畫がその實現の途上において黨の上下における反對は別として、まったくスターリンの豫期しなかつた政治的並に純技術的困難に衝突したこゝみである。

事態の緊急はスターリンをして非常手段をみらしめたが、彼がこの非常手段を遂行し得たのは、まったくたゞ側近の協働者のうちに「スターリニズム」に對する忠實な支持を見出したからにはかならなかつた。スターリンは何よりも先づ彼が主宰する忠實な書記局を利用した。スターリンは、ソヴェート官廳及び經濟機關に勤務し、新一般方針の實行を妨害してゐた黨員を信用しないで、書記局の權限を著しく擴張した。

この改革は、書記局を、改革前には動搖し偏向をもち、しばしば新一般方針の實行を拒んでゐた全ソヴェート及び經濟機關を動かす槓杆たらしめた。このスターリンの槓杆は全機構をして中央部のすべての指令を正確に遂行せしめた。この改革はスターリンによつて一九三〇年一月始めに行はれたのである。最初の大衆的な強制的コルホーズ化は一九三〇年一月―二月の二ヶ月間で行はれたが、かくも急速に、かくも峻烈に行はれたのは、まさにコルホーズ化の實行が書記局によつて地方ソヴェート組織に屬する動搖せる黨員にではなく、改革された黨地方委員會に屬する無原則的な、だがスターリンに忠實な黨員に課せられたからである。

その後「スターリニズム」の育成においてスターリンの主要な援助者になつたものは黨中央委員會である。スター

リンは中央委員会の権限を少しづつ擴張しつつ、これをますます深く直接の國家統治に引入れ始めた。彼は一九二八年に數千のボリシヴィキ大衆のうちから少數の絕對に忠實な黨員を選んで、中央委員会に不動の支柱をつくるこゝが出来たので、本意裡にこの権限擴張を遂行し得たのである。

國家建設事業への中央委員会の實際的参加は、先づ、中央委員会が立法者の役割を帯びるに至つたこゝに現はれた。一九三一年以來、ソ聯邦の經濟生活を調整する最も重要な法令は、新人民委員會議長モロトフが黨中央委員會議長スターリンの連名で發布されるやうになつた。かくしてソ聯邦憲法に規定されてゐない新しい立法機關——黨中央委員會總會と人民委員會——がつくられた。また一九三一年にはソヴェート當局の公式發表の中に古い用語「勞農政府」に代つて「黨政府」といふ新しい用語が現はれた。

スターリンが「スターリニズム」實現のための闘争においてみつけた數々の改革——それはソヴェート機構に獨特のファシスト的性質を賦與するものだが——の中でも、なほ注目すべきは一九三三年一月十三日、六月十六日、七月十一日の中央委員會決定によつて農務、ソフホーズ、交通の三人民委員部に政治部、政治局の形式において特殊の政治機關を設置したこゝである。

ソヴェート官廳に勤務する黨員に對するスターリンの不信は、下級勤務員のみならず、一般方針實行の主要指導者、即ち人民委員にまで及ぼされてゐた。この不信は人民委員會の構成の改革を呼び起した。スターリンは、黨の中央委員でない無勢力の黨員を人民委員に任命したレーニンのやり方は全然別の方法をみつけた。一九二八年前の人民委員の顔ぶれを見るに、黨の政治局員又は中央委員でさへ極めて少ない。ミコワが一九三〇年以後になるに政治局員や中央委員が壓倒的多數を占めてゐる。最近の第十七回黨大會（一九三四年）以後には黨中央委員でない人民委員は一人もなく、しかもすべての主要な人民委員部は黨政治局員が主宰してゐる。現在では、一九三五年の第七回聯邦ソヴェート大會でソ聯邦中央執行委員會幹部會員に選舉されたスターリン自身を含めて、ソヴェート機構の最高官職を占めてゐないやうな黨政治局員又は候補者は一人もゐない。

だが、それと同時にスターリンは、この改革が不確かな人民委員の不意の反抗に逢ふ危険を取除くと共に別のより重大な危険を含んでゐるこゝを理解した。「スターリニズム」時代に行はれる事業が餘りに巨大で、國家經濟が餘りに複雑になつたために、議長モロトフを始めとして國家統治の技術的部面を手中に握る黨政治局員と人民委員に決定的意義が賦與され、技術的統治から遠く離れてゐる一般の黨中央委員を、何よりも先づ黨中央委員會議長たるスターリン自身を押し除ける危険が生じた。かやうな状態は、非常に早く人民委員會にソ聯邦全經濟生活の獨立的な技術的指導者の役割をもたらしのみならず、スターリンをソ聯邦政治の主要指導者の役割から引離す虞れがあつた。

書記局が少數であるために上述の一九三〇年の改革によつて課せられた仕事を處理し得ないのを見て、スターリンは、この仕事の全部、即ち諸人民委員部の業務指導を彼が主宰するメンバーの多い黨中央委員會に課し、それによつて全國家統治の頭部に自分自身を置いた。中央委員會がこの新しい仕事を遂行し得るやうに、その内部に各人民委員部の權限に並行する權限をもつた數箇の部が設置された。かやうにして最高黨機關たる黨中央委員會と最高ソヴェー

ト機關たる人民委員會との融合が行はれ、地方においては黨委員會と執行委員會との融合が行はれた。この融合によつて、黨機構——中央委員會は黨政府機構に變形されたものとなり、形式的憲法は完全に破壊された。

## 二

黨中央委員會機構の黨政府機構への轉化は、黨機構の他の諸機關の改組と共に、一九三四年の第十七回黨大會において一層深められた。第十七回大會では大會決議の作成に當つて支配的グループのあらゆる努力が、中央委員會を更に強化し、國家統治におけるその指導を深め、一切の最高ソヴェート官廳を黨中央委員會に完全に從屬させることに向けられてゐたことは、注目せざるを得ない。

この點に關して第十七回大會は少しも遠慮をしなかつた。本大會は明瞭に中央執行委員會及び人民委員會の權限を侵して二つのソヴェート監察機關——人民委員會附屬實施(檢討)委員會と勞農監督人民委員部——を廢止した。これらの機關の代りにやはり人民委員會に附屬する新しい機關——ソヴェート統制委員會を設置し、しかもこの新委員會を明瞭に最高黨機關に從屬させた。その他の最高ソヴェート官廳の權限侵犯に關しては觸れずに置かう。

かやうにして第十七回黨大會は本質上黨中央委員會の獨裁を非公式に宣言した。また、本大會の決議によつてスターリンに不忠實であつた他の最高黨機關——中央統制委員會と、ソ聯邦が社會主義の軌道に移る以前の時代において「ボリシェヴィキ議會」の役割を演じた中央委員會及び中央統制委員會の合同總會が廢止されたのも、同じ理由によるのである。

黨機構によるソヴェート機構の權限侵犯、形式的ソ聯邦憲法の完全な無視、國家統治における權能の混亂は、大會後も繼續されたが、しかしそれは非常に短い期間であつた。この點で特に重要なのは一九三四年二月二十八日の中央委員會決定である。これは、憲法のみならず第十七回黨大會の決議及び同大會で制定された黨の新規約をもまったく破つて、各人民委員部を含めて一切のソヴェート及び經濟機關の業務を黨統制委員會の監督下に置いたのである。

第十七回大會で支配的グループは一切の權力を一手に掌握しようとする懸念に努力したが、實をいへばそれを拒むものは何もなかつた、謂はば力をこめて暖簾にぶつかつたやうなものであつたといふこと、そして一九三二—三三年度に比較して彼等が達成した經濟上の成功を彼等自身過小評價してゐたといふことが、大會が済む間もなく彼等に判つて來た。スターリニズムの勝利のためにみられた方策が豫想以上に好結果をもたらし、内敵を著しく減少させ、それほど多くの親友を増さなかつたにせよ、兎に角、彼等の支配に適應し、彼等の權力と妥協したかの如きソ聯邦人民の同伴者乃至同情者が多數に彼等を取巻いたのである。かやうな事情は彼等の元氣と自信を著しく高めた。

支配的グループの元氣と自信を更に高めた第二の要因は、一九三四年九月十八日におけるソ聯邦の國際聯盟加入であつた。

これらの要因の影響を受けて支配的グループは、一九三四—三六年に、ロシアにおける國民の状態を緩和する周知



の諸法令を發布した。就中、憲法改正の必要に關するスターリンの決定は、對外的壓迫の下において彼のこの新政策の當面の、且つ當然の繼續である。

問題は、異常に尖鋭化する國際關係の影響下においてスターリンがファシスト的機構たるソヴェート國家機構はソ聯邦の同盟國たる民主主義國の政治家から鋭い非難を呼び起し、ソ聯邦存立の堅固性こそその軍事力に對する信頼を鼓吹するものでないことを理解した點にある。スターリンは特に最近においてソヴェート機構とファシスト機構とを同一視する聲をしばしば聽かせられた。彼は自ら全世界の前にファシストの最大の敵であることを聲明したのであるから、かういふ聲を聽くことは特に苦痛であつた。極く最近、一九三六年三月一日にアメリカ新聞代表ロイ・ハワード氏は世界を騒がしたスターリンのインタヴューにおいて親しくソヴェート機構のファシスト的性質を指摘したが、スターリンは懸命にこれを否定し、イタリーのファシズムも、ドイツの國民社會主義もソ聯邦の社會主義社會と何ら共通點をもつてゐないことを主張したのである。

そこで、スターリンは、同盟國の不信を解消させ、表面上ソヴェート國家機構は變化したソ聯邦の情勢に適應して資本主義諸國の憲法を手本とする正常的憲法によつて調整され得ることを示すために、ソ聯邦及び各共和國憲法の改正に着手した。

では、この點に關して新憲法の新たな點は何か？ 條文の細かい分析は止めてたゞ改正の重點のみを示せば、それはソヴェート大會と中央執行委員會を廢止し、新しい最高機關——最高ソヴェートを設置し、これに一切の最高國家統

治權を賦與し人民委員會を最高ソヴェートの命令の副次的遂行者たらしめたことである。國家統治の主要な指導權は最高ソヴェート幹部會に、實際では幹部會議長の手に集中される。幹部會議長の椅子は疑ひもなくスターリンが占めるであらう。彼はかくしてレーニンとの戦術に歸り、嘗てのレーニンと同様に、ソヴェート共和國國家統治の元首の地位に就くであらう。

## 新憲法における「國民の自由」 (抄譯)

「ヴォズロジデーニエ」紙

イ・エス・チマシヨフ

新憲法中最も外國言論界及び在外亡命ロシア人の論議を呼び起した條項は、第十章「國民の基本的權利義務」である。自由の概念はソヴェート專制政治に凡そ縁の遠いものであるから、新憲法のこの條項について「ミウミウモスクワも折れて来た」と見る者、「相變らずの對外宣傳政策にすぎない」と見る者、「二通りの解釋が出来たのも無理はない。

勿論、後者の解釋が正しい。だが、この宣傳的條項を見る者はこれが何も新しいものではなくて十八年前の最初のソヴェート憲法からあつた非常に古いものである。こゝを知らなければならぬ。新憲法第一二五條は國民の自由を左のやうに規定してゐる。

「第二二五條 勤勞民の利益に適應し、社會主義體制黨化の目的を以てソ聯邦國民は法律によつて左の自由を保障せられる。

(イ) 言論の自由

(ロ) 出版の自由

(ハ) 集會の自由

(ニ) 街頭行進及び示威の自由

國民のこれらの權利は、印刷所、用紙、公共建築物、街路、通信手段、其他これらの權利を行使するに必要な物質的諸條件を勤勞民及びその團體に提供することによつて保障せられる。」

一九一八年七月十日に始めて制定され、一九二五年五月十一日に改訂されたロシア共和國憲法にも同じ規定がある。(一九二三年七月六日制定の聯邦憲法は國民の自由について完全に沈黙し、自由の問題はロシア及び其他の加盟共和國憲法において規定された。)一九二五年のロシア憲法第五條及び第六條は國民の自由について次のやうに規定してゐる。

「第五條 勞働民衆に眞の言論の自由を保障するためロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國は刊行物を資本より獨立せしめ勞働階級及農民に對し新聞、冊子、書籍及其他總ての印刷物刊行に要する一切の技術的及物質的資料を與へ且全國内に於ける自由なる頒布を保證する。

第六條 勞働民衆に眞の集會の自由を保障するためロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國はソヴェート共和國人民に對し自由に集會、會合、行列等を舉行する權利を認め國民的集會を行ふに適する一切の場所を勞働階級及農民の處置に供する。」

若しスターリン憲法がたゞこれらの自由を宣言するに止まつてゐるならば、また舊憲法より幾分新しくなつた認められてもいゝが、右に掲げた新憲法第一二五條の條文にある通り、その後段では一九一八年及び一九二五年憲法にある文言を幾らか要約した形でこれを裏切るやうな文言を挿入してゐる。言論・出版の自由を例とすれば、それは任意の意見を發表する自由ではなくて、たゞ「資本からの自由」、即ち出版の物質的手段の勤勞者への移譲にすぎない。

出版の自由を宣言した一九一八年憲法實施の第一日からそれは絶對的不自由に一變し、出版物はたゞ赤色指導者及びそのグループの意見ミ希望を傳達するマイクロホンミなつた。十月革命に勝利した勤勞者は政治的に無經驗だから容易にブルジョアジの民にかゝる。若し勤勞大衆をそのまま放任して置いたら、ブルジョア反革命の危険は實現するに違ひない。反革命を豫防するにはプロレタリアートの階級意識ある、しかも組織された部分に指導の任務を課するこゝが必要である。かやうな組織こそ、プロレタリアートの前衛ミ見らるべき共産黨である。すべての勤勞者は共産黨の指導に服従しなければならぬ、(彼等の言分はかうである。)他方において、共産黨はますますその一人の指導者によつて代表されてゐる。

新憲法はけつして「前衛理論」を、黨による指導の原則を廢棄するものではない。舊憲法におけると同様に新憲法においても出版の自由は黨ミその指導者の手への出版手段の移譲にはかならない。ロシアの實情はほんま正確に新舊のソヴェート憲法から讀みこむこゝが出来ぬ。

同じこゝが結社の自由についてもいはれる。新憲法第一二六條は次のやうに規定する。

「**第一二六條** 勤勞民の利益に適應し、人民大衆の組織的自立活動及び政治的能動性を發達せしめる目的を以て、ソ聯邦國民は社會團體(職業組合、協同組合、青年團體、スポーツ及び國防團體、文化・技術及び科學團體)を結成する權利を保障せられる。」

何故許可さるべき團體を列擧する必要があるかミいふ若干の疑惑は起るにしても、こゝまではまづよろしい。だがこの條文はこれでおしまひではない。後段には次のやうに書いてある。

「而して勤勞者階級及び其他の勤勞民諸層における最も積極的且つ自覺的なる國民は、社會主義體制の發展・鞏化のための闘争にお

る勤勞民の前衛部隊にして、社會的なると國家的なるとを問はず勤勞民のあらゆる團體の指導的核心たる全聯邦共産黨(ボリシエヴイキ)に結合する。」

ソ聯邦における結社の自由が結局何かミいふこゝはこれによつて明らかである。それは、共産黨及び共産黨を指導的核心とする諸團體に所屬するか、所屬しないかの自由である。

憲法起草者の公正を認めなければならぬ。彼等は現實において次第につくり出された状態を非常に正確に成文化したのである。彼等はこの點について何ら新しいものを導入しようミはしてゐない。萬事は舊態依然だ。

スターリン憲法は第一二四條において良心の自由をも規定してゐる。この條文は一九二五年制定ロシア共和國憲法第四條(一九二九年改正)を殆んま文字通り繰返したものである。

新憲法はまたこれらの自由に加へて個人及び住居、並に信書の秘密の不可侵を規定してゐる。即ち第一二七條がそれである。この種の條項は事實以前の憲法には缺けてゐた。しかし、ソヴェート立法は憲法で盡きるものではない。一九二三年二月十五日發布の刑事訴訟法を見るならば、スターリン憲法に劣らぬ個人權の保障を規定した條文を見出すであらう。この刑事訴訟法は現在においても廢止されてゐない。同法第五條は次のやうに規定してゐる。

「法律に示されたる場合及び法律によつて規定せられたる手續を除いて、何人も自由を剝奪され、拘禁せられることはない。」

住居の不可侵については同法第十四章全部がさゞげられてゐる。それによれば、人民の住居は不可侵ミ看做され、家宅搜索及び物品押収は可成り複雑な手續——執行令狀の發行、證人の立會、等々——を必要とする。

最後に、信書の秘密については同法第一八六及び一八七條が次のやうな手續を規定してゐる。即ち、刑事が信書を開封する時は検事の許可を要し、また押收時日を郵便局に豫告しなければならぬ。

ソヴェート刑事訴訟法のこれらの條項はすべて多少の修正を加へた上で革命前のロシアから借りて來たものである。兩者の差異はたゞ昔は條文通り行はれたが、今はその條文は死語に等しいといふ點だけである。

以上述べて來た所をまごめるに次のやうな結論になる。國民の自由に關してスターリン憲法には何も新しい所がない。一九一八、一九二三、一九二五年の諸憲法の下においてソヴェート・ロシアにおける國民の自由がさういふ状態にあつたかは何人もよく知つてゐる。この問題に關して新憲法がすつと以前から説かれ約束されてゐたことをたゞ反復するにすぎないのを見れば、新憲法實施後における自由がさういふものか、我々は前もつて豫見することが出来る。

## ソヴェート新憲法

「ネーション」誌　ルイス・フイツシャー

豫備知識のない人にソヴェートのことを餘り早めに報せることは「宣傳」だ云つて片付けてしまふ。三年前迄はソ聯邦では今未厝有に大がかりで急速な工業化實施案が着々實行されてゐる云ふことが「宣傳」だつた。この數年間は、ロシアでは今や獨裁政治が清算されて眞の民主主義を建設してゐる云ふのが「宣傳」にならう。

余がソ聯邦の民主主義化に就て始めて書いた一九三五年の半頃、余は民主主義化傾向につき議論したソヴェート共產主義者でもかゝる傾向の存在に氣が付かなかつたのは面白い。それは民主主義に對する人民の要求がなかつたからである。獨裁政治は抑壓を受けて後退しつゝあるのではなくて自壞しつゝあるのである。

この國で極めて屢々又單調に繰り返へされるスターリン讚美の言葉を余は甚だ苦々しく思ふ者であるが、この點に關しては彼賞讃の聲に和さざるを得ない。民主主義化の問題はきまぐれに起つた一片の日和見主義者のたわごみではない。スターリンが嘗てこの問題に關し考へ抜いたことは明かな事實である。彼は一九三一年以來その準備を怠らな